

平成29年(ワ)第125号, 同第535号 安保法制違憲・国家賠償請求事件

原告 阿部 裕 外224名(第125号)

同 上田優美子 外 33名(第535号)

被告 国

準備書面(7)

(人格権の被侵害利益性と具体的被害)

2018(平成30)年5月30日

宮崎地方裁判所

民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 後藤 好成

同 松田 幸子

同 江原 健太

同 山田 秀一

他24名

【目次】

第1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2 人格権が認められてきた沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

1	世界人権宣言など	8
2	第2次世界大戦以前	9
3	第2次世界大戦後	10
第3	人格権に関する民法学者の学説	11
1	第2次世界大戦前	11
2	第2次世界大戦後（不法行為法での発展）	12
	(1) 人格権に含まれる個別的権利を列挙するにとどまるもの	12
	(2) 包括的権利としての人格権を論じるもの	12
	(3) 何らかの理念的根拠により人格権を承認するもの	13
	(4) 人格権自体をテーマとした主要な論説	14
第4	人格権に関する学説（憲法学者）	18
1	佐藤幸治	18
2	高橋和之	19
3	まとめ	19
第5	人格権に関する判例の検討	20
1	最高裁判所	
①	最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁（北方ジャーナル事件）	20
②	最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁（自衛官合祀手続き事件）	21

③ 最二小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁（公立小学校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判，論評を主題とするビラの配布行為事件）	25
④ 最二小判平成3年4月26日民集45巻4号653頁（水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作为違法に対する損害賠償請求事件上告審判決）	27
⑤ 最三小判平成8年3月26日民集50巻4号993頁（不貞行為の相手方に対する配偶者からの損害賠償請求事件）	29
⑥ 最三小判平成12年2月29日民集54巻2号582頁（エホバの証人輸血拒否事件）	31
⑦ 最三小判平成14年9月24日裁判集民事207号243頁（石に泳ぐ魚事件）	33
2 下級審	33
① 大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁（大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件（上告審昭和56年12月16日最高裁大法廷判決））	33
② 熊本地判平成13年5月11日判例時報1748号30頁（「らい予防法」違憲国家賠償請求事件）	38
③ 福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁（大飯原発3，4号機運転差止請求事件）	40
④ 前橋地判平成29年3月17日判例集未登載（福島原発被害者の避難による損害賠償請求事件）	42

第6	原告の主張する人格権の内容	44
1	原告の主張する人格権の概要	44
2	生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権	47
3	平穏生活権	48
4	主権者として蔑ろにされない権利	54
第7	各原告らが侵害された人格権の具体的内容	55
1	戦争体験者とその家族	55
	(1) 空襲等被害者	56
	(2) 被爆者とその家族	72
	(3) シベリア抑留者の家族	80
	(4) 満州からの引揚者	82
	(5) 多感な青少年期の戦争体験者	89
2	新田原基地周辺住民	99
3	その他の特徴的な被害者	101
	(1) 学者・教育者	101
	(2) 宗教関係者	118
	(3) 子を持つ母親及び孫を持つ祖父母たち	122
	(4) 障がい者	139
	(5) 若者	141
	(6) 医療関係者	149

(7) 司法関係者	152
(8) 平和を望む国民・市民	159
第8 終わりに	178

第1 はじめに

1 原告らは、新安保法制法制定行為等によって侵害された権利の一つとして、人格権を挙げ、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、その侵害に係る損害について被告・国により損害賠償がされるべきだと主張した。

これに対して、被告は、答弁書（35頁）において、「原告らが主張する権利は国賠法上の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益は認められないこと」とする項のなかで、人格権について、「原告らのいう『人格権』の具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できない。」し、原告らが「人格権」の侵害として述べるところは、結局のところ「漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。」と主張する（同頁）。

2 本準備書面においては、原告らの主張する人格権が、学説及び判例によって国賠法により保護されるべき具体的権利・利益であること、したがって国の主張が明らかに間違っていることを論じる。

原告らの被害の実際については、訴状においてすでに具体的に述べているところであり、さらになお準備書面で補充する予定であるが、本準備書面ではそれらの被害について、人格権の視点から改めて敷衍するものである。

3 今日においては、「『人格権』と呼ばれる権利が存在し、これが何らかの意味で法的に保護されることは、わが国の判例・学説で疑問の余地なく承認されていると言って良い。近時は、環境に関する権利・利益や情報・プライバシー

一に関する権利・利益などに関連して人格権に含まれる権利が新たに提唱されるなど、権利内容が多様化しており、その現代社会における重要性はさらに高まりつつある。」（米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』（一）」法学協会雑誌133巻9号1312頁2017年1月・甲B第8号証の1）。

4 後述の判例及び学説によっても、人格権の定義・説明として基本的には同じ趣旨のことが述べられている。

人格権の内容については、論者により広狭異なるものがあるが、ここでは、まず、比較的狭く解するという五十嵐清によれば「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体」であるとされていることを指摘しておきたい（五十嵐清「人格権法概説」10頁有斐閣2003年12月）。諸利益の総体ということは、包括的権利ということでもあると理解できる。なお、民法は、この種の人格権としては身体・自由・名誉だけを挙げている（民法710条）が、これは人格権の例示であることに異論はない。

5 さて、本件においての問題は、人格権の権利としての承認は当然であるとしても、被告の主張を踏まえた場合、国賠法での保護の対象となる人格権とはどのようなものであるかということである。被告の主張は、人格権の存在そのものは認めるが、原告らのいう内容では、国賠法上の保護に値するものではないということであろう。

以下では、原告らの主張する人格権としての権利・利益が、国賠法上の保護に値するものであるということを論証する。

次項以下において、人格権の認められてきた沿革、主要な学説・判例を概観したうえで、原告らの主張する人格権の内容を整理し、同主張の人格権としての権利・利益が、従前の判例及び学説で国賠法上の保護に値するものと認められているものであることを明らかにしたい。

第2 人格権が認められてきた沿革

学者らの研究によれば、人格権が認められていた沿革については以下のことが確認できる。

1 世界人権宣言など

(1) 世界的には、個人の尊厳に基盤を置く人格権は、個人の自由・平等等を宣言した1776年のアメリカの独立宣言や1789年のフランスの人権宣言に遡ると考えられるが、明確にされたのは、国連総会で採択された1948年の世界人権宣言であり、1966年の国際人権規約及び1989年の子どもの権利条約などによると言える。

(2) 世界人権宣言12条では、「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。」として、人格権の内容であるプライバシー、名誉、信用等が保護されることを明確にしている。また、国際人権規約である自由権規約の17条では、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して、恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」と規定したうえで、これについて法律の保護を受ける権利を規定している。

以下、世界の各国において人格権がどのように保障されるようになったかを概観する。

2 第2次世界大戦以前

(1) ヨーロッパでは、ドイツ、フランス、スイス民法典や学説・判例が人格権の侵害を不法行為として扱い、その発展に貢献した。

すなわち、ドイツでは、19世紀末に制定された民法典に、人格権の一般規定こそ設けられなかったが、氏名権が規定され、生命・身体・健康・自由や信用に対する侵害が不法行為となる旨規定され、学説では、広く一般的に人格権を認めるべきであると唱えられていた。

フランスでも、19世紀初めに制定された民法典には、人格権についての規定はおかれなかったが、判例により、各種の人格的利益が不法行為の被侵害利益として救済されてきたもので、これらの判例の積み重ねは、人格権法の発展に寄与したとされている。

20世紀初頭のスイス民法典においては、人格的諸関係に対する違法な侵害を禁止する規定を設け、場合により慰謝料を認めるものとしていた。これは、包括的人格権を認めたものと評価されている。

(2) 英米法諸国では同様のことは起きず、人格権という概念を持って法的保護を与えるということにはならなかったようである。しかし、人格権の内容に当たる名誉やプライバシー等は、個別に保護法益とされ、特に、アメリカでは、プライバシーを中心に人格権侵害に相当する事柄が私生活を保護するものとして論じられ、判例により保護されてきたようである。

(3) 日本では、民法典はドイツ民法に倣って、人格権の一般規定は設けなかったものの、財産権の他に身体・自由・名誉の侵害を不法行為の被侵害利益とした(民法710条)。しかし、学説上、後記のように人格権そのものは認められていた。

また、判例上も、人格的利益を個別に保護していた。例えば、現在では人格権侵害と認められている村八分(大阪高判平成25年8月29日判例時報2220号43頁等)について、「被上告人の社交上活動し得べき自由を妨げ、且つ被上告人を社交上より排斥してその社会より享くべき声価を受くること得ざるに至らしめた」ものとし、自由及び名誉を侵害するとして慰謝料を認めている(大判大正10年6月28日民録27輯1260頁)。

3 第2次世界大戦後

(1) 次に記載するように、第2次世界大戦以前に比して、多くの国で人格権侵害に法的保護が与えられるという進展が見られた。

(2) ドイツでは、民法典上は一般的人格権の規定は設けられないままであったが、学説・判例により、人間の尊厳と人格の自由な発展を保障したドイツ連邦共和国基本法1条・2条に基づき、一般的人格権を権利として承認し、その侵害に対して慰謝料請求権を肯定するようになっている。

(3) フランスでは、1970年に民法典を改正し、私生活の尊重を求める権利、すなわちプライバシー権を規定し、1994年には民法16条で「法律は、人の生命の開始より、人の優越を保証し、その尊厳性に対するあらゆる侵

害を禁じ、人間存在の尊重を保障する」と宣言するなど、手厚く人格権を保護している。

(4) スイスにおいては、既に述べたように一般的人格権を規定していたものであるが、1983年に保護の内容を拡充する改正をし、反論権についても規定を設けている。

(5) アメリカでのプライバシー法もこの時期に大きく発展した。特に1960年代にコンピュータの発展により人権侵害が頻発するようになり、それにこたえるためにこの分野が発展したといわれ、「個人情報の自己コントロール権」、「自律的自己決定権」というように積極的に捉えられるようになっていくとされている。

(6) 日本でもマスメディアの発展と人権意識の高揚により、名誉棄損やプライバシー侵害の問題が人々の関心を引くようになり、さらに公害が認識されて環境権という言葉も生み出され、後述するように人格権に基づく差止請求や損害賠償請求が認められるなど、この分野の学説・判例の進展がもたらされた。現在では、ITの急激な進展により人格権侵害はより広く深刻な様相を呈していると言え、個人情報保護法が制定されるなどし、人格権保護についても、後記のように学説判例とも広範な発展を見せている。

第3 人格権に関する民法学者の学説

1 第2次世界大戦前

大正期にドイツ法の影響のもとに人格権概念が受容されたが、一時(1930年代)不法行為法の「権利侵害」要件を「違法性」に置き換える見解が通説

化したことに伴い、人格権概念の有用性に対し懐疑的な見方が強まった。しかし、その後、そのような議論は克服されて、今日に至っている。

2 第2次世界大戦後（不法行為法での発展）

人格権はどのように論じられてきたかについて見ると、人格権そのものに関する研究は多くはないようであるが、人格権の効果として不法行為に基づく損害賠償が論じられる際に議論がされたようである。以下、主に、米村滋人「人格権の権利構造と「一身専属性」（一）」（法学協会雑誌133巻9号1311頁以下・甲B第8号証の1）による。

（1）人格権に含まれる個別的権利を列挙するにとどまるもの

ア 加藤一郎は、「人格権的なもの」として民法710条の身体・自由・名誉を例示として、貞操・氏名・肖像なども含めてよいとし、身体的側面と精神的側面とに別けて論じ、前者に身体的自由、生活妨害等を、後者に名誉、精神的自由などを挙げるが、人格権の概念内容等に関する記述はないようである（加藤一郎「不法行為（増補版）有斐閣1974年106頁以下）。

イ 澤井祐は、狭義の人格権侵害（絶対権タイプ）と人格権侵害（衡量タイプ）に含まれると思われる個別的権利・利益を不法行為の被侵害利益に分けて論じ、後者に生活利益侵害等を掲げるが、人格権一般についての論述はない（澤井裕「テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第三版）」有斐閣2001年140頁以下）。

（2）包括的権利としての人格権を論じるもの

ア 四宮和夫は、人格権とは「人の人格的利益（身体・自由・名誉・貞操・氏名、肖像・プライバシー）を目的とする私権をいう」ものであり、「プライバシー権など新たな人格権の承認とともに、『個別的人格権』の源泉ともいうべき『一般的人格権』の観念も認められるようになってきた。」と論じ、包括的権利としての人格権を肯定している（四宮和夫「民法総則（第4版）」弘文堂1986年24頁）。

イ 田中実・安永正明は、「人格権は、生命・身体・自由・名誉（710条）のような、人格と切り離すことのできない個性的なものを内容とする権利である。すなわち、生命の安全とか、身体の完全性とか、自由な意欲や行動とか、人間としての尊厳とかを内容とし、これらを侵されないで人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益を享受すべき権利を総称して、一般に人格権とよぶ。」とし（谷口知平・石田喜久夫編「新版注釈民法（1）」有斐閣2002年55頁）、米村滋人前掲は、これも包括的権利としての人格権を肯定する見解に分類できようとする。

ウ 平井宣雄は、（人格権とは）「身体・健康・自由・名誉などのような人間存在そのものにかかわる利益をいい、自由権・名誉権・肖像権・プライバシー権などが含まれる」と定義している。平井は、さらに、「人格的諸利益への侵害は、その性質上差止めを認めなければ救済の実を挙げられない場合があるので、差止めの根拠として、物権に準じた権利（ただし一身専属権である点で物権と異なる）としての人格権概念を定立する必要がある」としている（平井宣雄「債権各論Ⅱ」弘文堂1992年106頁以下）。

（3）何らかの理念的根拠により人格権を承認するもの

ア 潮見佳男は、憲法13条を根拠にして、「人格権とは、人間の尊厳に由来し、人格の自由な展開及び個人の自律的決定の保護を目的にするとともに、個人の私的領域の平穩に関する保護を目的とする権利である」とした上で「一般的人格権は、憲法13条に基礎を有し、「人格価値の総体を包括的に保護する根源的権利として、社会の要請に応じて個別的人格権（氏名権、肖像権など）を生み出す基点となる」とする（潮見佳男「不法行為法I（第二版）」信山社2009年194頁）。

イ 広中俊雄は、民法体系全体を理論的に分析して、これを、財産法と家族法に二分する伝統的二分法は正当でないとし、「財産に関する法」と「人に関する法（人格権法・家族法・生活利益法）」からなるとする新たな二分法を提示し、「人格秩序」を構成する人格権法と家族法が「人に関する法」の根幹部分であるとする（広中俊雄「民法綱要（新版）」創文社2006年15頁以下）。

（4）人格権自体をテーマとした主要な論説

ア 齊藤博は、「人格価値」にはさまざまな側面があるとし、個別的な「人格価値」として、生命、身体、健康、自由、名誉、氏名、肖像、著作物、実演、私的領域（プライバシーや個人情報等）を挙げている。その上で「人類は、これからも、人格価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で、人格価値の新しい側面も見出されてくることになるだろう。」と述べ、人格権の概念が極めて広範な内容を有しうることを示されている（齊藤博「人格価値の保護と民法」一粒社1986年37頁以下）。

イ 五十嵐清は、人格権を個別的人格権の総体として使用するとして、具体的には、身体的人格権（生命・身体・健康等）と精神的人格権（名誉・氏名・肖

像・プライバシー)が含まれるものとするとし、さらに、人格権の法的性質として『絶対性』と『一身専属性』を掲げ、「程度の差はあれ、すべての人格権に絶対性を認めるべきである」とする(五十嵐清「人格権法概説」有斐閣2003年9頁以下)。

ウ 木村和成は、2006年の撰南法学35号掲載の論文「わが国における人格権概念の特質—その再定位の試み—(二完)」(甲B第9号証の2)で学説における人格権概念について論じている。重要な指摘を含むので、以下、長くなるがその趣旨を引用する。

木村は、学説・判例の議論を概観して、日本型人格権の特質が以下の3点に集約されるといい、次のように指摘する(前掲95頁以下)。

それは、第1に、人格権それ自体の意義は、人間の尊厳や人格価値の保護といった理念的意義、差止めを認めるという実地的意義に求められる。名誉・プライバシー侵害のケースでは・(中略)名誉・プライバシーといった法益の背後には、人間の尊厳や人格価値の保護といった理念的意義を有する人格権が存在するのだということが結果的に明らかにされた感が強い。逆に、公害・生活妨害型の事案では、差止めの根拠とされることに人格権概念の有用性が認められる傾向にあった。(中略)ここで人格権の前面に出てくるのはやはり差止めという効果面での必要性であった。

第2に、わが国における人格権は、基本的には『人格から分離できない絶対権的法益』をその核心とするが、そこでは名誉・プライバシーなどを中心とする軸と、生命・身体などを中心とする軸が並立してきた。すなわち、人格権における『人身』と『人格』の並立である。わが国では裁判例・学説においても、名誉・プライバシーのケースから人間の尊厳や人格価値の保護を理念とす

る人格権概念が登場し、その後そこから直接に派生するかたちで公害・生活妨害の事案において「差止め」という法的効果を与えることを主眼として人格権概念が登場した。

第3に、わが国において人格権が援用される局面は極めて多種多様で、絶対権法益の侵害の場合のみならず、比較的軽微な精神的利益の侵害の場合も人格権侵害と把握されることがある。（中略）後者においては、具体的な法益を特定することはできないが、侵害されているものは精神的な人格的利益である。わが国の人格権はそれらすべてをカバーし得る広い権利概念である。（中略）比較的軽微な精神的利益の侵害の場合（セクシュアル・ハラスメントや職場の不当待遇など）も『人格権』侵害と把握されることであるという・・・人格権とは『人格』（人の精神的側面）と人身（人の身体的側面）にかかわる権利であり、その意義は個人の尊厳や人格の保護を目的としている点に認められる。人身や人格に関わる法益は、人格権と構成しなくとも、その法益自体が個人の尊厳や人格の構成要素であるから、人格権と区別しても差し支えない。（中略）問題となるのは、このような明確な法益の侵害はないが個人の尊厳や人格が冒される場面（生活妨害、セクシュアル・ハラスメントや職場での不当待遇がこれに含まれるという）であり、『むしろ、この部分が人格権の主たる問題領域』である。

人格権の意義は、個人の尊厳や人格の保護にある。個人の尊厳や人格を構成する明確な法益は、敢えてそれを人格権と構成せずとも、それ自体単独で成り立ちうる。従って、生命・身体・健康・人身に関わる明確な法益、名誉・プライバシーといった人格に関わる明確な法益は、これを人格権と区別して考えるべきである。そしてこれらの侵害は原則として違法であり、その

侵害に対しては損害賠償や侵害行為の差止めが認められる。生命や身体などの法益と区別される人格権の実際的な意義は、こうした明確な法益を見て取ることはできないが、個人の尊厳や人格を構成する利益を保護する点に認められる。そして、これらの侵害も原則として違法であり、その侵害に対しては右と同様の効果が認められるべきであろう。但し、右に挙げたような明確な法益の侵害の場合とは異なり、やや軽微な利益であることから、それらに比して違法性阻却事由が広く認められることになる。 (損害賠償や差止めの根拠を権利性に求めない立場からは、なぜ人格「権」でなければならないかという点がある (前掲107頁)。

木村説によれば、生命・身体などの法益とは区別される人格権の実際的な意義は、上記のように明確な法益を見て取ることはできないような個人の尊厳や人格を構成する利益を保護する点に認められることにある (前掲106頁)。

エ 藤岡康宏は、次のように論じる (『民法講義 I 民法総論』信山社2015年18頁以下)。

不法行為法による保護の対象としての『人格権』 (『救済規範としての人格権』) と物権・債権と並ぶ民法の基本的要素としての『人格権』 (『民法構成上の人格権』) を区別し、従来は前者の人格権のみが論じられてきたが、後者の人格権を承認し、そこから救済規範のあり方を考えるべきであるとする。その上で『民法構成上の人格権』は『財産の法』と対置される『人の法』の中核に位置づけられ、『権利能力者は当然に人格権を有する』のであれば、人格権の条文上の根拠は、権利能力平等の原則を定める民法3条1項に求めることができるという。また人格権の根拠は、私的自治の原則や自己決定権の基礎にあるリベラリズム思想を採用する憲法13条に求めることもできるという。特

に、自己決定権は人格権の基礎にある権利であり、自己決定権が憲法上の価値判断により導かれるのならば、民法上の人格権の規範化も憲法によって促されるとする。

第4 人格権に関する憲法学者の学説

1 佐藤幸治

「人格的自律権」として語られる。憲法13条の『幸福追求権』は、人が人格的自立の存在として自己を主張し、そのような存在としてあり続ける上で不可欠ないし重要な権利を包括的に捉えたもので『基幹的な人格自律権』というべく、ここから憲法各条が明記する各種人権が流出派生してくる。これを『派生的（個別的）な人格的自律権』と呼ぶことができる。そしてこの個別的条項に明記されたもの以外にも、人格的自律にとって不可欠ないし重要なものが補充的に保障される（これを狭義の『人格的自律権』と呼ぶ）。

各個別的基本権規定によってカバーされず、かつ、人格的生存に不可欠ないし重要なものとは以下のものである。①「人格価値そのものにまつわる権利（例、名誉権、プライバシーの権利、環境権（人格権））、②「人格的自律権（自己決定権）」、③「適正な手続き処理を受ける権利」、④「参政権的権利」。

②については、漠然としている感を否めないで「便宜上」その内実を

(i) 「自己の生命、身体の処分にかかわる権利」、(ii) 「家族の形成・維持にかかわる事柄」、(iii) 「リプロダクションにかかわる事柄」、(iv) 「その他の事柄」に分けて考え、(iv)に関連して(i) (ii) (iii)に匹敵

する重要な類型が形成される可能性を残したという。さらに、『基幹的な人格的自律権』は、各種人権を生み出す母体のごときのものであり、憲法制定時に、それまでの人類の歴史・経験に照らして人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われた各種人権が憲法各条に明記されたが、憲法のその後の展開でなお人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権を生成せしめるのである（佐藤幸治「現代国家と人権」有斐閣2008年100頁～102頁・甲B第10号証）。

佐藤の上記基本的な考え方によれば、本件で原告らの訴えている権利・利益は、人格権に含まれるものといえる。

2 高橋和之

憲法13条は、新しい人権を憲法改正なしに認めるための根拠となる規定として設定されているのである。無名・非列挙の人権がすでにそこに存在するのではない。13条を根拠に創造されるのであり、それが日本国憲法が13条に与えた機能なのである。（中略）あらゆる人権を潜在的に含むものである（高橋和之「すべての国民を『個人として尊重』する意味」塩野宏先生古稀記念「行政法の発展と変革（上）」有斐閣2001年288頁・甲B第11号証）。

3 まとめ

佐藤、高橋の説は民法学者斎藤の「人類は、これからも、人格価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で、人格価値の新しい側面も見出されてくることになろう」にも相通じる考え方であろう。多くの権利がそうであるように、人格権も生成中のものであり、社会の進展・変化に対応して新しい認識を重ねてその権利に含まれるものを広げていくと言えよう。

なお、五十嵐前掲18頁は、人格権の憲法上のものと民法上のものとの区別につき「今日では、人格権の領域においても、憲法と民法の区別ははっきりしなくなっている。」と述べている。

第5 人格権に関する判例の検討

1 最高裁判所

① 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁（北方ジャーナル事件）

ア 判決文

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法710条）又は名誉回復のための処分（同法723）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。

イ 解説

（ア）本件は、北方ジャーナル社が、北海道知事選挙に関して候補者の人物論を記載するなどしたことが名誉毀損であるとして、出版差止仮処分の申請が認容されたことから、同社がその違法を主張して国家賠償を求めた事案について

て、名誉毀損を肯定して国家賠償請求を棄却した1・2審の判断を維持した事案である。

(イ) 判決文は、上記のとおり名誉権を人格権として極めて重大な保護法益であって、排他性を有するとして、絶対権としての人格権を明確に位置づけたものといえる。人格権一般についての詳述はないが、最高裁レベルで初めて人格権概念を認め、それに基づく差止請求権を明確に承認したものである。

(ウ) 本判決についての加藤和夫調査官の解説によっても、「生命、身体、名誉、プライバシー、自由、氏名権、肖像権等各種の人格的利益を侵害する加害行為」について言及しているもので、人格的利益が広範なものであることを前提に解説がされている（最高裁判所調査官解説民事編昭和61年度[19]278頁）。

② 最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁（自衛官合祀手続き事件）

ア 判決文

(ア) 多数意見は、「原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」としているが、

(イ) 伊藤正己裁判官は、反対意見を付して、次のようにいう。

信教の自由は明白に法的な権利であり、それが不法行為法上の被侵害利益となりうることはいうまでもない。そして、信教の自由は、多数意見もいのように、国によつて信教を理由とする不利益な取扱いがされたり、宗教的行事への参列強制のように何らかの宗教上の強制が加えられたり、逆に

宗教的活動への制止，妨害がなされたりする場合に，国による侵害があつたということができる。しかし，本件において，被上告人は，自己の信ずる宗教上の活動を阻害されたり，県護国神社への参拝を強制されたりしたことはないのであるから，信教の自由そのものへの侵害は認めることができないのである。そこで，問題は，信教の自由とかかわりをもつとはいへ，信教の自由そのものではない，原判示の「静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益」が被侵害利益となりうるかどうかということになる。

私は，現代社会において，他者から自己の欲しない刺激によつて心を乱されない利益，いわば心の静謐の利益もまた，不法行為法上，被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える。この利益が宗教上の領域において認められるとき，これを宗教上の人格権あるいは宗教上のプライバシーということもできるが，それは呼称の問題である。これを憲法13条によつて基礎づけることもできなくはない。私は，そのような呼称や憲法上の根拠はともかくとして，少なくとも，このような宗教上の心の静謐を不法行為法上の法的利益として認めうれば足りると考える。社会の発展とともに，不法行為法上の保護利益は拡大されてきたが，このような宗教上の心の静謐要求もまた現在において，一つの法的利益たるを失わないといつてよい。本件においても，被上告人がキリスト教信仰によつて亡夫孝文を宗教的に取り扱おうとしているのに，合祀の結果その意に反して神社神道の祭神として祀られ，鎮座祭への参拝を希望され，事実反して被上告人の篤志により神楽料が奉納されたとして通知を受け，永代にわたつて命日祭を斎行されるというのは，まさに宗教上の心の静謐を乱されるものであり，法的利益の侵害があつたものといわねばならず，県護国神社への合祀

は、被上告人に対し、せいぜい不快の感情を与えるものにとどまるもので法的な侵害があつたとは認められないとするのは適切でない。

私は、基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場においてそれが要求されると考えている。多数支配を前提とする民主制にあつても、基本的人権として多数の意思をもつても奪うことのできない利益を守ることが要請されるのはこのためである。思想や信条の領域において、多数者の賛同するものは特に憲法上の保障がなくても侵害されるおそれはないといつてもよく、その保障が意味をもつのは、多数者の嫌悪する少数者の思想や信条である。宗教の領域にあつては、わが国における宗教意識の雑居性から宗教的な無関心さが一般化しているだけに、宗教的な潔癖さの鋭い少数者を傷つけることが少なくない。「たとえ、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあつても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつてしても許されない」という藤林裁判官の意見（多数意見引用の昭和52年7月13日大法廷判決における追加反対意見）は傾聴すべきものと思われる。本件において、被上告人は宗教上の潔癖感が余りにも強いという批判もありうるかもしれない。しかし、そこに少数者にとつて守られるべき利益があるというべきであり、宗教的な心の静穏は少なくとも不法行為法上の保護を受ける利益であると認めてよいと思われる。このような心の静穏は、人格権の一つということができないわけではないが、まだ利益として十分強固なものとはいえず、信仰を理由に不利益を課したり、特定の宗教を強制したりすることによつて侵される信教の自由に比して、なお法的利益としての保護の程度が低いことは認めざるをえない

であろう。しかし、そうであるからといって、宗教的な心の静穏が不法行為法における法的利益に当たることを否定する根拠となりえないことはいうまでもない。

イ 解説

(ア) 多数意見は、「静謐な環境のもとで信仰生活を送る利益」を被侵害利益と認めなかったが、伊藤正己裁判官は、これを肯定している。同裁判官の「憲法第3版」(弘文堂平成7年)235頁で、「広義のプライバシーには、およそ人が他人から自己の欲しない刺激によって心の静謐を乱されない利益が含まれると考えられる。信教の自由の侵害に当たらなくても、静謐な環境のもとで自己の信仰生活を送ることが害されたり、聞きたくない音を強制的に聞かされたりすることがその例である」と言及されているものと同旨である。伊藤裁判官がプライバシーに関する権威であることを考えると、同判示は軽視すべきでない。

(イ) なお、同判決についての瀬戸正義調査官の解説では、憲法13条の幸福追求権について、国家権力との関係で国民に直接保障されたものと解しているものとみられるものとして最大判昭和44年12月24日(刑集23巻12号16255頁、警察官が個人の容貌等を撮影したことが憲法13条の趣旨に反して許されないとした事案)等を引用している。また、人格権については、一般的人格権と個別的人格権とがあり、後者は、氏名権、肖像権、名誉権のようになりに限定された構成要素を持つ権利であり、前者は、主として人格的属性を対象とし、その自由な発展のために第三者による侵害に対して保護されなければならない諸利益の総体をいうが、特に、未だ十分に限定されるに至らない

人格的利益を保護する点に主要な機能を有する概念であるといわれる、と紹介している（最高裁判所調査官解説民事編昭和63年度[10]187頁）。

③ 最二小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁（公立小学校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判，論評を主題とするビラの配布行為事件）

ア 判決文

上告人の本件配布行為ののち、被上告人らの中には、電話、葉書、スピーカーによる嫌がらせや非難攻撃を繰り返し受け、家族に対してまで非難の宣伝をされた者があり、その余の者も右事実を知り同様の攻撃等を受けるのではないかと落ち着かない気持ちで毎日を送ったことは前示のとおりである。被上告人らの社会的地位及び当時の状況等にかんがみると、現実に右攻撃等を受けた被上告人らの精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度内にあるということはできず、その余の被上告人らの精神的苦痛も、その性質及び程度において、右攻撃等を受けた被上告人らのそれと実質的な差異はないというべきところ、原審が適法に確定したところによると、被上告人らの氏名・住所・電話番号等を個別的に記載した本件ビラを大量に配布すれば右のような事態が発生することを上告人において予見していたか又は予見しなかったことに過失がある、というのであるから、被上告人らは上告人の本件配布行為に起因して私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害されたものというべきであり、上告人はこれにつき不法行為責任を免れないといわざるを得ない。

イ 解説

(ア) 判決は、ビラ配布行為については、公共性がないとは言えず、主要な点において真実であるとして、その違法性は否定したが、配布行為に起因する人格的利益の侵害について不法行為責任を認め、原判決を変更して慰謝料の支払いを命じたものである。判文は、「私生活の平穩などの人格的利益」を被侵害利益として明確に認めている。

(イ) なお、同判決について篠原勝美調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成元年度〔34〕619頁）。

人格権が実定法上の根拠に基づくものかは議論があるが、通常、人格に専属する個人の生命、身体、自由、名誉、生活等の人格的利益の総称として理解されている。その権利性は、主に差止請求権の根拠として議論され、最高裁も、前掲①最大判昭和61年6月11日が人格権としての名誉権を認知したこと、下級審判決で平穩生活権をいうものがあること、前掲最大判昭和44年12月24日（②の解説中）が実質的に肖像権を承認していること、損害賠償請求の被侵害利益として、日照・通風の利益（最三小判昭和47年6月27日民集26巻5号1067頁）、前科等をみだりに公開されない利益（最三小判昭和56年4月14日民集35巻3号6200頁）、氏名を正確に呼称される利益（最三小判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁）などを法律上の保護に値する利益としている。私生活上の平穩なる人格的利益は、これらの延長線上に位置づけられる。などと解説しており、法的保護の対象となる人格権・人格的利益を広範なものとして捉えている。

④ 最二小判平成3年4月26日民集45巻4号653頁（水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求事件上告審判決）

ア 判決文

本件の認定申請者は、難病といわれ特殊の病像を持つ水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から、一刻も早く解放されたいという切実な願望からその処分を待つものであろうから、それだけに処分庁の長期の処分遅延により抱くであろう不安、焦燥の気持は、いわば内心の静穏な感情を害するものであって、その程度は決して小さいものではなく、かつ、それは他の行政認定申請における申請者の地位にある者にはみられないような異種独特の深刻なものであると推認することができる。（中略）

ところで、一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである。

これを本件についてみるに、既に検討したように、認定申請者（注 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法3条1項又は公害健康被害補償法（昭和62年法律第97号による改正前のもの）4条2項に基づき水俣病患者認定申請をした者）としての、早期の処分により水俣病にかかっ

ている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待，その期待の背後にある申請者の焦燥，不安の気持を抱かされないという利益は，内心の静穏な感情を害されない利益として，これが不法行為法上の保護の対象になり得るものと解するのが相当である。

イ 解説

(ア) 本判決は，人の焦燥，不安の気持を抱かされないという利益は，「内心の静穏な感情を害されない利益」として，不法行為法上の保護の対象になり得るものとしており，②判決では否定された「内心の静謐の利益」の侵害が不法行為になりうるものといえ，最高裁として内心の静謐の利益を不法行為の保護法益として明確に認めた最初の判決である。これは，②判決の解説に掲記した伊藤裁判官の見解（広義のプライバシーには，およそ人が他人から自己の欲しない刺激によって心の静謐を乱されない利益が含まれると考えられる。信教の自由の侵害に当たらなくても，静謐な環境のもとで自己の信仰生活を送ることが害されたり，聞きたくない音を強制的に聞かされたりすることがその例である）を肯定したものとも考えられる。

(イ) なお，同判決について佐藤歳二調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成3年度[16]282頁）。

まず，人格的利益が不法行為の保護法益となるかについて，民法710条の「身体・自由・名誉」は精神的損害賠償の保護法益の例示であるとするのが通説であるとし，内心の静穏な感情という人格的利益について，民法710条は，広く人格権を法的保護の対象としており，その人格権には，生命・身体・貞操・自由・名誉・名誉感情・プライバシー・信用・生活の平穏・夫婦関係その他の身分関係に関する権利が包含されているとの四宮和夫「事務

管理・ふと迂路特・不法行為（中）」396頁以下を引用し、また、プライバシーの権利を分類して、自己についての情報をコントロールする利益（情報プライバシー）のほかに、欲っせざる刺激によって心をかき乱されない利益（心の静穏プライバシー）をあげる佐藤幸治「注釈日本国憲法上」293頁を引用している。

そして、前記②判決（最大判昭和63年6月1日）の多数意見が「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」を否定したが、最三小判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁が「氏名を正確に呼称される利益」が不法行為の保護法益と認めたこと、最三小判昭和63年12月20日裁判集民事155号377頁において、伊藤裁判官が補足意見として「個人が他者から自己が欲しない刺激によって心の静穏を乱さない利益を有しており、これを広い意味でプライバシーと呼ぶことができると考えており、聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害することになると考える。このような利益が法的に保護を受ける利益としてどの程度に強固なものかについては問題があるとしても、現代社会においてそれを法的な利益と見ることが妨げないのである」と判示していること等を引用して、判例の傾向からみれば、平穏で不快な感情を抱かずに社会生活を送りたいという期待は、一般的に人格的利益として法的の保護される余地があると解することができるようにしていることに注目すべきである。

⑤ 最三小判平成8年3月26日民集50巻4号993頁（不貞行為の相手方に対する配偶者からの損害賠償請求事件）

ア 判決文

甲の配偶者乙と第三者丙が肉体関係を持った場合において、甲と乙との婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、特段の事情のない限り、丙は、甲に対して不法行為責任を負わないものと解するのが相当である。けだし、丙が乙と肉体関係を持つことが甲に対する不法行為となる（後記判例参照）のは、それが甲の婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益を侵害する行為ということができるからであって、甲と乙との婚姻関係が既に破綻していた場合には、原則として、甲にこのような権利又は法的保護に値する利益があるとはいえないからである。

イ 解説

(ア) 本件は、妻が夫と同棲している女性に対して、不法行為を理由に慰謝料請求をしたのに対して、婚姻関係が既に破綻していたことを理由に、請求を認めなかった事案であるが、理由中において、不貞行為の相手方が配偶者に対して負う不法行為責任の被侵害利益が婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益であるとするものである。

(イ) 同判決について田中豊調査官は次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成8年度[1②]233頁）。

特徴的な点は、第三者が配偶者の一方と肉体関係を持つという行為を、単に、夫婦の一方に対する貞操義務（守操義務）違反に荷担する行為という範疇でとらえるのではなく、第三者が婚姻共同生活に介入して、破綻に導くような行為の一つであって、違法の評価を受けるものの典型としてとらえていることである。すなわち、不法行為の被侵害権利（利益）という観点からこれをみる

と、第三者の債権侵害としてではなく、対外的に主張し得る(いわば人格権的)権利(利益)に対する侵害ととらえているものと考えてよいとしている。

すなわち、婚姻共同生活の平和の維持を人格権の内容としてみているものであり、この判例においても、人格権を広範なものとの理解を前提にしているといえる。

⑥ 最三小判平成12年2月29日民集54巻2号582頁(エホバの証人輸血拒否事件)

ア 判決文

患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、Bが、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができることを期待してD病院に入院したことをE医師らが知っていたなど本件の事実関係の下では、E医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、Bに対し、D病院としてはそのような事態に至ったときには輸血するとの方針を採っていることを説明して、D病院への入院を継続した上、E医師らの下で本件手術を受けるか否かをB自身の意思決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である。

ところが、E医師らは、本件手術に至るまでの約一か月の間に、手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識したにもかかわらず、Bに対してD病院が採用していた右方針を説明せず、同人及び被

上告人らに対して輸血する可能性があることを告げないまま本件手術を施行し、右方針に従って輸血をしたのである。そうすると、本件においては、E医師らは、右説明を怠ったことにより、Bが輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したものとして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うものというべきである。

イ 解説

(ア) 本件は、「エホバの証人」の信者である患者が、医師に対して宗教上の信念から輸血を拒否する意思を明確に表示していたにもかかわらず、肝臓の腫瘍を摘出する手術を受けた際に輸血され、これにより精神的損害を被ったとして、右医師の勤務する病院を設置・運営している国及び手術に携わった医師らに債務不履行・不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

(イ) 判決は、自己の宗教上の信念に基づく意思決定の自由が人格権に属することを肯定し、医師に不法行為に基づく損害賠償責任があることを認めた。

(ウ) なお、同判決について佐久間邦夫調査官はその解説において次のように解説している（最高裁判所調査官解説民事編平成12年度[6]115頁）。

人格権は、（中略）不法行為成立の客観的要件としても挙げられ、生命・身体・身体的自由・貞操などの人の身体的側面に関するものと、名誉・信用・氏名・肖像・精神的自由など精神的側面に関するものに大別されているとし、本判決は、本件における患者の右権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないものと言うことができるとして、不法行為法上保護される利益であることを明確にしたものである。

(エ) 本件は、宗教上の信念にもとづく意思決定の自由を人格権に属するとして、その表明を尊重されなかったことを権利・利益の侵害とするものであり、いわゆる、自己決定権を保護したものといえることができる。

⑦ 最三小判平成14年9月24日裁判集民事207号243頁（石に泳ぐ魚事件）

ア 判決文

公共の利益に係わらない被上告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等により被上告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づく被上告人の各請求を認容した判断に違法はない。

イ 解説

本件は、平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれを理由に、人格権侵害を認めた控訴審判決維持し、人格権としての名誉権等侵害を判示しているもので、本訴訟における原告らの主張の人格権侵害と基盤を同じくする被侵害利益とも言える。

2 下級審

① 大阪高判昭和50年11月27日民集35巻10号1881頁（大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件（上告審昭和56年12月16日最高裁大法廷判決））

ア 判決文

およそ個人の生命・身体の安全，精神的自由は，人間の存在に最も基本的なことがらであつて，法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく，また，人間として生存する以上，平穩，自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも，最大限度尊重されるべきものであつて，憲法13条はその趣旨に立脚するものであり，同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような，個人の生命，身体，精神および生活に関する利益は，各人の人格に本質的なものであつて，その総体を人格権ということができ，このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず，その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち，人は，疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより，著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害をきたす行為に対しても，その侵害行為の排除を求めることができ，また，その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には，あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであつて，このような人格権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものということができる。（中略）

右のとおり，人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであつて，これを権利として構成するのに何らの妨げはなく，実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきである。また，従来人格権の語をもって名誉，肖像，プライバシーあるいは著作権等の保護が論ぜられることが多かったとしても，それは，人格的利益のそのような面について，他人の行為の自由との抵触およ

びその調整が特に問題とされることが多かったことを意味するにすぎず、より根源的な人格的利益をも総合して、人格権を構成することには、何らの支障とならないものと解される。もっとも、人格権の外延をただちに抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも前記のような基本的な法益をその内容とするものとして人格権の概念を把握することができ、他方このような法益に対する侵害は物権的請求権をもってしては救済を完うしえない場合があることも否定しがたく、差止請求の根拠として人格権を承認する実益も認められるのであって、学説による体系化、類型化をまたなくてはこれを裁判上採用しえないとする被告の主張は、とりえないところである。（中略）

これを本件についてみるに、前記のとおり、本件空港の供用によって生ずる航空機の騒音等は、原告ら全員に著しい精神的苦痛と生活妨害をもたらし、さらに身体的被害をも一部のものにはすでに与え、他の者をも同様の危険に暴しているものと認められるのであるから、原告らの人格権は侵害されているというべきである。（中略）

原告らは、前記認定のとおり、本件航空機騒音等により、甚大な精神的苦痛をはじめ種々の生活上の被害や身体被害を含む多様な被害を被っているところ、これらの被害を一括して非財産上の損害として、その賠償を求めるのであり、要するにこれらの被害のすべてを斟酌して算定される慰謝料の支払いを求めるものと解される。（中略）国家賠償法2条1項により、被告は原告らに対して右損害を賠償すべきものである。

イ 解説

(ア) 本件は、大阪国際空港に離着陸する航空機のもたらす騒音、排気ガス、ばい煙、悪臭、振動、墜落の危険等により身体的損害、精神的損害、睡眠妨害、日常生活の全面的破壊、教育環境の破壊等を理由に、人格権ないし環境権に基づき航空機の離着陸の差止め、民法709条又は国家賠償法2条1項に基づき過去及び将来分の損害賠償を請求した事案であり、上記控訴審判決（原判決）は、上記のとおり、個人の生命・身体の安全、精神的自由等の人格権の内容をなす利益について、人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきであるとし、人格権の外延をただちに抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも前記のような基本的な法益をその内容とするものとして人格権の概念を把握することができ、差止請求や損害賠償請求の被侵害利益たり得るとするものであって、精神的自由を含む広範な人格権・人格的利益の不法行為等における被侵害利益性を正面から認めたものと評価できる。

(イ) その上告審である最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、上記控訴審判決（原判決）の差止請求及び将来分の損害賠償請求を認容した部分を取り消したものの、過去の損害賠償請求に係る部分は維持し、人格権侵害につき次のように判示している。

すなわち、上告審判決は、被上告人らの身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとより右のような被害といえども、被上告人ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にすう

るものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、例えば生活妨害の場合についていえば、その具体的内容において若干の差異はあつても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であつて、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しうるのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないではないというべきである。原判決は、右のような観点に立つて、被上告人らの主張する被害事実につき、本件空港に離着陸する航空機の騒音等の性質、内容、程度に照らし、周辺住民としてこれに暴露される被上告人ら各自がひとしく少なくともその程度にまでは被っているものと考えられる被害がどのようなものであるかを把握するという見地から、被害及び因果関係の有無を認定判断しているものと解されるのであり、そうである以上、損害賠償の原因となるべき被上告人らの被害について一律的な判断を示し、各人別にそれぞれ異なつた被害の認定等を示していないことは、あえて異とするに足りないのである。そして、右の点に関し、本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質、強度、頻度等が原判決において認定されたようなものである場合において、被上告人らのすべてに共通して原判決のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、是認することができないものではなく、また、身体的被害についても、本件のような航空機騒音の特質及びこれが人体に及ぼす影響の特殊性並びにこれに関する科学的説明が未だ十分に進んでいない状況にかんがみるときは、原審が、その

挙示する証拠に基づき、前記のような航空機の騒音等の影響下にある被上告人らが訴える原判示の疾患ないし身体障がいにつき右騒音等がその原因の一つとなつている可能性があるとした認定判断は、必ずしも経験則に違背する不合理な認定判断として排斥されるべきものとはいえず、被上告人らすべてが、右のような身体障がいに連なる可能性を有するストレス等の生理的・心理的影響ないし被害をひとしく受けているものとした判断もまた、是認することができないものではない、と判示している。

(ウ) このように、上告審判決は、上記大阪高裁判決の人格権侵害について、原判示のような不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広範な妨害を生ずるとした原審の認定判断を肯定しているものであることを注目すべきである。

② 熊本地判平成13年5月11日判例時報1748号30頁（「らい予防法」違憲国家賠償請求事件）

ア 判決文

憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隷的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべきものである。新法は、6条、15条及び28条が一体となって、伝染させるおそれがある患者の隔離を規定し

ているのであるが、いうまでもなく、これらの規定（以下「新法の隔離規定」という。）は、この居住・移転の自由を包括的に制限するものである。

ただ、新法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内での確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものととらえるのが相当である。

イ 解説

（ア）本件は、らい予防法の下で国立療養所に入所していた原告らが、被告である国に対し、①国の隔離政策の違法、②立法行為又は立法不作為の違法などを理由に、国家賠償法に基づき、隔離されたことによる損害及び差別・偏見にさらされたことによる損害などの賠償を求めた事案である。

（イ）本判決は、隔離政策による被害を、居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせないとして、より広く憲法13条に根拠を有する

人格権そのものの侵害とするなど、人格権を広範なものとの理解に立っていることに注目すべきである。

③ 福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁（大飯原発3，4号機運転差止請求事件）

ア 判決文

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命，身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には，その被害の大きさ，程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは，当然の社会的要請であるとともに，生存を基礎とする人格権が公法，私法を問わず，すべての法分野において，最高の価値を持つとされている以上，本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命，身体，精神及び生活に関する利益は，各人の人格に本質的なものであって，その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条，25条），また人の生命を基礎とするものであるがゆえに，我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって，この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときには，その侵害の理由，根拠，侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく，人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが，その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき，その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。（中略）

人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求を挙げることができる。これらの訴訟は名誉権ないしプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整という解決に困難を伴うものであるところ、これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持するという利益も生命と生活が維持されていることが前提となっているから、その意味では生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利といえることができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

イ 解説

(ア) 本件は、人格権及び環境権に基づいて本件原発の差止めを請求した事案である。

(イ) 判決では、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとして、人格権の重要性を強く認めているものである。

(ウ) 判決における人格権に対する理解は、この違憲訴訟において、原告らが訴えている、戦争による生命侵害への不安、おそれの重要性に通じ、「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」と同質であることを示唆する。

④ 前橋地判平成29年3月17日判例集未掲載（福島原発被害者の避難による損害賠償請求事件）

ア 判決文

人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が、人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を発揮して築き上げてきた成果であると同時に、将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穏な生活が権利または法的保護に値する利益であることに疑いはない。（中略）

平穩生活権は、人格権として様々な現れ方をするが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穩も多様なものとなり、様々な権利利益を包摂しているものと理解される。（中略）

内心の静謐な感情を害されない利益は、平穩生活権の中に包摂されている各権利利益のすべてに含まれていると考えられるが、平穩生活権の侵害の有無及び程度を判断する際の考慮要素となる点で、平穩生活権に包摂される利益として意味を持っている。（中略）

本判決における被侵害利益は、平穩生活権であるが、この平穩生活権は、自己決定権を中核とした人格権であり、上記のとおり、（i）放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、（ii）人格発達権、（iii）居住移転の自由及び職業選択の自由並びに（iv）内心の静謐な感情を害されない利益を包摂する権利である。（中略）

平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権であり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものである。

（中略）

原告らの多くは、自己実現に向けた自己決定権の集大成ともいべき人生を壊されたと訴えているのであるから、本件訴訟においては、平穩生活権を身体権に接続された権利利益と捉えるものではない。

イ 解説

（ア）本件は、福島第一原発事故に関して福島県外への避難を余儀なくされ、人格権侵害を受けたことなどを理由に、東京電力に対して民法709条に基づ

くなどして、国に対して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を請求するなどした事案である。

(イ) 判決は人格権に基づき、避難を余儀なくされた原告らの損害賠償を認めた。原告らは請求の基礎として、「平穩生活権」が侵害されたと訴え、判決は上記のように平穩生活権が法的保護に値する権利利益であることを認めた。この判決では、「平穩生活権」という言葉で「権利」のみならず、平穩生活にかかわる「権利利益」を論じており、法的に規定された「権利」を超えるものを「平穩生活権」で表現していると理解できる。

そして、判決は、平穩生活権が自己決定権を中核とした人格権であって、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益や内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利など、多くの権利を包摂するものであることを述べている。

(ウ) これらの点の指摘は、本違憲訴訟における原告らの多くが、憲法のもとで築いてきた今までの人生を否定されたと感じ、戦争になるのではないかとの恐怖不安にさらされるなどしていること（加えて日米共同訓練の増加や米軍機・自衛隊機の飛来による爆音や事故の多発により日常生活を脅かされ具体的に耐えがたい苦痛を抱えていること等）が、人格権の深刻な侵害であると訴えていることについて、人格権侵害を認定できる論拠となると考えられる。

第6 原告の主張する人格権の内容

1 原告の主張する人格権の概要

(1) 民法710条は、不法行為の被侵害法益として「身体・自由・名誉」を規定し、また、著作権法112条等は、著作者人格権・実演家人格権等を規定するが、包括的、総合的なものとして「人格権」を規定した法規はない。

人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利である。その意味では、民法等において包括的な明文規定がないことは、人格権を認めることの妨げにはならない。

(2) 人格権が、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であることは、前記「第2 人格権が認められてきた沿革」においてみたとおり、アメリカの独立宣言や世界人権宣言などに遡ることができるし、その後の欧米諸国において、学説や判例によって築き上げられ、法的にも明文化されるなどして歴史的発展を遂げ、個人の尊厳・人間の尊重に基づく自然権的権利として肯認されてきたものである。我が国においても、民法に身体・自由・名誉等の規定があるのみであった戦前から、人格的利益について保護法益として容認されてきたものである。

(3) 前記「第3 人格権に関する民法学者の学説」や「第4 人格権に関する憲法学者の学説」でみてきたとおり、民法学においても、憲法学においても、人格権が広範な人格的利益を含むものとして肯定されてきたものであり、「人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益」（田中実・安永正明）、「人間存在そのものにかかわる利益」（平井宣雄）、「個人の尊厳や人格が冒される場面（生活妨害、セクシュアル・ハラスメントや職場での不当待遇」（木村和成）など、表現は異なるが、生活の平穏等の人格的利益の保護法益性を認めるようになっている。さらには、人格的自律権、自己決定権等も人格権の内容として認められてきている（佐藤幸治）。

(4) また、「第5 人格権に関する判例の検討」において概観した裁判例においても、最高裁を含めて、人格権・人格的利益が保護法益として広範に認められている

(5) 憲法13条は、名誉などのように「権利」の名称を付されていないが人格権の内容をなすものを権利として認める際の根拠規定と解されている。しかし、人格権は、人間がそれぞれその尊厳を保持すること、すなわち、人間であることにより当然に享有するものであり、憲法13条によって人格権が与えられたものではなく、当然に存在する権利としての人格権に憲法13条が確たる形を与えたものというべきである。

(6) 被告は、原告らの主張する人格権が、具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないと主張するが、既にみてきた学説・判例に明らかなように、人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であり、その外延を抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象となるというべきである。

(7) 原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体及び精神に関する侵害の危険により、また、平和に生活してきた平穏を壊されたことにより、さらに、憲法改正について主権者として意思決定をする機会を奪われるなどしたことにより、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これらの侵害が、人格権、すなわち人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利が侵害されたことを主張するものであ

る。そして、その内容として、具体的には、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穩生活権及び③主権者としてないがしろにされない権利を主張するものである。

以下、項を改めて詳論する。

2 生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権（上記①）

（１）この点については、判例・学説ともに人格権として認めることには異論がなく、人の生命・身体・精神が法の絶対的保護を受けるべきであることは論ずるまでもない。

（２）前記、「第５の２③の福井地判平成２６年５月２１日」が判示するように、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来るし、人格権は、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとも言えよう。この判決は、生命・身体に加えて精神及び生活に関する利益を上げている。人間としての生を全うするには、単に生命・身体の保全では不十分であり、そこに精神に関する利益が守られねば人間の生活としては成り立たない。その具体的な在り方は、生活に関する利益として理解されるべきである。

（３）原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体・精神に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているものであり、これは、国賠法上の保護法益となる。その詳細は、第７「原告らが侵害された人格権の具体的内容」で述べる。

3 平穩生活権（上記②）

（１）平穩生活権については、プライバシーの権利の系譜で説かれることもある（伊藤正己説など）が、自分の人生を自律的に設計し送っていくこと（自律的自己決定権の行使）が、平穩な生活の核心にあり、平穩生活権は、それを成り立たせる複数の要素を包摂しているものである。平穩な生活というのは、精神的な平穩と物理的な平穩から考えられるべきである。人間の平穩な生活にとっては、物理的な条件も精神的な条件も同様にかつ同等に尊重される必要があり、どちらか一方だけでは、身体及び精神の統一体としての人間の生存を語ることはできない。平穩生活権は、最高裁をはじめ、多数の裁判例により保護法益として認められている。

（２）原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、様々な形で、その平穩な生活を害されている。

（ア）原告らの多くは、憲法に導かれて戦後築いてきた平和な生活が否定、破壊されたと感じている。原告の中には生命・身体への直接的侵害はなくても、（しかし、間接的な侵害は存在している）「精神に関する利益」侵害を主張し、また、生命・身体が侵害されるのではないかとの不安・恐怖にさいなまれた者も少なくない。こうした原告は「平穩な生活権」を侵害された、あるいは明確に人格権を侵害されたと主張するが、のちに紹介するような原告の苦しみを直視し、その実態を先に紹介した民法学説や憲法学説から照らし見れば、多くの原告が「平穩な生活権」「人格権」を侵害されたと主張することは法的にも正当と言わざるを得ない。特に、新安保法制法施行後、2017年4月以降における国際情勢の下では、多くの国民・市民は具体的な生命・身体及び精神

への危険を実感しており、生命・身体及び精神的人格権の侵害は現実化している。閣議決定と国会の議決により原告らの平穩生活権の侵害と生命・身体への侵害は、その後の事態の進行により裏付けられた。新安保制法以前には、抱くことのなかった不安や恐怖は、原告らから生命・身体の安全とともに、平穩生活権を奪ったのである。特に、新安保法制法が実施された以降、原告らは、現在、戦争に直面させられる不安と恐怖をより具体的に実感させられている。米朝対立構造は、今や具体的な危険として日本を覆っていることは否定できない。

昨年（2017年）、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関連しても日本が戦争に巻き込まれるという不安と恐怖を実感させられた。2017年4月21日、政府は都道府県の危機管理担当者を集めた説明会で、北朝鮮の弾道ミサイルの着弾を想定した住民避難訓練を行うよう要請した（毎日新聞2017年4月22日）。政府の想定に立てば、国民・市民は具体的な生命・身体及び精神の危機に瀕していることになる。そして実際に、北朝鮮のミサイル発射の報道が流れた2017年4月29日早朝には一部の新幹線、地下鉄は、その運行を停止した。東京メトロ内では「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスが流れ、運転を見合わせた。こうした状況のため、「いつどこに何が落ちてくるか（中略）と恐怖感を口にした市民がいる」と報じられている（東京新聞 2017年4月30日付）。「弾道ミサイルが発射され」との車内アナウンスが流れる状況及びこうしたアナウンスののち、停車した列車の中に留め置かれた市民たち。この市民たちの気持ちを前提とすれば、原告らは現実の脅威をひしひしと感じている。これは、集団的自衛権行使が法によって認められた体制に転換したことで、日本は北朝鮮から見れば、アメリカの強固な同盟国

であり、日米両首脳はそれを国際的にも誇示したことがもたらした事態である。今回のミサイル危機はその結果であり、国民・市民の上記人格権が現に侵害されていることをしめすものであった。

その後、2018年に入り、北朝鮮は韓国と協議を再開し、アメリカとも話し合いによる解決の方向が米朝政府によって模索されており、戦争の危機は少し遠のいた感がある。しかし、事態は流動的であり、日本国民はアメリカの戦争も辞さないという対応のもとで、いつ日本が戦争に巻き込まれるかわからない不安な日々を過ごしている。

(イ) さらに言えば、米朝対立が軍事的なものに発展した場合（それは今や架空の話ではないというべきであろう）、全土に米軍基地を抱え、新安保法制の下明確に米国と一体化して積極的に軍事圧力をかけている日本が、いの一番に、生命・身体及び精神に対する現実の危険にさらされることは、報道でも盛んに取り上げられていることから明らかであり、北朝鮮もそれを明言している。米軍が、日本の基地からアジアでの軍事行動を起こすのは、常識である。ベトナム戦争の時に、米軍はアメリカ本土からではなく、沖縄の基地から出撃している。憲法9条を蔑ろにする新安保法制法の下で、集団的自衛権行使として、戦争は極めて具体的なものになったのである。宮崎県は新田原基地を抱え、ごく近い距離に川内原子力発電所があり（攻撃され爆発が起これば影響は免れない）、原告らはいずれも具体的な危険に直面している。

国会で、新安保法制法が「審議」され「成立」させられて行く過程の一部は報道されており、多くの国民・市民はそれを知っている。原告らはどんなに声を大きくしてデモその他での意思表示をしても自分たちの意見がことごとく無視され、踏みにじられていく過程を実体験させられた。この実体験がメディア

も報道せざるを得ない具体的危険の存在を一層明白にしたものである。危惧していたことが、現実になりつつある。

(ウ) 被告は「漠たる不安」などと簡単に言うが、世界中での武力行使を可能にさせる「新安保法制」を成立させたことで、「漠たる不安」などを既に超えてしまっているのが、この国の実態である。原告ら以外の多くの人々も「漠たる不安」をはるかに超えた状況に置かれているのが現実である。仮に、原告らが単に「漠たる不安」を感じているのに過ぎないのであれば、政府の都道府県危機管理担当者を集めた説明会の動きは不要であろう。政府自身が、危機の具体性を承認して、そのうえで国民に危機対応を呼びかけているのである。

(エ) ところで、基地周辺への攻撃の脅威という事態は4月29日だけではない。2001年9月に発生した、アメリカでの同時多発テロ事件以降、沖縄への観光客が激減したという事実がある。これは在日米軍基地が過剰なほどに存在する沖縄でもテロの危険性があることを多くの日本の市民も感じたから生じた現象に他ならない。そして、実際に2017年4月12日、沖縄の嘉手納基地では北朝鮮の攻撃を受けたとの想定での軍事訓練を実施した（琉球新報 2017年4月16日付）。

このように、日本が戦争に加担したと見なされれば、基地周辺や大都市などへの攻撃の危険性が生じることは軍事的な常識であり、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと主張すること自体、軍事の現実から目を閉ざす主張と言わざるを得ない。

現に、「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起る場合、最も大きな

被害を受けるのは日本だ』と警告した。1日には海自の護衛艦が新安保法制法に基づいて初めて、『米艦防護』の任務に就いており、日本の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は、日本が『米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に（核の）放射能の雲で覆われる』と強調した」と報道された（読売新聞 2017年5月3日付）。

ここで指摘された「米艦防護」とは、2017年5月1日に、米軍の要請に応じて、自衛隊法95条の2に基づいて、海上自衛隊のヘリコプター搭載型の護衛艦「いずも」を米軍の補給艦防護のためのいわゆる「米艦防護」任務を命じたものである。同条は、2015年9月に強行的に採決されたいわゆる安保法制法に含まれるものであるが、2016年11月のいわゆる改正PKO法に基づく自衛隊の「駆け付け警護」任務を含む「南スーダン」派遣に続く二例目の新安保法制法の執行である。

(エ) さらに新安保法制法が成立したことで、海外にいる日本人も生命が危険にさらされる危険性が生じる。2015年9月、新安保法制法成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清末愛砂室蘭工業大学准教授（憲法学・家族法）は、RAWA（アフガニスタン女性革命協会）のメンバーから「日本で安全保障関連法案（戦争法案）が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えからだ」と言われたという（飯島滋明，清末愛砂，榎澤幸広，佐伯奈津子『安保法制を語る！自衛隊員・NGOからの発言』（現代人文社，2016年）112-113頁・甲B第12号証）。

新安保法制法に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるという危機感は、今まで欧米等で実際に生じたテロ行為を前提とすれば、客観的な裏付けがある。

(オ) さらに言えば、海外にいるNGO関係者も生命や安全が危険にさらされる。安倍首相は「2014年7月1日閣議決定」後の記者会見などでパネルを使い、「駆け付け警護」の必要性を例に挙げ、新安保法制法制定の必要性を力説した。ところが現場で国際協力に携わるNGO関係者は、「駆け付け警護」が実施されれば、かえって自分たちが危険になると批判した。アフガニスタンで30年以上も支援活動を行ってきた中村哲医師は「『（現状では）海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことはできない』と言ったそうですが、全く逆です。命を守るどころか、かえって危険です。私は逃げます」と述べている（西日本新聞2014年5月16日付）。

国内の74のNGO、職員ら547人が賛同しているNGO非戦ネットは2015年9月19日に「安全保障関連法採決に対する抗議声明」を出した。この抗議声明で「NGOに対し、『駆け付け警護』と称して武器を使用し武装勢力と交戦する事態となれば、NGOの中立性までが疑われ、取り返しのつかない犠牲を生み出す」、「安保関連法案は平和国家としての日本のイメージを一変させ、紛争に対する中立国としての『日本ブランド』はもはや通用しなくなります。こうしたなか、NGOの活動環境は著しく危険なものに変わるのは明らかであり、NGO職員や現地協力者が紛争当事者から攻撃され、『テロ』の標的となる危険性は格段に高まります」と指摘している。

(カ) 以上のように、新安保法制法の成立により、基地周辺や大都市、原発周

辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。それだけでなく、今や日本人は、日本国憲法9条で世界とりわけアジアの国々に約束した不戦の誓いを破る不誠実で恥ずべき国の国民であることを強いられている。

これらの新安保法制法成立以後の事態の進行は、原告らが新安保法制法の制定等により受けた、不安、おそれ、恐怖、恥辱等の精神的苦痛が杞憂でなかったことを示すものである。

4 主権者としてないがしろにされない権利（上記③）

（1）原告らは、主権者として、憲法制定権を享有するものであり、憲法改正に際しても、国民投票に参加しうる地位を有する。今般の内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為は、集団的自衛権の行使が憲法に反するとの、まさに確定していた憲法解釈を変更し、違憲であるとの多くの声を無視して立法したものであって、本来は、憲法改正手続によってしか行えないものであった。原告らは、本来参加し得べき憲法改正手続への参加の機会を奪われたものであり、主権者としての立場をないがしろにされたものである。

（2）主権者としての立場は絶対であり、国家権力によって最大限尊重されるべきものである。これを無視され、愚弄され、蔑ろにされたことにより受けた被害は、原告たちの主権者であることの自尊心を大きく傷つけたこととともに、実は主権者として尊重される確証など無いのではないかという憲法への疑念・不安である。このような主権者としての根本的な被害感情は、国賠法上、救済を要求できる人格権である。ほとんどすべての原告の人格権は、このように侵害されたというべきである。

第7 各原告らが侵害された人格権の具体的内容

原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を受け、現実には苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被害の複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は原告らの憲法改正・決定権の侵害によってもたらされている（その詳細は追って準備書面で主張する。）。

以下、原告らの侵害された人格権を典型的に述べる。以下の個別の原告の人格権侵害は例示であり、同じ体験を持ち、あるいは同じ立場にある他の原告らも、それぞれ同様の人格権侵害を受けている。

1 戦争体験者とその家族

戦争体験者は、生命・身体・精神への侵害を再び経験し、人格権を侵害されている。これらの原告が侵害された人格権は、生命・身体及び精神の安全（平穏な精神生活）である。いずれも、戦争によって自ら生死の境をさまよい、肉親を失い、財産を失い、戦後も苛酷な生活を強いられてきた。これらの原告たちにとっては、憲法は、とりわけ9条は、肉親の命や自分が失ったものと引き換えに手にしたものであり、この国が二度と戦争をしないという誓いとその実践によってようやく生きる希望を見出したのである。

戦争体験には様々な形があり、空襲や被爆体験はもとより、戦地や植民地で生活し1945年8月9日のソ連軍参戦により、現地を追われ、あるいは捕虜

になり、帰国まで辛酸をなめた人々もいる。その家族もまた戦後の苦しい生活をともにするなどして同じ苦しみを味わってきた。これらの人々は戦後は憲法9条に守られることでようやく未来に希望を持ち安堵して生きてきた。それが、新安保法制法によって、一挙に否定され奪われたことで、自分自身の平穏な生活権を侵害され、戦争する国に変貌した国を子や孫に手渡すことに苦痛を覚えている。

これらの原告たちには、新安保法制法がもたらした再びの戦争の現実の危険は、これら原告たちの心身の底深く沈んでいた戦争による様々なトラウマを呼び起し、再体験を迫るものである。その再体験は、70年を経ても極めて強く現実性をもっており、原告らはそれに現に心身を苦しめられている。決して、過去の出来事への回想ではない。特に実際に戦争の惨禍とその後の苦難の生活を経験した原告らは、人生の最後の段階にきてそれまでようやく築いてきた安堵を奪われ、戦争に起因するトラウマの再体験及び増悪にさらされている。人生の最後の段階での安堵を奪われた原告らの苦痛はいかばかりであろうか。その悲しみ・苦しみはどのように表現しても表現しきれないものであり、まさに筆舌に尽くしがたいものである。原告らが遭遇している精神的苦痛には、今回の新安保法制法の制定によって、無理やり「戦争のできる国民」にされてしまったことが含まれている。これは志田意見書の言う「加害者にされない権利」という人格権の侵害である。

(1) 空襲等被害者

空襲等被害者には以下のような人がいる。

① 第一次 ●●●●

私は日中戦争が始まった昭和12年東京市下谷区下根岸（現在の東京都台東区根岸）で生まれた。昭和15年には国を挙げての紀元2600年の祭典、昭和16年12月8日には日米開戦となった。小学校1年生の時、既に日本は軍事色一色になっていて、先生は毎日のように私たち一人ひとりに「大きくなったら何になるか」を言わせ、男子は1人ずつ起立して大声で「お国のために兵隊さんになります」と答えた。特に、長兄が海軍兵学校に入校した私は鼻高々の「軍国少年」であった。

その内に文字通り突然空襲が始まり、空襲になると路地に駆け込んで、隣の家の床下に掘った防空壕に潜った。敵機は不意に表れ、ラジオから「警戒警報発令！警戒警報発令！敵機は鹿島灘上空にあり！」と流れた時には、既に上空に来ており、空襲警報は全く意味がなかった。空襲が頻繁になって、学校は休みになった。

昭和20年3月9日夜、「●●！起きなさい！」という、何時にない母の厳しい声で目を覚ました。毎晩空襲になるので服を着てゲートルを巻いたまま寝ていた私は直ぐに飛び起き、枕元に置いてある防空頭巾を被りながら、夜なのに部屋の中が明るいのを不思議な気持ちで見ている。外に出ると、空が今まで見たこともない真っ赤な色に染まって、近所の人はみんな空を見上げ、誰も黙っていた。そんな中、凄まじい轟音が近づいてきて、巨大な黒いB29が数機、編隊を組んでゆっくりと飛んで来るのが見えた。どこに逃げて良いのかわからず、みんなただ見ているだけだった。B29は私たちの頭上をとおり、上野の山の方に飛んで行き、山の方からは時々高射砲の音がしていた。大人達がまた来るかもしれないので逃げた方が良いという話になったが、何処へ行っても同じだというので、み

んなでその場に留まった。幸い、その後、B29は来なかったが、私も大人達と混じって外で不安な夜を明かした。昼頃になって、大人達の話で、この空襲は陸軍記念日を狙ったものということや「言問橋の向こうは酷いそうだ」と聞いた。私のいた下根岸から言問橋まではそれ程遠くなくわずかな距離だったが、私たちは助かった。しかし、それから毎日空襲に怯え続けた。子どもはこの町内から出てはいけないと言われて何処にも行けなかったが、浅草や入谷では死体を代八車で運んでいるとか、上野の森では昨日も首つりがあったという話を聞き、怖い思いをした。

この東京大空襲の後、それまで集団疎開の対象になっていなかった小学校低学年も急に集団疎開することになり、縁故疎開先のない私は昭和20年3月下旬に慌ただしく福島県の坂下に集団疎開することになった。疎開先のお寺での生活は、炊いたこうりゃん（高粱）少しと汁ばかりの薄いみそ汁が朝夕の食事で、昼はないときの方が多く、時々小さなガリガリのジャガ芋が2つか3つ出る程度のもので、常に空腹だった。8月15日の朝、昨夜遅く着いたという先生から、今日のお昼に大事な話があるので集まるようにと言われて、本堂に集まった。先生から「戦争に負けた」と聞き、はじめ何を言われたのか解らなかった。黙ったまま本堂から、底抜けに明るい青空を眺めていた。それから幾日か経ったとき、外で遊んでいた私たちの頭の上をグラマン戦闘機が1機低空で飛んできて山の向こうに消えて行った。空はとても澄んでいて疎開先で戦闘機を見るのは初めてだった。その日の夕方、お寺に帰ってから、私たちの中で一番大きかったYが私たちと口をきかなくなった。私は、迎えに来た兄に連れられて、仲間より1週間早く疎開先から東京に帰った。帰ってから、疎開に行く前に住んでいた下根岸一帯が

海軍記念日の5月27日に第2次の東京大空襲で焼け野原となり、Yの家族が皆亡くなったことを知った。

終戦後から上野駅の地下道は家を失った人たちや親を失った子どもたちでごった返しになっていた。私はYがどうしているのか気になってしかたなかったが、誰も教えてくれなかった。このことは私の心の中に棘となって消えることはない。

戦後の食料事情はどこでも悪かった。私の地域もひどいものだったが、疎開先での餓えと比べれば、家族と一緒に食事は粗末であっても味が違った。

私は幼い頃の戦争の記憶を昨日のことのようには当時の空の色まで鮮明に覚えている。思えば、私たちは皆のどかに軍国主義一色の日常を生き、誰も日本が攻撃されるなど予測もしなかった。しかし、突然空襲がやってきた。そして、集団疎開、終戦、戦後の空腹、そして家族を失った友との別れなどが押し寄せた。なぜ大人、特に知識人はあの戦争をとめられなかったのか。戦争はある日突然に降りかかり、一度始まったら止めようがない。私は本来地球上の誰一人戦争の加害者にも被害者にもなってはならないと確信している。戦争は火種のうちに消さなければならない。戦争の火種に私たちは敏感にならなければならない。新安保法制は戦争の火種をわざわざ日本が拾うようなもので狂気の沙汰である。日本が再び戦争のできる国になってしまったことを考えると身の置き所がない。身体が心が震える。

② 第二次 ●●●●

私は1931年（昭和6年）5月2日の生まれである。4歳で父を亡くし、姉2人と母の4人暮らしの母子家庭で故郷の延岡で暮らしていた。

私の母は、キリスト教の洗礼を受け、延岡に住んでからは船倉にあつた教会に通っていた。私も日曜学校で牧師に可愛がってもらい、教会で1人暮らしの牧師の所に泊まって、聖書物語などの話を聞いた。ところが太平洋戦争の始まった翌年この「ホーリネスの群れ」に属する教会は潰され、牧師は逮捕されて母は教会と信仰の拠りどころを奪われた。母が「天皇を神と認めなかったため」であった。母も牧師も信教の自由を奪われた。

私は病弱で小学校3年生から4年生（昭和15年から16年）の頃は週のうち3日ぐらいしか学校に行けなかった。担任の先生は将来を心配して声楽などを選ぶように勧めてくれたが、1941（昭和16）年4月には学制が変わり、国民学校になり12月には太平洋戦争が始まった。翌年の1942（昭和17）年に海軍の下士官上がりの先生が担任になるとスパルタ式の教育を受けるようになり体は丈夫になったが、戦争に向けた教育も強化された。

1944（昭和19）年4月に旧制中学校に入学したが英語の授業は敵性国家のものだと、入学半年で軍事教練に振り替えられた。その年の暮れには男子中等学校は学業を放棄して、一週間交代で新田原飛行場の建設作業に駆り出された。飛行場の周りに爆風を避ける通信線用の側溝を掘る作業であった。仮設の宿泊施設で軍用毛布3枚で寒さをしのぎながらの作業であった。

軍事教練の号令調整で声を張り上げることを強制され、囑望されていたボーイソプラノの声を变声期に痛めてしまった。戦争は激化して、B29による本土空襲が始まり、サイパン島の玉砕が報じられ1945（昭和20）年3月には国民勤労働員令が公布されて、2年生のはじめの4月から学校の授業は全部なくなっ

た。3年生から上は軍需工場への動員、私たちは農家への勤労奉仕に出るか軍事教練であった。このようにして学習権は奪われていった。

この頃徴兵か軍事工場への徴用で、私の家のように、男子のいない家庭は増えていて珍しく無くなっていたが、それさえも壊れていった。母と一緒に写真館を経営していた姉の夫は徴用にとられて天草に去った。また、縁故疎開が始まり東京の叔父の小学4年の甥と幼稚園児の姪を預かったが、延岡には屈指の日本窒素化学工業株式会社(旭化成)の工場があり危険が迫っていたので、19歳になったばかりの次姉は母親代わりにこの2人を連れて父の実家のあるえびのへ再疎開した。残された母は1人で写真館の仕事をしなければならず、いっぽう隣組の国防婦人会の訓練もあって、とても家事は無理なので母と私は町中を避けて、町はずれの農家の一部屋を借りて下宿生活になった。それは食糧難を避けるためでもあった。その家も一人息子を兵隊にとられて、夫婦と娘1人の家だった。こうしてそれぞれの家族は、一家団欒の平和な生活を奪われ、バラバラになった。それでも本土決戦が叫ばれるなか、「欲しがりません勝つまでは」「撃ちてし止まん」と納得させられた。

1945(昭和20)年6月29日深夜に延岡は大空襲を受けた。その日母は出征する人の家族写真を作るため、町中の店にいた。私は農家の広間で眠っていて、警報のサイレンと同時に焼夷弾爆撃に急襲された。確か夜中の1時を回っていたが、けたたましい警報を追うように東の日向灘の方から低空の波状絨毯爆撃が始まった。東になって落ちてくる空気を削るような焼夷弾の落下音はすぎまじかった。あわててパンツとシャツのまま、庭先の防空壕に飛び込んだ。その音と地響きが私のいた町はずれの家の周りにも降り注いだ。裸に近い姿ではどうにもならない。必死の思いで座敷の枕元から戦闘帽、戦時服、巻脚絆と軍靴を壕に運

び込んだ。やがて壕の入り口が燃え始めたのを機に、近くのさつま芋畑へと逃れた。近くにある神社の周辺のどの農家も炎をあげていた。東になった焼夷弾は轟音と共にひらひらと火の付いた紐をつけて揺れながら落下してやがて分離する。地上に刺さると同時に油脂を噴き上げて周囲に燃え広がる。下宿の人ともはぐれ、逃げまどううちに町はずれの母校に辿り着いた。校門脇の防空壕で校長や体育の先生、上級生の先輩と落ちあった。火の回った管理棟の校舎をどうすることも出来ず、私たちは御真影と教育勅語を持って、さらに奥まった山ぎわの水滴のしたたる横穴壕に避難した。そこから延岡の町全体が火炎に包まれて黒い煙が上がり、火の粉が荒れ狂ったように流れ、燃え盛るのを互いに呆然と黙って見つめていた。

おそらく空襲そのものは1時間くらいだったであろうが、途方もなく長い時間の流れの中にいたように感じた。夜が明けると、焼き払われて町の西端の中学校脇の山の斜面の横穴壕から東の端のベンベルグ工場まで一望で見渡せた。川中の城山も、川北の岩山も一望できた。翌日は晴天で初夏の強い日差しの上に、焼け落ちて燻る家々の余熱が重なって、地獄図の中にいるようであった。母を探しに町に出ると、町中を流れる満々と水をたたえた用水路には廃材に紛れて水中に逃れた人が油脂を被って息絶えているのも見えた。焼夷弾の油脂が燃えながら流れてくるのを避けることが出来なかったのであろう。不思議な静寂が広がっていてあまり人影は見られなかった。ようやく店の地下壕に逃れていた母と出会った。二人とも着の身着のまま空腹を満たす水も食料もない。とりあえず、下宿の農家にもどり防空壕の水と食料を手にした。滑稽なことに軒端に置いていたはずの竹槍すら燃え果てていた。私たちがあまりにも無防備であったことに唾然としたのを覚えている。その後、鉄道が途絶しており徒歩で都農の親戚を頼り、さ

らに父の実家のあるえびのに逃れた。敗戦のひと月半前のことであった。延岡空襲で町はほぼ全滅で、記録によると死者130人、被災者1万5,232人にのぼる大惨事であった。

このような体験をしながらも、私は、満州事変に始まり日中戦争を経て太平洋戦争といわゆる15年戦争の中で軍国少年として育っていた。1945(昭和20)年8月15日の敗戦の日は14歳で旧制中学校の2年生だったが、先輩たちと同じようにあと2年もすればいずれ戦場に立ち本土決戦の中で死ぬことになるだろうと考えていた。敗戦の詔書は延岡空襲で全てを消失し命からがら逃れてきたえびのの父の実家で、壊れかかったラジオで聞き取りにくい放送で聞いた。にわかには信じられなかった。「聖戦」であり、「神州不滅」と信じ込んでいたからである。

実家の周りの斜面は山林で、大阪の師団の兵たちが半地下式の幕舎を作って点在していた。本土決戦に備えて東の日向灘や志布志湾、西の吹上浜への敵前上陸作戦に対応するためと想像していた。ここの指揮所に幹部候補生あがりの若い指揮官付で40歳前後と思われる老徒卒が毎日水をもらいに登って来ていたが、戦争の終結を聞いて「これで故郷に帰れますわ」と喜ぶのが当時の私には理解不能だった。

戦後、軍国少年の私の眼を驚きをもって見開かせてくれたのは、まだ新しい歴史教科書もなく、歴史教育そのものが禁じられていた時期に、海軍機関学校の教官だった歴史の先生がそれまでの皇国史とは無縁の石器時代、土器時代、青銅器時代などの史実を淡々と語るのを学んだときだった。真実が隠されていたことと真実を語りうる人がわずかながらこの日本にいたことに私たちは目のくらむ思い

だった。真実と真理を圧殺した教育の怖さを了解し、教育が人間の正当な生の姿をゆがめる怖さを深く自覚した。

そして、新憲法は、私にとってその基本的人権も9条の戦争放棄も宝であり、希望であった。戦争がどんなものであれ、生きる権利を損ない人類にとって罪悪であることは身に染みている。私はこの頃手当たり次第に歴史の書物とこの時代を苦しみながら生きた人の記録を読み漁った。そして歴史に関わる教師になる道を迷うことなく選び今日まで生きてきた。今、世界に類のない先駆的な平和主義の理想が、憲法をこえて一片の新安保法制によって反故にされている。私の人生の全否定である。これは耐え難いことである。

③第一次 ●●●●

1945(昭和20)年5月11日、宮崎男子師範附属国民学校3年生の5時限目の授業は習字だった。空はどんよりと曇りしとしと雨が降って、昼日中だというのに教室は夕暮れ時のように薄暗かった。手本は「鯉のぼり矢車」。わたしはめいめいに墨をすり筆を執って書き始めた。わたしがちょうど「矢」の左のはらいを書いたところ、上級生の教室のほうから「警戒警報が出ました。各自準備をして直ちに下校しなさい」という男性教師の声が聞こえてきた。担任のI先生を見ると、教室の中央に向かって大きくうなずいていた。みな無言で、習字の道具を机の中にしまう音だけがガタガタと響いた。すぐさまランドセルを背負い防空頭巾をかぶって、その頃1～2度訓練していたように、集団下校の所定の場所へ向かった。わたしは、校庭敷地の西北のコーナー、通用門から出るようになっていた。行ってみると、みな走り去った後なのか同級のKさん、その妹のT子ちゃん、そしてわたしの3人しかいない。やや広い道の反対側を南の方へ20メ

一トルほど走ると道は右に曲がる。右手は民家の高い生垣、左手は水田。はじめ水田は2メートルくらい下にあるのだが、道は緩やかに下ってやがて水田の高さになる。警戒警報だというのに厚い雲の上から飛行機B-29の爆音が聞こえてき、恐怖に駆られて私たちは坂道を転げるように駆けた。(T子ちゃんは4月に1年生になったばかり。多分姉のKさんが手を引いていたと思うのだが、遅れがち。どんなに怖かったことかといつも思う)。200メートルくらい走ると道はT字路になる。左には数軒の民家、右手には高い立ち木に囲まれた公会堂と呼ばれる二階建ての建物。後で考えるとそのあたりに身を隠した方が安全なのだが、わたしたち子どもにはひたすら家に帰ることしか考えられなかった。ためらいがあったが、左にまがり、何一つ遮るものがない広い畑の中の一本道へと出た。右手は麦畑、左は水田。その先は左右ともサツマイモ畑だ。必死の思いで走っていると、「ギャーン」というB-29の低空飛行の音と激しい射撃音が襲い掛かり、とっさに右手の麦畑に飛び込んで身を伏せた。「てっきりねらわれた。いつ頭や背中が撃たれることか！」そんな思いが頭をよぎった。ややあつて、湿った畑の土の匂いに我に返り、「あー助かったようだ」と思った。「これからどうしよう」と思うが身動きもできない。すると、「リン、リン、リン、リン」と聞きなれた鈴の音が聞こえてきた。そのころ、近所を大きめの鈴2個を付けた短い釣竿を一本肩に担ぎ、腰には小ぶりの魚籠をくくりつけ、手拭いで頬被り、鼠色の甚平の上着だけを着て、むき出しのすねにわらじばきで、小走りに駆けていく初老のおじさんがいたのだが、そのおじさんが駆けているのだった。私は「おじさん、大丈夫ですか」と叫んだ。「おー、いま大丈夫だ」よく通るしっかりしたその声は、わびしげな老人とは思えず力強かった。「よし。ついていくしかない」と思った。KさんとT子ちゃんも立ち上がっていた。「行こ。行ってI先生とこ

の防空壕に入れてもらおう」と私は言った。おじさんはすぎるような私たちの思いも知らず、私たち子どもを気遣うそぶりもなく、すたすたと走っていく。やがてその姿は鈴の音とともに私たちの視界から消えた。左右に広がるイモ畑を走るときは本当に怖ろしかった。麦畑よりも身を隠す術はない。「どうかB-29が襲って来ませんように」祈る思いでひたすらかけた。やがて道は十字路になる。I先生の家はその左手の一角にあった。生垣を通り、縁先の防空壕に向かって叫んだ。「おばさん。防空壕に入れてください」「あ、来たの。さ、はいんなさい、はいんなさい」おばさんは、右手で板戸を押し開けて上半身を乗り出し私たちを迎え入れてくれた。中には学齢前の兄、妹の二人がこわばった表情ですわっていた。そこでどんな会話をしたか記憶にない。死の恐怖とそれをどうにか免れた安堵感とを抱きしめて無言でうずくまっていたような気がする。小一時間もたったころ、トイレをかり、庭に立った。あのB-29の爆音や射撃音がウソのように静かだった。どうにか人心地がついたような気分になって、もう1度防空壕に入った。しばらくして、おばさんが「もう大丈夫みたいよ。歩いて帰れるよ」と言った。私たちは、ゆっくりと残り半分の通学路を黙って歩いた。意外なことに、あの激しい襲撃音にもかかわらず、畑や民家のたたずまいはいつもと変わらなかった。ただ、1人の人影もない。家にたどり着くと、母の安心した顔に出迎えられた。「I先生のとこの防空壕に入れてもらった」と言ったことだけが記憶に残っている。泥だらけの服をどのように着換えたか、母とどんな会話をしたかは記憶にない。暗くなっていく部屋で処理しきれないほどの異常な体験に呆然としていたような気がする。やがて父が帰ってきた。「おお、帰ってたか」「泥んこになって帰ってきましたよ。Iさんの防空壕に入れてもらったそうです」と母は私を見やっていった。

私達が狙われたと思った爆撃・銃撃は、そこから直線距離にして数百メートルしか離れていない江平池の土手で、下校途中の一団を襲っていた。12人が亡くなった。ほとんどが即死。私のクラスではHさんとYさんが即死、Nくんが病院に運ばれて翌日亡くなった。爆弾の破片が胸から腹部に貫通したのだという。

「痛いとも苦しいとも一言も言わなかったそうだ。えらい子だった」と噂された。また、同じクラスのMさんは、上にかぶさってかばってくれた上級生が即死し、その血を全身に浴びて帰り、ご両親を驚かせたそうだ。現場には軍隊が出動し、遺体のなくなっている部分はワラで作り包帯を巻いて棺に納めたという。土手の反対側には、大きな鍋でマユを煮て生糸を取る工場を兼ねた民家があった。夕方屋根の上でしきりにネコが騒ぐので家の人が見ると、樋に子どもの手首がひっかかっていたそうである。

跡地には、4年生だったY君のお母さんが「いとし子の碑」を立てられた。江平池は高度成長期の頃埋め立てられ、小学校が建ち、住宅地になった。現在の西池地区である。それにともなって碑は現在の宮崎大学教育文化学部の附属小学校の正門の内側に移動され、亡くなった生徒たちの名前を刻んだ石碑もたてられた。名前を見ると、何組かの姉妹もあったようだ。学校帰りに突然二人の子どもを亡くされたご両親の衝撃と悲しみ・絶望はいかばかりであったろうか、はかり知れない。

その日を境に私たちは学校に行かなくなった。私は父の郷里の福岡県の片田舎に疎開した。そこで8月15日の終戦の日を迎えた。祖父、その妹の大叔母（夫を八幡製鉄の空襲で防空壕の中で蒸し焼きになって亡くしていた）、そして母が向き合うように座って、例の「玉音放送」を聞いた。終わると母が私の方を向いて「戦争が終わった」と言った。大人たちは無言だったが、みな大きな大きな安

堵感をかみしめていたにちがいない。私は縁側から庭に下り、「戦争が終わってよかったあ」と思った。遠くから飛行機の音が聞こえてきた。西の空を見ると、高いところをおもちゃのように小さく見える銀色の飛行機が二機、前後に少しずれて北から南へと移動していく。「飛行機はあんなにも好ましく和やかに飛ぶものなのか」と思った。初めて見る光景だった。翌日も同じようによく晴れた日だった。正午を告げるサイレンの音を聞いたとき「あー、本当に戦争は終わったんだ」と真底思った。それは断続的に切迫して急を告げる警報音とは違う。立ち上がると何秒か平板に続き、緩やかに音程を下げながら消えた。平和という言葉はまだ知らなかったが、思いは「平和だなあ」だった。

やがて日本国憲法が公布された。「日本は二度と戦争をしない国になった」と知らされどんなにうれしかったことか。「世界にはスイスというエイセイチュウリツ国という国があって、どんな戦争にも加担しない。日本もそこと同じ国になった」と聞かされ、日本の格が上がったような気がした。

1945（昭和20）年5月11日（宮崎空襲）の異常な体験は、わたしの心の奥底に沈んでいて、現在につながっている。戦争は無辜の市民や子ども達を恐怖のどん底におとし入れその命やささやかなしあわせをも奪う。二度とあってはならない。新安保法制は再びあの体験を呼び覚まし、私は恐怖と不安で一杯である。

④ 第一次 ●●●●

私は昭和11年に鹿児島市で生まれた。昭和20年5月11日当時私が国民小学校3年のとき、私の学んでいた宮崎市内の小学校が攻撃された。ちょうど空襲警報が発せられ、それぞれ我が家に向かって逃げる途中のことである。あ

たり一面に爆弾，機銃掃射が繰り返され，煙幕の中を逃げ惑った。すべての人が恐怖の中にいるのに見知らぬおばさんが手を引いて防空壕の中に導いてくれた。おかげで私は死を免れた。しかし，同級生3名，上・下級生9名が直撃弾を受けて死亡した。学校も全焼した。次の日からは学校に通うこともなく家で，いつまた同じ目にあうかと恐怖と共に過ごした。また，その後私の家から100メートルほど離れた民家の防空壕に爆弾が投下され老人夫婦と娘さん3人が直撃を受け肉片となり死亡した。近くには川崎航空機工場やグンゼの絹糸工場があり，それらを目標としたと考えられた。それが私の経験した宮崎空襲であった。空襲がひどくなり，国富町八代に学童疎開したが，親と離れ，慣れない土地でろくな食糧もなく辛い思いをした。現在私はサツマイモとカボチャを一切食べない。どうしても戦争当時の惨めな食事を思い出してしまう。思い出したくない。戦争が終わっても昭和30年代半ば頃まで，私は飛行機のエンジン音を聞くと怯えていた。私は，空襲体験や父の被爆体験から戦争というものの恐ろしさ，非人間性を嫌と言うほど知らされた。子どもの頃の恐怖や惨めな体験は私の心に深く根を下ろし，今の生活信条や思想として私の身体の中に生々しく生き続けている。

私は長年中学教師をしてきた。教え子達に，また，私の娘・息子や5人の孫達に私の体験した苦痛を味わわせるわけにはいかない。戦争体験や戦争体験を分かりやすく表現した詩や漫画などを折に触れて取り上げ，子ども達に語ってきた。語る中で勉強もした。そして，戦時体制が軍部や政府によって作られたもので，国民を黙らせる体制であったことも分かり，怒りを覚えた。それらは，私の魂にしっかりと刻みつけられた記憶である。私達の時代でこのような惨禍は絶対に終わらせなければならないと思い続けて今日まで生きてきた。地球

を何回も破壊するほどの核が世界中にある現代、戦争が起こってしまったら今まで体験した以上の惨禍が生じ、人類の生存は保障できない。今、いつの間にか、自由に物を言いにくい時代が再び訪れてきたと感じている。戦時下のもとで、全ての人間としての尊厳は抑圧されてしまうことは過去の戦争から明らかである。あのような悲惨な体験をして、アジアの人々にも被害を与えて、一度反省して平和国家として出直したはずの日本で、再び戦争のできる国に向かうというのでは、過去苦しんで亡くなった同級生をはじめとする人々にも、将来の世代にも顔向けができない。今こそ勇気と信念を持って声をあげなければ死んでも死にきれない気持ちである。世界で武力紛争があり住民が被害を受けているが米国主導の武力行使が多い。新安保法制が施行されてから、私達国民が払った血税が積極的な武力行使に使われ、他国の人たちに被害をもたらすと思うとやりきれない。憤りや悲しさ、焦り、そしてこの事態を止められなかった自責の念が私を襲っている。

⑤ 第一次 ●●●●

1945（昭和20）年の夏、当時5歳の私は多分に漏れず軍国少年だった。私と母は各地で空襲が激しくなったため、京都市内から父の郷里・丹後に引っ越すことになった。丹後半島の山間にある自宅は舞鶴湾が正面に見える所である。舞鶴は軍港で軍艦が常駐しており、若狭湾を経て日本海へ出入りしていた。

米軍機は舞鶴港の駆逐艦を狙って来襲し、丹後半島の頭越しに爆撃を行った。私たちは空襲警報とともに裏山の防空壕に逃げ込み、空襲解除のサイレンが鳴るまで震えながら身を潜めていた。子供の私には狙われているのが海上の駆逐艦だ

とは判らず、「死ぬかもしれない」という怯えだけが鮮明に残っている。戦争の惨禍と戦後の窮乏はいうまでもない。飢えが人間を変えてしまうのを実感した。

言い尽くされたことではあるが、戦争という行為は人間のやることではない。どうい理由があろうと無辜の人間を殺戮することは許されない。

戦争は報復の連鎖である。「攻撃されても反撃しない」という考え方が日本社会から次第に朽ちつつあることを感じる。戦争体験を持つ者なら、大方は「なにがあっても戦争だけは・・・」と思うはずである。戦争が憎悪と報復の連鎖で拡大することは何時の世でも変わらない。この連鎖を断ち切るためには「攻撃されても反撃しない決意と勇気」が必要である。「戦争放棄」という憲法9条の精神は、この決意と勇気に支えられたものである。終戦直後はこの考え方が無条件に受け入れられた。日本だけでなく世界中がそうであったと思う。

私の場合、「攻撃されても反撃しない」という精神は頭の中で考えたことではなく、戦争体験を通して体で感じたことであり、強いていえば「経験論」である。決して夢物語でも観念論でもない。もちろん、「攻撃されても反撃しない」というのは自衛権を放棄することを意味しない。不当な攻撃に対して防御するのは当然である。防御の中心は外交であり対話である。

「戦争は経済の延長」という言葉がある。確かに国際間で「国益」をめぐる対立が生じ戦争に発展するのは、過去も現在も変わらない。考えておかねばならないのは「国益」は必ずしも「国民の利益」ではないということである。戦争が国民に利益をもたらすことなどありえない。戦争はその勝敗にかかわらず、被害者は常に国民である。民主主義国の主権者は国民である。それぞれの国民は自国の政府が戦争を起こさぬよう、加担することのないよう、常に監視しておく義務がある。国際的にこの義務が貫徹されれば、戦争を放逐することができる。これ

は戦争体験からする私の確信であり信念であり，生きる支えである。新安保法制はこれを打ち砕いた。断腸の思いである。

(2) 被爆者とその家族

被爆者で，今回陳述書を提出できる人々は，被爆体験にもかかわらず，現在まで生きて来られた人々である。原爆の直撃を受けた人々の多くは，当然ながら，既に亡くなっておりその体験を語ることはできない。その意味では，原告らは今まで生き延びることができた幸いな人々であるが，そのことが，これら原告たちの被害が軽いものであったことを決して意味するわけではない。また，自ら直接被爆していなくても親族が被爆した原告が多数いる。一緒に生活する中で様々な辛苦を味わい，この世の地獄を2度と繰り返させてはならない，絶対悪の核兵器に頼る平和などあり得ないと確信しているが，新安保法制によって日本が積極的に核兵器を使う側に立ってしまったことに身を引き割かれる思いを感じている。

① 第一次 ●●●●

私は，長崎に原子爆弾が投下された1945（昭和20）年8月9日当時私は満7歳の小学1年生だった。私の家族は，父母と長女の私と妹の4人家族だった。母が長崎駅前で旅館業を営み，そこで生活していた。1945（昭和20）年になると長崎にも度々空襲があり，私達家族は防空壕に入ったり，山に逃げたりするようになった。父は県の消防本部に勤務していたが，その年の8

月に入ってから、空中を飛ぶ敵の偵察機等を見て、不安に駆られ、母と私達姉妹を4キロ程離れた道野尾の旅館に疎開させた。

8月9日当日は、朝から天気が良く、蒸し暑い日で、飛行機の音もせず、いつもより静かだった。私達姉妹は久しぶりに外で大いに遊んでいた。午前11時前、母から戻るように言われ、旅館に戻って10分位経った頃、原子爆弾が投下された。長崎市内中心部から4キロ離れていた旅館の中でも、階段は崩れ落ち、泊り客のうめき声や、「助けて」という叫び声が聞こえていた。どうすることもできず、母や妹と一緒に何とか旅館を抜け出し、命からがら外に出た。周り一面何もなく焼け野原になっていて、一体何が起きたのか分からなかった。これから何が起こるのかもわからなかった。ちょうど旅館の近くに湖があり、母は「いざとなったら家族で湖に入って死のう。覚悟しておこう。」と言った。

翌日父を探しに4キロの道を父の勤務先まで歩いて行った。その途中の光景は今でも忘れることができない。道の両側には山のようになった多数の人の黒焦げの死骸があり、7才にしてこの世の地獄を見た。特に忘れられないのは、1人のお母さんが1人の子どもを背中に背負い、1人は胸に抱きかかえ、そのままの姿で亡くなっていた光景であった。とにかく道々恐怖しかなかった。幸いやっと父に会うことができ、4人家族全員生き残って手を取り合えたことは奇跡であった。住む家も焼かれ、食べることも出来ず、私達家族は一家で長崎を出て、列車に乗り、線路が寸断した所は歩き、鉄橋の上を歩いたりして、やっとの思いで父の出身地である宮崎県日南市油津に着いた。戦後すぐは食糧難で持っているものは何でも食べ物に交換した。母は醤油を作り、それを売って生活を支え、父は当時の日本パルプ（現在の王子製紙）日南工場で働き家族の

生活を支えたが色々な苦勞を味わった。私達家族は全員被爆者認定を受けた。特に父は若い頃から頭髪がなく、自分で「原爆はげ」と言っていた。私達家族は長い年月被爆のことはあまり話題にせず、もちろん周囲にも何も言わないでいた。周りでは被爆を理由に差別を受けたり結婚ができないなどのことがあった。毎年8月になると広島長崎の被爆のことが話題になったが、どこかで触れたくない想いがあった。私が周囲に被爆者であることを明らかにするようになったのは今から20年ほど前宮崎県原爆被害者の会の日南市の役員を引き受けたときからである。初めて、被爆者であることの重みを突きつけられ、逃げたいいけないと思った。被爆者としての経験を語り継ぎ、核廃絶のための運動をしていく責任を感じ、私は役員を引き受けた。3年前から宮崎県原爆被害者の会の会長を務めている。私の願いは、「世界平和」「二度被爆者をつくらない」である。どんな事情があっても核と人類は共存できない。「二度と戦争を繰り返してはいけない、させてはいけない。私たちと同じ苦しみを子どもや孫、後世にさせてはならない。生きたくても生きられなかった人達のために、恒久平和の実現に向けた活動を続けていく。」そう深く固く決意して、今日までできる限りの取り組みをしてきた。それが世界で唯一被爆を経験し生き残った私達の使命である。宮崎でも被爆者44名が昨年亡くなった。私たちには時間がない。新安保法制は、核兵器をなくそうとしている世界の動きともかけ離れ、日本が核戦争に巻き込まれる危険を大きくしている。被爆者の人生や生命が日々踏みにじられている。被爆者である私や家族、仲間の人生を否定されたような痛みを日々感じている。

② 第一次 ●●●●

私は、長崎に原子爆弾が投下された1945（昭和20）年8月9日当時満5歳であった。父母と姉が3人、兄1人弟1人の8人家族で爆心地から2キロの長崎市稲佐山の麓で暮らしていた。

8月9日当日も空襲警報が出て、私は防空壕に入っていたが、解除になったので帰宅した。私の母は台所で昼食の準備をし、長兄と三姉も在宅、私は弟の面倒を見ていた。父と長姉は三菱造船所に仕事に出かけ、次姉も仕事に出かけていた。

午前11時2分、私は突然、光と、大きな爆発音と、爆風に見舞われた。気を失った私が気が付いたとき、潰れた自宅建物の下敷きになっていた。母と長兄、三姉、弟も自宅建物の下敷きになった。台所にいた母は大けがを負った状態でありながら、大声で子らに潰れた家の隙間から早く外にできるように声をかけ、それが助けとなって私たちは脱出できた。どのくらい時間がたったのか、建物の外に出た私が見た光景は、見渡す限りに建っている建物はないという惨状だった。その中を防空壕へと逃げた私は、何が起きたか分からないまま防空壕の中で母にしがみついて泣き、震えていた。

造船所に仕事に行っていた父は、工場のコンクリート壁の中で仕事をしていて、一命を取り留めた。しかし、長姉は、昼の休憩で製材所の階段に腰かけて、弁当を食べる瞬間に背中から熱戦と爆風を受け、腕から背中全体にかけて焼けただけ、瀕死の状態であつた私達のいる防空壕に逃げてきた。薬も包帯もない状態で、そのまま防空壕で横になって痛い痛い泣くしかなかった長姉には、日が経つにつれて蛆虫がわき、私たちがその蛆虫を1匹1匹とるばかりだった。

そのような状態の長姉を夜も寝ずに見守っていた母は、被爆した放射線によって髪の毛が抜け始め、満42歳で死亡した。次姉も長い間放射能の影響に苦しんだ後、死亡した。長姉は一命を取り留めはしたものの、原爆症の認定を受けることができずにいる。

新型爆弾の投下から暫く経ってから、今般長崎に落とされたのも、広島に落とされたのと同様の原子爆弾であることが分かった。

投下から1週間ほどが経ち、着るものも食べるものもなく、もうここでは暮らしていけないと考えた私の家族は、父の親戚が住んでいた宮崎県の旧清武町大久保まで、列車を乗り継ぎながら、所々では怪我や火傷の痛みをこらえながら歩き、半月以上かけて、やっとの思いでたどり着いた。たどり着いた時、長姉の姿を見た近所の人たちが「葬儀の準備をした方がいいのじゃないか」とささやくほど、酷い状態だった。

72年間経過した現在まで、私たちきょうだいは、原爆による後遺症で苦しみ続けてきた。私自身は甲状腺ガンを患い、3度の手術をし、現在も治療中である。目、耳も不調であり、肘や膝などの関節の痛みにも苦しんでいる。

私は「その苦しみを二度と味わいたくない、平和な日本であってほしい、戦争のない未来を子どもたちに受け継がせよう。」との思いで必死で生きてきた。しかし、新安保法制法が多くの国民の反対の声を押し切って制定されてしまった今の日本は、私の願いと裏腹に、また戦争という過ちの歴史を繰り返そうしているようにしか思えない。私は戦争によって平和は築けないことを身を以て経験した。私は、当時の惨状と苦しみを考えて、不安に苛まれながら毎日を送っている。

③ 第一次 ●●●●

1945（昭和20）年8月6日午前8時15分広島に原爆が投下され10数万人の人々の生命が奪われた。私の父は当時広島の連隊にいたが、たまたま休暇を取り宮崎に帰っていて、前夜汽車で帰路につきその日の午前7時に広島に到着する予定であった。汽車が予定より2時間遅れで到着したため父は原爆の直撃を受けず生命は助かった。広島に着いたときは、周りは火災、電車は横転、そして人々の無残な焼死体で溢れていた。皮膚が焼けただれふらふらと歩いている姿、「兵隊さん水を下さい」という悲痛な懇願、目の前は言葉に言い表すことのできない惨状だった。父は、約3ヶ月ほど放射能の飛び交う中で救助活動や死体の焼却、連隊の片付けなどの仕事をした。まるで枕木のように死体を積み上げ焼いた経験は悲痛なものだった。父は宮崎に帰ってきたが、気力もなく歯茎からは出血し、文字通り虚脱状態であった。その痛々しい姿は子どもながら切なく、今でも鮮明に記憶に残っている。その後約2年間は歩くこともままならず日々床に伏せていることがほとんどだった。当時は治療法もなく、生命はとりとめたものの、身体が自由に動かず、いわば半身不随に近い状態になった。広島での地獄絵の話は時折父が訥々と私に話してくれたが、話すことさえ辛そうだった。

身体が自由にならなくなった父だったが、戦後は私達家族8人を養うために頑張ってくれた。食べ物が不足し、僅かの米、サツマイモ、かぼちゃなど食べられるものは何でも食べた。その父も障がいを抱えながら61歳でこの世を去った。父のような体験を二度と誰にもさせてはならないと心から願って生きてきた。新安保法制はこの願いを打ち砕いた。父の苦勞の多い人生、私の信念や人生も一緒に壊されてしまった。

④第一次 ●●●●

私の父は海軍兵として広島で、母は三菱重工場の勤労学徒動員として長崎で、両方とも被爆した。父はすでに他界し、母は重度の認知症であるが、以前は原爆投下の日が来るたびに当時の様子を語って聞かせてくれた。当時なんとか助かった母は救助活動をすることになり、全身焼けただけ生死をさ迷っている人、「水を下さい。水を下さい。」とか細く訴える人々、地獄さながらだったと言っていた。なかでも辛かったのは、爆風で破れた妊婦の腹部から死んだ赤ちゃんが見えていた時だったと聞いた。当時中学生くらいの母には相当ショックな光景だったと思う。その話をずっと聞いてきた私は絶対に核兵器も戦争もこの世から失くしたいと強く願ってきた。新安保法制は両親や私の人生を否定した。

⑤第一次 ●●●●

1950（昭和25）年生まれの私にとって、幼い頃の戦争の爪跡は幾つか、ぼんやりと記憶に残っている程度のものである。そのひとつが、2月頃の生目神社祭りである。私が5歳のころ、左目を傷つけてしまい、失明してしまった。そういう私を両親は目の神様と評判だった生目神社につれて行ってくれた。そして、そこで目にしたものは、戦争で傷ついた元軍人たちの姿だった。酷い人になると、片足のない人が松葉杖をついて立っている人もいた。そういった方々は、小さい箱を置いて、今でいうカンパをお願いしていた。それを見て何の知識もない私は、ただ、かわいそうと言う思いしかなかった。

次に記憶に焼き付いているのは、私の父のことである。私が小学生の頃の事だと思うが、深夜寝ている私の横で、父親が、「ひー」という声を上げていることがあった。その当時は、あまり気にしていなかったが、後々思い返してみると思い当たることがあった。それは、父が戦中、長崎に原爆が投下された翌日に衛生兵として働かされたらしい、と言う事だった。生前、ほとんどそれらしきことを語った事のない父であったが、その現場を目の当たりにした光景が夢に出てきたのではないか、と思う。後に64歳で癌で亡くなる数年前に被爆者手帳を申請した。長崎の記念碑には、父親の名前が刻んであるのだが、この父親が被曝した後に生まれた私にとって、このことはトラウマになっている。このこともあって、私は反原発運動に関わりあっている。

私が戦争の悲惨さを知るようになって、その歯がゆさから親に向かって、「なぜ、戦争に反対しなかったのか」と問い詰めるように言ったことがあった。親は、「自分たちには、どうにもできなかった。」とだけ答えていたと思う。しかし、これは天に唾を吐きかけたようなもので、その後の私の十字架になっているように思う。こういった記憶を背負いながら日々の生活の中で、周りを見回すと、また、戦前に回帰している様に思える。もちろん、自分の子供には、「どんなことがあっても、戦争は駄目だ。」とは言い聞かせている。しかし、そんな事だけでは、この流れは、とめられそうにもない。特にここ数年のあいだ、「集団的自衛権」、「新安保法制法」、「共謀罪」などといった戦争が出来る国になるための土台作りが進んでいる。そういった思いのなかで、もう一步、踏み出す責任が自分にあると感じた。新安保法制は私自身に突き付けられた刃である。

(3) シベリア抑留者の家族

① 第一次 ●●●●

私は、1953（昭和28）年宮崎県高千穂町生まれ、私の父は大正8年農家の9人兄弟の次男として育ち、戦争を直接体験した。父は徴兵検査で「甲種合格」となり、1941（昭和16）年に陸軍に召集され、満州のソ満国境警備隊に派遣、44（昭和19）年に満期除隊となったが、軍務期間中、上官の気分次第で些細なことを口実にした鉄拳制裁が横行し大変辛い思いをした。父の兄と弟達も戦争体験者で、すぐ下の弟は海軍に召集され潜水艦に乗艦したが、千島列島沖で敵軍との交戦で沈没したと戦後に知らされ、遺骨もない。

大正13年生まれの義父は1945（昭和20）年9月から49（昭和24）年7月迄の約4年間にシベリアの捕虜収容所での過酷な強制労働と飢餓と極寒にさいなまれた抑留経験者である。収容所での真冬の寒さは非常に厳しく、衣類が無く、紙、木の皮等体に巻ける物は何でも使って、凍えに耐え、隣で寝ていた仲間が翌朝には凍死していたことも度々あったという。仲間の遺体を埋葬しようとしても、地面が固く凍結している為、遺体を1ヶ所に積み上げておいて、春になってようやく埋葬したが、遺体の凍結が緩むと強烈な腐敗臭が漂う中での穴掘りが辛かったという。抑留から数年後に帰国したものの、当時の世相から共産主義に洗脳されているのではないかとの疑いを持たれ公安警察関係者の監視の対象にもされた。そして、そのような世間の目にさらされる事を嫌って、人に会わずに済むように山奥に入り「渡りの炭焼き」で生計を立てた。義父は、70代頃まで寝ている時にうわ言や大きな声を出したりしていたが、これは抑留生活の夢を見ていたのではないかと思う。

戦争はあらゆる国民が様々な手段によって巻き込まれる。私は戦争によって人生を狂わされた国民が身近に沢山いる事を実感している。

2015（平成27）年、安倍政権による新安保法制法が制定され、既に自衛隊が駆けつけ警護も担うという役割の下で、南スーダンへ派遣された。そして、国民の知る権利をないがしろにして、どんどん米軍を筆頭にした多国籍軍との共同作戦行動に自衛隊を限りなく参加させつつある。私は1人の自衛官も戦死させたくない。また自衛官に外国で人を殺傷させてはならない。武器より医薬品を、水を、食料を提供出来る日本、自衛官であってほしい。このような平和が脅かされる状況は、父や義父の戦争体験を知る私にとって耐え難い苦痛である。

②第二次 ●●●●

私は1944（昭和19）年に満州で生まれ育った。私が出生後8か月で父は招集されたが、終戦後も5年間ソ連に抑留され、過酷な環境下で体を壊してしまい、復員後も入退院の繰り返しを余儀なくされた。父に代わって昼夜ともなく働いて家庭を支えてくれた母は、私が13歳の時に働き疲れて他界した。私自身も、戦争中の栄養失調で片目を失明し、希望通りの就労もままならない人生を送ることとなった。

このように、戦争は人の命を奪い、たまたま生き残ったとしても平穏な生活を送る道まで奪いつくすものである。

憲法9条は、武器は持たないこと、戦争をしないことを定めているが、これこそがしっかりと国民を守ってくれるものである。それを新安保法制で壊すことは

決して許せない。悪夢をみているような、また地獄に突き落とされるような気持ちである。

(4) 満州からの引揚者

①第一次 ●●●●

私は1939（昭和14）年に中国東北地方（旧満州）で警察官の息子として生まれ、7歳になった1946（昭和21）年7月に日本に引揚げた。敗戦を迎えたのは、南満州の営口市の警察官舎で、そこは満人（中国人）の街と堀を挟んで隣接し、日常生活の中でも満人を監視できる仕掛けになっていた。私はそこで育つ中で、「満人は日本人に害を与える」「信用してはいけない」「最も下等な人たち」などの言いふらしを信じてきた。また、官舎には私と同じ警察官の子ども十数人がおり、「のらくろ」などの戦争漫画を見たり、年長者から「爆弾3勇士」などの勇ましい戦記を聞かされたりした。こうして「大人になったら必ず軍人になり、手柄を立てる」と固く思う軍国少年に育っていった。同時に、満人（中国人）を「人とは思わない」「犬猫のように見る」蔑視の心が培われた。実際、満人の子どもが遊び場にきた時には、日本人の子供たちは集団を組んで彼らを襲い、棒を振り回して追い払い、私もそれに加わり、満人の子が触ったブランコなどを汚いと思ったりしていた。また、わが家には警察討伐隊が抗日ゲリラをとらえ公開処刑した写真があったが、それを見ても酷いものとは思わなかった。

日本の敗戦は、軍国少年の「思い」をいっそう強くした。私たち家族は名前を変え、各地を転々とした後に日本人が経営する農園に隠れ住んだが、ソ連軍兵士の略奪にあったり、中国人の叱責を受けたりすると、私の胸には「今に見ている、大人になったら仇をうつから」という思いが沸々とたぎってくるのだった。

私たち家族は、幸い全員揃って帰国ができ、1947（平成22）年秋に川南町（当時は川南村）の軍馬補充部跡地に開拓入植し、はだか同様の苦難生活を始めた。それでも、私の軍国主義と他民族蔑視は変わらなかった。中学生の時に川南町で陸上自衛隊が演習した際には部隊の後をついてまわり、少年自衛官に応募しようとしたが、近視のため断念した一幕もあった。

また、中学3年の際には、選択科目に英語と職業（農業）があったが、「英語は敵国の言葉だから学びたくない」として職業科を選んだ。

こうした考えに疑問を持ち始めたのは、高校生になり世界史と日本史を学んでからである。日本の文化を歴史の事実にもとづいて振り返れば、その基礎にある漢字でも仏教でも儒教でも全部中国や朝鮮から来ているではないか。暦や種々の野菜、豆腐など日常生活に使われているものの多くもそうではないか。彼らが遅れているどころか、日本より進んでいて、長い歴史を通して日本がむしろ学んでいたではないか。それが何故、あのように中国人や朝鮮人をまともな人間と見ず、まるで牛馬のように扱って、子どもまでがそのように思ったのか。なぜ日本軍が攻め入って平気で他民族を殺し、それを正しいとしたのか。それらの疑問がどっと押し寄せてきて、私を歴史の学習に駆り立てた。

私は、とくに幼少期に体験してきた満州と中国にひきつけられ、大学では東洋史専修に籍を置き、中国近現代史を専門に選んだ。そして「日本がなぜ満州で」の疑問を追求した。

その結論として、明治維新後、遅れて資本主義に入った日本は、列強の世界支配に割って入ろうとし、天皇制の専制政治のもと、国内では国民に軍国主義を強制し、国外では植民地を広げようとして朝鮮や中国を力づくで領土にしようとした。そのために、日本人に「大和民族」という優越意識を注ぎ込み、子どもには

その教育を徹底した。その呪縛に私も囚われていたのだという認識にたどり着いた。これに気づいた時、私の眼は一気に真実の世界が見えるようになった思いがした。そして戦前の日本の誤りと、自分のように他民族蔑視の呪縛に囚われた子どもを作るのを二度と繰り返してはならないと痛切に考えるようになり、政治活動に参加し今日に至っている。

私は1965（昭和40）年夏（中国「文化大革命」の前年）、「日中青年大交流」に日本民主青年同盟代表団の一員として中国を訪問し、約1ヶ月間中国各地で交流を深めた経験がある。この中で、中国の風土と悠久の歴史、中国革命と抗日戦争の事跡を詳しく見聞し、中国文化の素晴らしさと人々の豊かな民情に直接触れることができた。そしてその中で、あらためて自分の過去の他民族蔑視の誤りをふり返り、そのようにさせた軍国主義の謀略性、偽りの歴史教育に怒りを新たにした。

安倍自公政権は、アメリカの戦争に日本を動員しようとして集団的自衛権の行使を容認し、実行のための新安保法制を強行した。そして、憲法を改悪して自衛隊を海外で戦争する軍隊にし、日本を「戦争をする国」にしようとしている。戦争をするには動員する国民の精神を変えなければならない。それは私が経験した他民族蔑視、そして人を殺しても心の痛みを感じない憎悪の文化や教育、事実をごまかす非科学の文化をはびこらせると思う。私は、この歴史の逆行を、過去日本が犯した誤りの真実を知る1人として心の底から怒りを覚え、苦しんでいる。

② 第一次 ●●●●

私は、昭和14年に3人兄弟姉妹の長女として生まれた。父は農林省の外郭団体である馬事公社に勤務しており、戦時中軍馬が不足したために満洲新京に

転勤となっていた。昭和20年6歳だった私は、満州新京で会社が提供した住居に両親と妹弟5人家族で住んでいた。その年の8月10日、勤務先から慌ただしく帰宅した父の「すぐに内地に引き揚げることになったので用意するように」との指示で、取るものも取りあえず、持てる荷物だけで次の11日には社宅のみんなで満鉄の無蓋列車で新京を出発し釜山に向かった。当時、一般国民は全く情報を知らされていなかったが、父は国家公務員だったために情報が早かったということを知った。同月15日の朝、朝鮮半島の安東で降ろされ敗戦を知らされた。その時点で、傀儡政権満州国は解体し、満鉄も動かなくなり、私達一団はその場に放り出された。その後は、以前から安東に定住していた日本人の民家に分宿した。私達家族が宿泊したのは質屋を営んでいる一家だった。昼は八路軍が日本人狩りをしていて危ないので、父がこっそり夜に質流れ品を持ち出して食べ物に変え皆で分け合った。多分私達子どもを優先してくれたせいで、空腹なときはありつつも、何とか食べることができた。母は弟を出産して間もない頃で母乳がでなくて大変だった。弟はそのため泣く元気もなかった。でも、皮肉なことに泣かないために居場所を知られることがなく、命拾いをした。隠れている状態で、乳飲み子が泣くと他の人の迷惑になると考え、乳飲み子の口をふさいで死なせたという悲惨なことがあった。若い女性はレイプ被害に遭うことがあった。ある日、その家の若くてきれいなお嫁さんが外から走って逃げてきて、目の前で便所に逃げ込んだ。すると、すぐに八路軍の兵隊が3人来て隠れたお嫁さんを探していた。その家のおばあちゃんは、身振り手振りでないことを示し、質流れの時計を渡して何とか帰ってもらい若いお嫁さんを守った。

その家で1年過ごした後に日本への引き揚げ船がでることになり中国遼東湾岸の胡芦島に向かった。そのときも、昼間は危ないので、夜陰に紛れて延々と歩いた。4歳の妹を父が、1歳の弟を母が背負い、7歳になっていた私は歩いた。いつもいつも空腹で、果てしもなく歩くのは本当に辛く心細かった。途中で休んだかと思えば、周囲にコレラ患者がでてすぐに出発するということがあった。そして、ようやく着いた船着き場で引き揚げ船に乗った。私達は引き揚げ船の船底にすし詰め状態で詰め込まれ、顔を横に向けることすらままならなかった。トイレも遠く、行くのも人をかき分けなければならず、間に合わないときや他のところで用を済ますこともあった。船上の光景で忘れられないことがある。船中で亡くなる人もいたが、長い汽笛の音と共に遺体は船縁から海に投げられていた。海中では、遺体にすぐに魚が寄ってきていた。何度もそういうことを見た。衛生状態が悪く、佐世保近くに着いたとき、船の中でコレラ患者が出て、1カ月近く停泊させられた後、ようやく佐世保に上陸できた。文字通り生命からがらの状態で、敗戦から1年3ヶ月後の昭和21年11月23日父の郷里宮崎市木花に家族でようやく帰り着くことができた。

引き揚げ途中、私達子ども3人は小児結核に感染した。長女の私は10歳時に結核性リンパ節とカリエスを発症し、放射線治療等を受け15歳（中3の終わり頃）で肺浸潤と診断され安静を強いられようやく完治した。ところが、50年後の60歳で結核性リンパ節を再発し1年間投薬治療をうけた。妹は、17歳高校卒業時に肺結核を発症し、上葉肺切手術を受け1年間療養した。その後就職、結婚後も妊娠時に結核の影響を2度も受けた。卵管に結核菌が潜み、子宮まで受精卵がたどりつかず子宮外妊娠となり、1度目は破裂しかかって手術し、卵巣を一部摘出した。2度目も子宮外妊娠となり、卵巣全摘となった。

結局出産できず子どもを持つことが出来なかった。その上、手術時の輸血でC型肝炎のキャリアとなりいつ発症するかビクビクしながら暮らしている。引き揚げ時1歳だった弟は、栄養失調で大きな目、痩せた手足、お腹だけが大きくふくらんだ状態で、ようやく3歳頃にどうにか歩けるようになった。弟も高校入学時に肺結核を発症し、上葉肺切手術を受け1年休学し、治療薬のストレプトマイシンで難聴になり、医師を志し、医学部に入学したが、一時は難聴が問題になり入学許可がおりないことを心配した。戦後72年、私たち兄弟3人は常に健康に不安を持ちながら現在まで暮らしてきた。一生に影を落とすこんな経験は私達の世代限りにしなければならない。そのような思いから、21歳のとき、私はいわゆる60年安保の時職場の仲間と安保条約改定反対の運動に加わった。私は戦後平和民主教育を受けてきた。平和は守り育てるものと考え、その後も安保条約に関する動きには関心を持ち続け、デモにも参加してきた。また、子どもを持ってからは、子ども達の世代に平和を守り育てることを引き継がねばならないと考え、子ども達に生命を大切にする価値観を育み平和を愛し二度と戦争をしないような社会を作ることを目的にする親子劇場活動にも熱心に取り組んできた。「平和」が私の人生のテーマである。これを脅かす新安保法制が強行採決という醜い景色の中で成立したことは、信じられない事態であり、テレビを見ていても怒りと絶望感で震えた。私の身体の一部が切り刻まれたような感覚である。新安保法制施行後は、戦争に巻き込まれる不安に可愛い孫達次世代の将来を思うと言ひしれぬ怖さを感じる。今がもう「戦前」ではないかという恐怖で居ても立ってもいられない。

③ 第一次 ●●●●

私は、1940（昭和15）年、満州で生まれ、敗戦により、満州から命からがら引き上げてきた。その中で1才の妹が病気で亡くなったが、家族の嘆きは大きく、私も妹のことを忘れたことはなく、今も心が痛む。

敗戦時、私たちの住んでいた官舎にもソ連兵が来た。私たちは官舎の押し入れに隠れたが、ソ連兵は自動小銃で手当たり次第に撃ち、その怖さはものすごく、体はカチカチで気を失わんばかりだった。見つからずに、ソ連兵は去っていったが、その恐怖が心身に残した傷跡は後々までトラウマとなっている。私が、初めて海外旅行に行き、買ったナイフが検査の際荷物の中から出て来たが、検問の人が持っていた自動小銃を目の前にした瞬間、心臓がパクパク・ドキドキして目の目が真っ暗になり、倒れそうになった。敗戦時ソ連兵の自動小銃の音が耳底に焼き付いていて、今でも戦争映画やテレビの戦争画面は大嫌いで、見ることはできない。今まで転勤・引越しは何回もしているが、官舎の恐怖が心に住み着き、2階に住むのも、エレベーターなど閉所は今でも怖い。

イラク・イラン・アフガニスタンなどで、大勢の子どもたちを殺傷しているニュースを見聞きするたびに、いたたまれない思いでいっぱいになる。

私は、1963（昭和38）年、朝鮮からの引き上げで、教師である夫と結婚した。夫は、民主主義、憲法を理念とした教育を目指し、労働組合運動にも参加してきたが、組合運動が弱められ、教科書が変えられ、教育がゆがめられてきていることに不安を覚えている。私は、今の政権が改憲して、米国などと一緒になって、戦争のできる自衛隊にすると考えてならない。

戦争は、いつの間にか泥沼にはまり込み、引き返すことができなくなってしまう。私に孫（今小学3年生の男子）がいるが、戦争に晒したり、死なせたりしたくない。戦争につながる新安保法制は憲法違反であり絶対に反対である。

(5) 多感な青少年期の戦争体験者

①第一次 ●●●●

私は昭和12年3月21日に宮崎市で生まれ育った。昭和18年4月当時宮崎市立第三国民小学校（現在の大淀小学校）に入学した。当時子どもも「小国民」として戦争に協力させられた。学校から動員されて、田んぼの虫取り、落穂ひろい、桑の枝から皮をはぎ乾燥させて提出し、「兵隊さんの服になる」と聞いていた。

昭和19年夏ごろには米軍の空襲が激しくなり、学校に通えなくなった。住んでいる大塚町の八幡神社の森が「分校」になり青空天井での勉強だった。しかし、毎日空襲警報が鳴るたびに防空壕へ逃げ込み、勉強どころではなかった。小学3年で戦争は終わったが、本校に帰れたのは5年生になってからだった。その間は兵舎跡、農協倉庫、公民館などが教室だった。米軍機に狙われたことが2回ある。1回目は、父と家の軒下に立っていた時、突然、機銃射撃でバシイッ、バツバツバツと音がして私達が立っていた足元の柱石に当たり欠け、稲がパツパツと切れていった。ほんの数十センチ外れただけで命拾いをした。もう一度、弟と大塚町の田中商店に買い物に行く途中で、国道を歩いていたら戦場坂の方から戦闘機の音がして、急降下になり振り返るとまっすぐに来ていて大急ぎで橋の下へ飛び込み難を逃れた。パイロットの顔が見えていた気がする。

原告の家の100メートルくらい東にある家の裏山に米軍機が燃料タンクを落としたことがあり、すぐに日本兵が来て回収した。燃料が空になって捨てたのだが、当時の日本では考えられなかったことだった。当時はすべての金属類は政府に強制的に提出されている。火の見やぐらの鐘もお寺の鐘も橋の手すりもなくなった。通貨も紙だけになった。

大淀川の堤防下に戦車を土でつくられたものが並んでいたり、樹木下に藁人形を立たせていたが、米軍は爆弾を落とさなかった。子ども騙しでは戦争にならなかった。戦時中は物資不足で、すべてのものが配給キップがなければ買えず、いつも食べ物がなく、お腹をすかし、栄養失調で生きていた。食べ盛りの子どもの多くを抱えて父母は大変だった。戦後も同じだった。生きること懸命だった時代である。母はイモや小麦粉、野菜などで代用食を作った。あるときランプの灯油が鍋に入ってしまったが、他に食べるものがなく、口の中に痛みを感じながら食べた。

伯父は兵隊で南方（フィリピン）のジャングルを転々と逃げていて捕虜になって戦後数年して生きて帰ってきた。その話では、病気で動けない兵隊は病舎に爆薬を仕掛けて殺し、歩けるものは手りゅう弾を持たされ「歩けなくなったら自爆せよ」と命令されていた。伯父は歩けなくなり現地の人に助けられて何とか帰ることができたが、毎年夏になるとマラリアが発症して、ガタガタ震えが治まらなくて布団の上から押さえていた。

私はこのような戦争の体験を思い出すとき、今さらながら今の日本の平和が70年以上も続いていることのありがたさをつくづく感ぜずにはいられない。ところがこのような日本で新安保法制が成立して施行されることになったため、日本はアメリカが他国と行う戦争にいつでもまきこまれる危険をかかえることになった。

今もアメリカはシリアにミサイルを打ち込んだり、対話の機運があるとは言え北朝鮮への武力制裁も断念していない。そのような動きを見聞きするたびに私はいつかアメリカがアジアで行う外国との戦争に日本も新安保法制によって参加させられることになって戦争にまきこまれ、再び日本が戦争の舞台となってしまう

のではないか、そのために私の家族を含め多くの人々が殺されたり大変な思いをすることになるのではないかという強い不安をおぼえる。我慢できない。

②第一次 ●●●●

私は1926（昭和元）年宮崎県綾町で生れた。1937（昭和12）年の日中戦争、1939（昭和14）年のロシアやモンゴルとの「ノモンハン戦争」「張胡峰戦争」などが続いた。その度に綾町住民から父であり兄達が大勢戦地に出て行き、少なくない戦死者をだした。残された家族は働き手のない状態で留守を守らなければならず、農作物に対する国からの増産供出命令に応えさせられた。小学校は授業も午前中で終わりになり、農作業を手伝った。私は綾小学校を終えると、県立宮崎中学校に進学し寮生活となったが、中学の運動場には武器庫があり、本物の38小銃、機関銃などが保管され1年生から5年生まで交代で使用して本格的軍事訓練が将校を教官として週2時間以上あった。登下校はゲートル着用とされた。さながら陸軍予備校の状態であった。戦争は実に60%の兵士が餓死と病死で、その犠牲は160万人と言われ、しかし大本営は「敗北」を玉砕と言い、「退却」を転進などと、国民に嘘の発表を続けた。私は1944（昭和19）年旧制中学4年の夏、江田島海軍兵学校75期選抜試験を受け、75期生として入校し、二学年になると、岩国航空隊岩国分校に7ヶ月所属し、同時に江田島エ1001分隊に所属した。その時、1945（昭和20）年8月6日午前8時15分、広島原子爆弾の爆発を目撃した。

江田島は広島から15キロの地点にあったが、青白い閃光と百雷の如き大音響と、すさまじい「地響き」を受け、校庭の庭の枝が折れたり、二階の窓ガラスが落ちて割れたりした。古鷹山から広島市を望むと、全市を走った赤い炎、もくも

くと立ち昇る巨大な入道雲……そして2500メートル上空はキノコの頭状に変化……さらにその上空1万メートルに薄く光る二条のB29の航跡雲……70年経っても私の目に焼き付いている。

この日の午後、江田島海軍病院には真黒く赤茶けたヤケドで殆ど裸のご婦人、子どもら大勢が大発艇やランチ、漁船で搬送されてきた。髪の毛も焼け、腕、頭、背中、手足が赤黒く焼けた大勢の被爆者が海軍病院に運ばれてきたが、殆どの患者が病院の庭に寝かされたまま、何の治療も受けることもなく、水を求める声もかなえられることなく、夕方までに亡くなった。救援にあたった私が抱きかかえた男の人は左肘から先が切れていたが、焼けて血は出ていなかった。顔にはガラスがいっぱいささっていたが、それを取ってやることもできないまま夕方息を引き取った。全員が、それはそれは悲惨きわまる姿だった。少し風が吹いたところ、そばに寝かされていた婦人の髪の毛がふっと飛んだ。頭が完全に黒く焼かれていて、顔や背中にはたくさんのガラスもささっていた。私は母を思った。殆ど半裸、しかもモンペも焼かれ、裸体の母だった。次の日も宇品から運ばれてきたが、どこの誰かも年がいくつかも何もわからないままに死んでいき、次の日、裏山を掘って埋められた。

私は、戦争時代の理不尽に改めて疑問を持った。「15年も続いたあの戦争は一体何だったのか」という疑問を解明すべく必死で学び直した。あの戦争に命をかけて反対した真の愛国者のいたことを知り、そしてあの戦争で大儲けをした「死の商人」がいたことも知った。ヒロシマ原爆が、いかに大勢の人々を殺すか、いかにたくさんの建物を壊せるか……正に「人体実験」をしたことなどを知った。

日本国憲法公布のときに、私はその内容を知って心から万歳を叫んだ。

いかに戦争が悲惨なものであるかは体験したものでないとわからないところがある。私はこれからの子供や孫のためにも二度と戦争をしてほしくないと心から願ってきたし、憲法9条がある限りは昔のような戦争に私たちがまきこまれることはないと考えてきた。しかし、憲法9条に違反し、アメリカ等外国の行う戦争に参加する形で外国との戦争にまきこまれることが現実となるような新安保法制が成立した。実際にも自衛隊の装備や米軍との共同訓練や政府の姿勢が、日本が米軍の戦争に加わるような動きとして現れている。私はこのような動きを見聞きする度に、いつか日本が戦争にまきこまれるのではないかという不安でいっぱいになる。

③第一次 ●●●●

私は昭和11年生れで81歳になった。東京都江戸川区で生まれ、国民学校1年生の時、空襲も激しくなる中、母の里（岩手県巻掘村）に疎開した。父は軍人で宮崎県児湯郡川南町にある一部隊長として終戦を迎えた。戦後、食料難の中、部下の人たちの勧めもあり、農業を営むことになった。田はなく、畑だけの農業であった。私は9人兄弟の5番目で、一家11人の生活が始まった。家は、ほとんど父の手で作られた「掘っ立て小屋」。ほとんど窓もなく、昼でも暗い「バラック建て」での生活が始まった。農繁期には一家総出で働き、学校は休まなければならなかった。また、雨が降ったときも傘もないので学校を休まなければならなかった。何より嫌だったのは家庭訪問でみすばらしい我が家に先生が来られることであった。中学生の時、友達は弁当を持ってくるのに、私は代用食のさつまいもを持たされ、恥ずかしくて食べられず、そのまま持ち帰り、父からきびしく

叱られた。それ以来、帰る途中、山道に差し掛かった人気のない所に座って食べた。

あとで母に聞かされたことであるが、「あのどん底生活の頃、もし子どもたちが病気にでもなったら、一家心中も考えた」とのことであった。

そのような苦しい生活の中、私は兄・姉たちの犠牲の上に何とか大学まで行かせてもらい、昭和36年、宮崎の小学校の教員になった。

戦争を二度と起こしてはならない、日本が戦争を行う国になってはいけないという思いは、母が「もし子どもたちが病気にでもなったら、一家心中も考えた」というほどのどん底の生活を余儀なくされた私の体験を通じて、私の中で重要な信念となっている。それだけではなく、憲法も保障するその信念を、私は、36年間、責任をもって子どもたちに教えてきた。

新安保法制は戦争法であり、自衛隊を海外で戦争できる自衛隊にしてしまった。私たち戦争経験者は口々に「戦争の足音が聞こえる」と話している。新安保法制は、憲法だけでなく、そのような私の信念、私の教えてきたことを覆すものである。私の人生・生きてきた意味の否定である。

④第一次 ●●●●

私は1944（昭和19）年、高等国民学校14才で海軍飛行予科練習生として鹿児島島の鴨池にあった航空隊に入隊した。1945（昭和20）年3月アメリカ軍の空爆で鴨池の訓練基地は大きなダメージを受け使用不能となった。空軍基地として詳細にアメリカ軍の動きをキャッチしていながら、夜明けと同時にアメリカのグラマン攻撃機による空爆が始まり、予科練の訓練基地は破壊され、死傷

者も多数出た。その後、鴨池から熊本の人吉へ、さらに長崎の西海へ移り、それ以降は連合軍の九州上陸に備えた特殊訓練を行った。

このような戦争体験者として、私は「武力による平和」が世界の平和に結びつくことはないことを知っている。国際連合は非戦闘員を戦争で攻撃することを禁じているが、これが守られたことを聞いたことはない。戦争に勝利し相手国に大きなダメージを与えるためには、あらゆる手段を使う。そこには、常識が一切通用しない「無法地帯」が出現し、人間が人間でなくなる。広島、長崎に投下された原子爆弾、爆弾を投下すると非戦闘員を含めて多数の犠牲者がでることが分かっているのに原爆は投下された。人間が人間でなくなる戦争は、決して、してはならない。

新安保法制は、再び戦争への途を開くものであり、戦争体験者である私は、それ自体が耐えられない苦痛である。

⑤第一次 ●●●●

私は昭和13年7月3日、満州国の大連病院で生まれた。父は満鉄に勤めていたが昭和19年病気の内地療養で本土に帰ってきた。又満州に戻るつもりでいた父母には、満州に残してきた貯金や品物に未練はあっただろうが、もしその時帰らずあと1年も満州に残っていたら私は「満州孤児」になっていたかもしれない。父は満州で見聞きしたことを良く私に話してくれた。また満鉄の歴史を書いた分厚い本を持っていた。そこには「馬賊」達の斬首刑の写真や、見せしめの首の写真が載っていた。話の多くは日本人が満州でどんなひどいことをしてきたかであった。お金が良く分からない満人の労働者に高額の汽車賃を払わせ、職員・満人の人力車に金を払わず「日本人から金を取る気か。」と暴

力をふるうお偉方、誰が馬賊のスパイなのか分からないので殺しては家ごと焼いてしまった兵士の話などであった。母からは冬ゴミ箱の中から満人の子どもが凍え死んで見つかったことも聞いた。まさか父母はそんなことはしなかったと思いながらも「私は侵略者の息子」だったのだと思い続けてきた。父が良く口ずさみ教えてくれた「戦友」の歌は心にジーンと来て当時歌うことを禁じられた軍歌だった意味が良く分かった。ある意味では「反戦歌」でもあった。

昭和19年に引き上げてきて母の兄が熊本の甲佐でやっていた准軍需工場を手伝うため甲佐に住むことになった。甲佐は田舎なので特に怖い空襲はなかった。学校で勉強していると空襲警報のサイレンが鳴ると運動場に地区ごと6年生を先頭に集まり駆け足で帰宅し、しばらくすると空襲警報解除のサイレンが鳴り地区で集まりまた駆け足で登校した。飛行機はB29で上空をキラキラと南の宮崎の方から北の熊本市の方へと、私が1年生になる頃は毎日のように飛んできた。その内にそれぞれ近くの神社やお寺等に集まって勉強することになった。私達は山の中腹の「清正公様」と呼ばれる神社で勉強したが、蟬取りや虫取り、紙飛行機飛ばしが楽しく心に残っていて、勉強はほとんど覚えていない。そのころの私達の生活は「腹いっぱい食べたい。」ばかりの生活であった。サツマイモを入れたおかゆは水っぽくて当時の弁当箱には水が漏れて学校には運べず、しかたがないので昼食を食べに家に駆け足で帰り、代用食のいもやうどんや朝のおかゆの残りを食べて又駆け足で学校に戻った。そんな子ども達は何人もいた。

6年生の頃弁当箱にサツマイモを入れ、弁当の時間弁当の蓋で中の芋を隠しながら食べていると、担任から「何をこそこそ食べているのか。芋も大事な食べ物だ堂々と食べる。」と叱られたことがあった。今でもしっかり覚えている

出来事である。夜は灯火管制で電灯の電力が抑えられ薄暗い夜であった。田舎から貰ったカボチャを電気を消した真っ暗の炊事場で食べた時のおいしさは私達家族の大切な思い出である。食べ物は配給制で一人分の量が決められていて、それだけではとても生きられない程で、その他の売買を「闇買い・闇売り」と言われ禁止されていた。「配給制だけで亡くなった裁判官は正しいか・間違いか」が話題になったことを覚えている。父はタバコを巻き闇で売り、リヤカーで田舎から芋や米や闇買いして私達を育ててくれた。母の着物は私達の食欲を満たす大切な品物で、母の着物を持って田舎の農家を回り食べ物と替えて貰うのについて回った。遅くなり真っ暗になって帰りの汽車も無くなり途中の農家の家の隅に泊めてもらった事があった。そこで出してもらった白米ご飯と味噌付けの漬物のおいしかったこと今でもはっきり思い出す。父は工場の屋敷の隅に畑を作り芋や野菜を作り、子どもだった私も手伝いをして、その時野菜を作る喜びを知った。母の着物一枚一枚減る生活は「竹の子生活」と呼ばれた。甲佐は田舎とは言え駅の近くで家でも防空壕を庭に掘った。広さは家族が全員入れる位の大きさだったが、父母と一緒に入った覚えはない。その当時の生活習慣として、寝る時は自分の着物をきちんと枕元にたたんで置くことがあった。夜中の空襲警報で暗闇の中、自分の着物をきちんと着て防空壕に入るためである。ある時夜中に着替え防空壕に入り翌朝見ると隣のいとこの女の子の着物を着ていて大笑いした。

昭和20年8月15日昼頃、暑くてアイスクャンディーを買いに街に出た。街の中が変にシーンとしていたのが一年生の私の心に強く残った。ちょうどその時玉音放送があっていたことを後で知った。

夏も終わった頃、校門の前にアメリカの兵隊がジープや、トラックでぞろぞろやってきた。突然先生方は「裏から逃げろ。そのまま家に帰れ。」と叫び、私達は校門を避け裏や横からまだ稲のある田んぼのあぜ道を走って帰った。

「鬼畜米英」と教えていた先生達も初めての体験できっと怖かったと思う。しかし、その後何も怖いことは起こらず子ども達はすぐに「ギブミー チョコレート」と米兵について回る姿を見せるようになった。もし日本が勝っていたらどうだったろうか。私は父から聞いた満州での話を思い出し、侵略者の日本が負けて良かったのではないかと思った。

私の戦争体験は特別なものではない。しかし飢餓等ゴミ箱で凍死した満人の子どものように、弱者にこそその被害は大きく現れる。今もニュースに見る空爆で泣き叫ぶ幼い子の姿、亡くなった子どもの遺体を抱いて嘆く父母の姿、これを世界から無くす努力こそ、平和憲法を持つ日本のあるべき姿だと強く確信する。「新安保法制」だけでなく「特定秘密保護法」や道徳の教科化・「共謀罪」等は皆「主権在民」や国民の基本的な人権を侵す違憲法だと思う。安易に現憲法を変える事より現憲法を生活の中に生かし、次々と強行される法律がきちんと憲法に違反していないか検証していく責任が自分達にあると思う。

Jアラートが鳴り、核シェルターが売れ始め、「どこに避難し、どんな姿勢が被爆の時良いか」「目と耳を押さえなきゃがむ。」等、たしか私達が子どもの時習った事のあるあの姿勢をまたさせようと言うのであろうか。70年間平和だった日本を誰がこんな風に変えようとするのか。現実に国民の日常生活は大きく変わってしまった。私は絶対許せない。怒りと悔しさ、悲しさすべてのマイナス感情でいっぱいである。

2 新田原基地周辺住民

基地周辺住民の原告は、日本が戦争のできる国に舵を切ったことで、戦争の現実的危険を日常的に感じ、特に基地は、「敵国」やテロリストの格好の攻撃目標にされることから、いつそのような攻撃に巻き込まれるかもしれないと、生命・身体の危険、精神的生活の平穏及び爆音等による平穏生活権としての人格権を侵害されている。なお、航空機の爆音に晒される住民が人格権を侵害されており、それが損害賠償の対象であることは、つとに大阪国際空港の飛行差し止め訴訟で明らかになっている。新安保法制は、このような爆音による平穏生活の侵害をさらに継続的なものにするものである。本件、基地周辺住民は、大阪空港事件原告ら以上の人格権侵害を受けている。その意味では、戦争被害体験者が受けた原告らの人格権侵害にも比肩すべき深刻な被害を現に受けていると言わねばならず、さらに新安保法制下で加速化する日米一体化の軍事行動と基地機能の全国への広がりにおいて、その危険は既に如実に現実化している（準備書面（6）（8）参照）。

第一次 ●●●●

私は、航空自衛隊、新田原基地のある新富町の西隣の西都市に住んでいる。新田原基地は部品落下事故数が2017（平成29）年全国一多かった。過去には民家に戦闘機が墜落したこともある。戦闘機の離発着の騒音がひどく、西都市の一部も「周辺騒音補償対象区域」になっていた。ところが、新安保法制施行後、九州防衛局は騒音地域の縮小見直し案を提案してきた。西都市のこれまでの対象地域の60パーセントが削減されることになる提案であった。削減されると、西都市庁舎、小中学校4校、県立高校、西都児湯地区医療センター

が補償対象外となるというものだった。もちろん、この地域には住宅もたくさんある。補償地区の見直しは、戦闘機の爆音・騒音の測定方法を変えて、しかも住民の声を聞かずに進めた。私たちからすると上から目線の強引な対応であった。私達住民は行政とも協力して見直し撤回を求め、何とか見直しは食い止めた。新安保法制が成立して、私たち基地の周辺に住む者としては、新田原基地が今後どういう役割を持たされることになるのか不安でたまらない。たまたま火山噴火で中止にはなったが日米合同訓練も計画されていた。また、地元に住んでいる自衛隊員が戦場で殺し、殺されたりすることになりはしないかと考えるととても他人事とは思えない。

2016（平成28）年12月16日の「産経ニュース」（インターネット）には、南スーダンPKOに関して、「駆け付け警護、死亡時の見舞金9000万円 政府引き上げ、手当も8000円増」との見出しで、「政府は6日午前、南スーダン国連平和維持活動（PKO）に派遣されている陸上自衛隊部隊に関連し、駆け付け警護を行った際に死亡した隊員に支給する賞恤（しょうじゅつ）金（弔慰金）の最高額を6千万円から9千万円に引き上げる方針を決めた。また、駆け付け警護を行った場合には1日8千円の手当てを追加支給することも閣議決定した。」

「賞恤金は防衛省訓令で定められており、上限は6千万円。イラクでの人道復興支援活動やソマリア沖アデン湾の海賊対処活動のほか、福島第1原発事故に部隊を派遣したときに9千万円に引き上げていた。」

「ただ、政府は駆け付け警護により自衛官のリスクは増大しないとの立場をとっており、賞恤金を引き上げれば野党側の批判を浴びる懸念があるため調整が難航し、駆け付け警護の任務を付与される11次隊が南スーダンへ出発した

後の決定となった。」とあった。政権がどう言い訳をしようと、南スーダンへの駆けつけ警護では、自衛隊員が死亡した場合に備えていたことは明らかだと思う。

私は、戦争中はまだ幼かったが、アメリカ軍の空襲で私の隣の家に焼夷弾が落ちて炎上したことは鮮明に覚えている。また、空襲警報が出るたびに、母と一緒に防空壕に入ったことも覚えている。ようやく戦争が終わり、空襲はなくなったが、戦後も食糧難が続き、子どもだった私はいつもひもじい思いをしていた。戦争が終わったと言っても、生活は厳しいままだった。戦争をしない国日本であり続けることが、一番の世界貢献であり、貧しくとも心豊かに日本国民が暮らせる大本である、と私は考えている。教職の身にあつた私は、教え子を戦場に送りたくない。新安保法制によって、教え子はもちろん近くに住む自衛官が海外で人を殺したり、また殺されることになる危険が現実になってしまった。絶対に、誰ひとりとして戦場に行かせてはならないと思う。私は連日戦闘機の爆音を聞きながら焦りと不安で押しつぶされそうである。私と同じ気持ちでいる住民は多いが、さまざまな理由で声があげられない。私はその代表者の気持ちである。

3 その他の特徴的な被害者

(1) 学者・教育者

学者・教育者である原告たちは、新安保法制法の制定及び施行によって、佐藤幸治のいう自律的人格権あるいは志田意見書にいう「自律的人生を生きる自由」あるいは「自律的生を自ら構想する意思」を侵害されている。また、前記前橋地裁判決（184頁）は、「平穏生活権について、身体権に接続されたも

のと捉える見解があるところ、原告らの多くは、自己実現に向けた決定権の集大成ともいべき人生を壊されたと訴えているのであるから、本件訴訟においては、平穩生活権を身体に接続された権利利益と捉えるものではない。」という。これは、学者・教育者である原告らの被害についても当てはまるということができる。「自分が自分の人生の作者である」ことは、人間としての尊厳を保つことに決定的に重要なことである。これらの原告たちには、軍国少年であることを国家により強制され、戦後は憲法の下、いわば生き直しに命をかけてきた者や家族の戦争体験を間接的に体験し、自らの人生を教育を通じて平和を築き守ることに捧げてきた者がいる。それを、今、新安保法制法が全否定しているのであるから、その苦痛は人間として耐え難いものである。

① 第一次 ●●●●

私は、2013（平成25）年3月まで、大阪府の特別支援学校の教諭として29年間勤めていた。私は、宮崎県で育ち、小中高では入学式や卒業式で、檀上の日の丸に頭を下げ、君が代を歌う教育を受けた。しかし、大阪の教育現場では最初の10年間はこのことはまったくなく、教師の手作りの生徒の節目・旅立ちを祝う暖かい式をやってきていた。しかし、その後、元号法制化、日の丸・君が代の国旗国歌化や大阪府教育委員会からの通達・締め付けにより教員の強い反対があったにもかかわらず、日の丸が式会場に持ち込まれ、次に君が代が流れるようになった。国家斉唱時に教職員も立つように強制され、2012（平成24）年には立たない場合は処分するという大阪府教育委員会の通達が出た。それまで、私は立たなかったが、それでも大変な勇気があることであった。いつも私の思想信条や内心の自由が侵された状態だったと思う。その都度私や他の教員は

悩み、式は苦痛を強いるものであった。式には、教育委員会から指導主事などが必ず出席し、私たち教職員が通達に従っているかどうかを監視していた。

東京都の支援学校の教師が処分され裁判で闘っているが、いよいよ大阪にもと思うと、本当に悩み、「立つ」ことの強制の次には、「歌え」がくるなと思い、2013（平成25）年の卒業式では、君が代斉唱時には立ったが、同時に教員を退職することを決意した。

私が、なぜ、これほど「君が代」斉唱だとか、「起立」にこだわるのか。私は、高校卒業まで、日の丸や君が代の意味を知らずに過ごし、大学時代に初めて先の戦争でアジアの人たちに日本が残酷なことをし、たくさんのアジアの人達の命を奪ったこと、その反省もなく日の丸を掲げていること、国民主権なのに君が代を学校教育の中でまさしく強制されていることを知り、そんな教師にはならないと決心した。支援学校で教師が生徒に、立つように、また歌うようにと言えば、また教師自身が歌えば、生徒はそのとおりにするようになる。それは、まだ判断できない生徒たちに賛否両論のあることの方の立場を押し付けることになる。また、何より、私たち教師にも思想信条の自由があり、それが侵されてしまう。内心の自由も同じである。

こうした動きの間に、事実を載せている社会科の教科書が攻撃されて書き換えられるなど教育の分野が国策として変えられ、戦争に少しずつ近づいてきていることを感じていた。日の丸や君が代の障害児教育への押し付けも戦争への道の一環である。2015（平成27）年誰が考えても違憲とわかる新安保法制がわけのわからないやり方で通り、とうとう恐れていることがやってきたと恐怖感や絶望感で何日間か眠れなかった。

私は、伯父2人を第二次世界大戦で失くしている。伯父の1人、母方の伯父は、日南の役所に勤め、中国で戦病死だったと聞いている。日常の記憶が曖昧になった母が今でも、「戦争中は、兵隊に行つて病気になつても治療してもらえなくて放つたらかしだつたらしいね。」と時々話す。遺骨も戻らず、異国の地に眠っている伯父のことを戦後生まれの私も考えて心が痛む。

父方の伯父（伯母の夫）は軍人ではなく海員（船長）で、終戦の10か月前に徴用船を攻撃されて船や66名の乗員とともに沈み36歳で亡くなった。どういふふうに沈んだのか、叔母や親戚にも知らされなかつたようで、南太平洋で沈んだと聞いていた。新安保法制法案が論議されていた頃に、神戸市の「戦没した船と海員の資料館」に尋ねてみたところ、伯父の名前と戦没した年から調べてくれ、伯父の乗っていた船の詳細が初めて分かつた。

その経過は、「昭和19年10月29日15:00奄美大島発、呉向け航行中、30日16:20分頃北緯30度13分、東経132度49分（都井の岬南東180km付近）において、驟雨のなか、右舷機械室に米海軍潜水艦（SS-182 Salmon）からの魚雷2本を受け航行不能となり、さらに、16:35船体前部に受ける。31日00:17左舷中央部に米海軍潜水艦（SS-392 Sterlet）からの雷撃を受け重油に引火、大火災となり00:39頃沈没。乗船員全員（内船員66人）戦死。船長T. たかね丸（10021総トン、日本海運戦時型標準油槽船）」と書かれていた。

伯母は、子供2人を連れて故郷日南に戻り、魚の行商をしながら暮らし、働いていた魚市場で右手を手首から失い不自由しながら88歳まで生きた。私のことを何かとかわいがつてくれた伯母が、亡くなる11年前に、「戦争が1年早く終わつてくれていたら死なずにすんだのに。こんなことを言つてもせんないね。」

とぼつんと言ったのが忘れられない。戦後45年経っても伯母は死んだ夫のことを思い続けていた。伯母は九州の沖に伯父が眠っていることを知らないまま亡くなった。

これだけ詳細が記録されていたのは、軍の船が近くで見えていたからだと思うが、伯父の船は見殺しにされたのか。初めの攻撃から沈むまでの8時間、この間伯父たちは想像できない恐怖の中にいたことになる。船長の伯父はほんとにつらかったと思う。やはり燃料を運ぶ船だったから、執拗に攻撃されたと思う。この資料を見て、民間人が恐怖の中で死んでいった事実には涙が出て止まらなかった。

これから先、自衛隊の人を始め民間人などが亡くなることがあれば、誰が死んでも肉親はつらい悲しい思いを伯母やいとこ達のようにすることだろうし、肉親は自分が死ぬまで亡くなった人を思い続けることになると思う。また肉親は、新安保法制があの時成立しなかったら死ななくて済んだのにと思うことになると思う。誰かが死ぬ可能性のある、また自衛隊員が死んでも仕方がないという前提の新安保法制はいらない。その存在そのものが苦痛である。

私の長い教員生活の間、毎年日の丸・君が代の強制に苦しめられ、退職後にはずっと恐れていた戦争につながる新安保法制法が制定・施行され、耐え難い恐怖感や絶望感による苦痛を受けている。憲法に保障されている自分自身の思想信条・内心を守ることが処分につながるというおかしさ、また起立しないと教員を処分するという脅しに等しい通達を出してまで君が代を歌わせようとした異常さや恐ろしさを経験したからこそ、集大成のような新安保法制法に恐怖心や絶望感を持つ。人は誰でも家族や友人とともに幸せに過ごしたい、いい人生を送りたい、人生を全うしたいと願っている。命はひとつしかない。

②第一次 ●●●●

私は、1947（昭和22）年、小学校入学であり新しい憲法の理念をもとに作られた教育基本法のもとで最初に教育を受けた世代である。私は教員になり、教育活動だけでなく、よりよい教育を目指し組合活動にも積極的にかかわってきた。これらの活動をするときに、常に一番頼りにになっていたのは、憲法と教育基本法だった。当時、私たちは、1947（昭和22）年に制定された教育基本法の前文を、教員としての仕事の目標としていた。

その前文は、

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

というものであった。ところが2006（平成18）年に教育基本法を第一次安倍晋三政府が改悪した。

改悪された「教育基本法」の前文は、

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」

というものである。

「平和を希求する人間の育成」だった目標も「個性豊かな文化」の創造も削除され、憲法の重要な柱を無視したものに換えられた。個性豊かな人間を育てることは、「個人の尊厳」の重要性をうたった日本国憲法の精神そのものであり、平和を求める人間の育成もまた、日本国憲法の平和主義の理念を守る人を育てるというものである。

この頃、私は、今後憲法を改悪して軍事優先の国づくりをしようとしていると感じ始めていた。そして、その後特定秘密保護法、新安保法制法、共謀罪と私が危惧した通りの状況が進んできた。

私が教員をしている間、毎年何人かが自衛隊に就職した。自衛隊を志望した動機は、「公務員だからと親が進めたから」、「各種免許が無料で取得できるから」、「飛行機の整備がしたいから」、「収入等が安定しているから」など様々だった。私は、2001（平成13）年に退職したが、それまでに自衛隊に就職した教え子たちは、新安保法制・戦争法制定以前の入隊者であり、親も教え子も自衛隊が戦場に行かされるとは想像していなかったと思う。人間は生きてこそ人生がある。自衛隊員となっても、戦争で命を落とすな、戦争で人を殺すなと思っていた。ところが、憲法改正の手続きを経ずに、閣議決定で憲法9条を改悪し、違憲の新安保法制ができてしまった。私はそのことに強い怒り

を覚えたが、あきらめてはいけないと思った。黙っていても、子どもたちを再び戦場に送ることになってしまう。70年間以上、一人の日本の若者も戦争の犠牲者にさせなかった日本国憲法。そして、70年間以上、他国の兵隊に銃を向けさせなかった日本国憲法。新安保法制による解釈改憲によって、教え子が、若者たちが、否応なく戦場に行かされる危険を考えると断腸の思いである。

③ 第一次 ●●●●

私は、敗戦となる1945（昭和20）年に国民学校に入学した。夏休みになる前4ヶ月弱の間に、転校ではなく5ヶ所勉強する所が変わった。空襲のせいである。怖い思いもした。私の長兄は17歳で軍隊に志願した。訓練中に敗戦となり生きて帰って来たが、ひどく痩せていた。長姉の連れ合いはシベリアに抑留された経歴がある。私が子どもの頃は何も話さなかったが、私が教師になり一緒にお酒を飲むようになると、大変な厳しい生活を強いられた事など話してくれた。同時に2度と戦争をしてはいけないということも話していた。

私は、公立小学校の教師を38年間してきた。いつも厳しい状況にある子どもを中心に考えてきた。時間外にたくさん家庭訪問をした。担任している1年間だけ責任を負うというのではなく、その子どもの一生に涉って責任があると考えてきた。そして、子ども達が社会に出る時、今より良い社会にしておきたいと考えてきた。

私は、子ども達が何でも相談できる教師でありたいと考えてきた。子ども達が自分の考えを発言できる学級・自分たちで問題を解決する学級ということを考えてきた。

国や自治体の財政が厳しくて、保護者の負担が半ば公然と行われていたが、仲間と一緒に実態を調査し、保護者の負担軽減を勝ち取ったことや、「延岡大空襲」について調べ、「平和教育」へ繋げたことなどが思い出される。また、人事院勧告完全実施を求めてストライキに参加し、不当にも処分されたことなども思い出される。これらも子ども達を少しでも良い社会へ送り出したいとの思いからの行動であった。

また、1945（昭和20）年6月29日に延岡の市街がアメリカのB29爆撃機による焼夷弾攻撃を受け、焼け野原となった時の体験を綴った2人の先輩の文章を仲間が群読用に脚本化し、学校等に招かれ発表している。もう10年近くになるが毎年3～4回行っている。15～16名で活動しているが、小学生から高校生それに高齢者クラブまで年齢層が様々である。小学生も真剣に聞いてくれるが、高齢者クラブの方の場合は自分の体験と重なって涙を流しながら聞いて下さる方もある。残念なことに文章を綴られた方は2名とも体調を崩され、今年度から一緒に活動できなくなった。もう40回を超える発表をしてきた。

日本は法治国家のはずである。ところが、安倍内閣になってから「人治国家」になったように思う。歴代自民政権下でも、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないとされ、定着していたものを、慣例化していた内閣法制局長官の任命方法を変え、集団的自衛権の行使は可能と考える外交官を内閣法制局長官に据えた。そして、自らに課された憲法尊重擁護義務を果たすどころか、勝手な憲法解釈を行い、集団的自衛権の行使は可能との閣議決定を行った。

そして新安保法制が審議された国会では、衆議院・参議院とも審議打ち切り強行採決となった。アメリカに約束したからであろうが、会期は大幅に延長された。それでも審議は尽くされず、参議院の委員会では採決が成立したのかさえ判

然としない状態だった。また、審議の過程で圧倒的多数の憲法学者や法の専門家が「違憲」とし、多くの国民がこの国会で成立させなくてよいとか慎重に審議して欲しいと要求していた。安倍政権は、これらの声を無視した。

私は、法案の審議中は廃案を求めて、また法が成立してからも「街宣」やビラ作成・配布、署名活動、集会やデモに参加して新安保法制法を廃止するよう訴えている。交通事故などで亡くなる人は意図的に生命を奪われる訳ではない。ところが、戦争では意図的計画的に人を殺す。たくさん殺すことが「手柄」となるというとんでもないことが起こる。

正しい戦争等というものは存在しない。戦争が悪であることはみんな知っている。人間が戦争を始める。自然災害は防げない面もあるが、戦争は「しない」と決め実行することが人間の知恵であるはずだ。

戦争で焼け野原となった国土を何も無い所から再建した親達の思い、そして、戦争で亡くなった人達の思いを考えると、二度と戦争をしてはいけないと強く思う。新安保法制法は、このような私の強い願いや信念を打ち砕き、常にどこかで日本が関係する戦争が起こる不安をぬぐえない。少しでもいい社会を次の世代に渡したいという願いも踏みにじられている。これらのことは私にとって精神的な苦痛以外の何物でもない。

④ 第一次 ●●●●

私は1940（昭和15）年生まれであり、幼少期（5歳の頃）に空襲を受け恐怖を味わった。また、戦中戦後と食糧難のために空腹を抱えて暮らした経験を持つ。加えて、叔父一家5人が中国北部（旧満州）で終戦事に消息不明になった

ことは幼い私に忘れがたい喪失感をもたらした。これらの戦争体験は今でも鮮明な記憶として残っており、戦争の恐ろしさを強く感じている。私は宮崎大学農学部教授として長年研究を続け、学長を務めた。新安保法制によって戦争のできる国になった日本で、私は研究者として、科学技術の進展結果が戦争に使われる懸念を強く感じている。しかも既に現実化し、公然化しつつあることをひしひしと感じ焦燥感に苛まれている。

事象の本質やその法則性を追求する科学と科学の成果を生産に援用する技術は相互的であり、両者を画然と区別することはできない。また、どのような科学・技術も民生用と軍事用に判別することはできない。民生研究を意図した研究であっても、その意思とは別に研究成果が軍事目的に利用されることは珍しくない。基礎研究であっても例外ではない。したがって、研究者・技術者は自らの研究・技術が場合によっては軍事目的に使われる可能性があることを自覚しなければならない。発達した科学・技術が軍事目的に利用されれば、それは大量殺戮につながり、しかも被害者の多くが非戦闘員であることは近年の戦争をみれば明らかである。社会科学も自然科学同様軍事研究の対象になる。近年の戦争が敵の軍隊や軍事施設だけでなく、敵の文化や文明までも攻撃目標にしているからだ。そのために社会学者や人文科学者まで戦争に動員される。大学に経営主義的な競争原理が公然と持ち込まれて以来、教員に渡される研究費は大幅に減少している。国立大学が独立行政法人に移行して以降、国から渡される運営交付金は毎年減少し、その結果研究費が減額され研究費飢餓の状態になっている。そのため、教員は学外の企業や国の研究費を取得するため、多くの時間とエネルギーを費やしている。そういう状況の中で、防衛省は「安全保障技術研究推進制度」を2015

(平成27)年に創設し初年度3億円、16年6億円、17年110億円と急増させた。経費飢餓の研究者を前に露骨な財政誘導という他はない。

科学研究の成果、とりわけ国立大学などで得られた成果は広く国民に共有されるべきものであり、それが秘匿されることがあってはならない(研究の自主、公開の原則)。軍事に関わる研究の場合、その性格から研究成果は委託主、「安全保障技術研究制度」による場合は防衛省に独占される可能性が大きい。研究成果が公表されなければ学術的な成果としては評価されようがない。これでは公的資金を投入された研究の成果が科学の進展に寄与しないことになる。

私は、軍事によって科学研究がゆがめられることを断じて許せない。軍事研究を拒否する姿勢は第二次大戦における真摯な反省から生まれたものであり、日本学術会議が二度(1950, 1967)にわたり表明と声明をだし、近時の情勢を踏まえ、改めて2017年3月24日声明において過去の二度の声明を承継するとしている。私は、安保法制、その一環である「安全保障技術研究制度」が、自分と同じ信念を持つ多くの研究者に軍事研究拒否の姿勢を強めなければならない状況をもたらし、厳しい精神的負担を強いることを深く憂えている。研究者は自己の研究テーマに全人生をかけ、時には家族に一定の犠牲を強いて、多大な時間と費用をかけて取り組んでいる。それが軍事目的に使われることは、自分の人生が破壊と殺戮のためのものとなり、自分の人生そのものを否定されるに等しい屈辱と言うほかない。

私は、軍事研究を拒否することによって様々な不利益を被り、研究そのものの断念に追い込まれかねない研究者の心痛も、研究費獲得のために研究者の良心と魂を売り渡す立場におかれた研究者の心痛も、いずれも自分の痛みとして日々感

じている。私は研究者が「死の商人」の下僕になりかねない今の状況に苦しんでいる。

⑤第一次 ●●●●

私は戦後極貧の生活にあえぐなか、兄・姉たちの犠牲の上に何とか大学まで行かせてもらい、小学校の教員になった。6年生の社会科では、憲法の学習もあり、「主権在民」「基本的人権の保障」、「平和主義」の3つの柱を教えた。その授業の中で、私は、私自身が経験した戦時中、戦後の苦しい生活の体験を話し、「2度と戦争は繰り返してはならない」と子どもたちに「平和主義」を教えた。

また、当時「平和教育」として夏休みの登校日に、1年生から6年生まで、学年に応じた「平和教育」を行った。低学年の児童に対しては、「かわいそうなぞう」という絵本をつかって、人間だけではなく、動物園の動物たちも殺された話を語り、戦争の悲惨さを伝えてきた。高学年の児童に対しては、原爆の被害・実態などを自分で調べて、その悲惨さを伝え、二度と戦争を起こしてはいけないと教えてきた。

私は、戦争の悲惨さを伝え、二度と戦争を起こしてはならないという授業を平成9年に退職するまでの36年間行ってきた。

しかし、今新安保法制によって日本は2つの深刻な危険に直面している。

一つは戦後初めて自衛隊が外国人を殺し、自衛隊員から戦死者を出すという危険であり、もう一つは、憲法の枠内で政治を行うという立憲主義を破壊しようとする危険である。憲法を無視し、国民の声を無視した日本の平和と国民の命

を危険にさらす「戦争法」は直ちに廃止させなければならない。私は、家族の犠牲で教育者として生き、平和を愛し平和を守る国民を育てるために人生をかけてきた。その私の人生が否定される時代が来てしまったことに打ちのめされている。

⑥第一次 ●●●●

昭和20年1年生で戦前の教育の最後と戦後の教育の初めを体験し、黒塗り教科書も体験した元教員である私は、「教え子を再び戦場におくるな」のローガンを是として生きてきた。小泉内閣の時「人道支援」の名のもとに自衛隊を初めて海外派兵させた。その中に私の教え子も入っていた。私はたまたま「人道支援に銃はいらない」「憲法違反の海外派兵反対」のプラカードを作り、独り、メーデー会場の外の道路で会場に集まる労働者に訴えた。その行動は集まってくる若者達から変な目で見られたが、年老いた一般行人の「ご苦労さまです。」の言葉で救われたのを覚えている。幸いにも教え子は無事に帰還出来たが、参加した自衛隊員の中には精神的な病になり自殺者も多く居たと知った。新安保法制による南スーダンの自衛隊「日報」事件と任務途中の急な引き上げも憲法違反の無理が露呈し始めたものだと考える。

子どもを戦争で失う悲しみは祖母の体験を通して見てきた。叔父はビルマの戦闘で無くなったが、祖母はある夜ずっと起き上がり「今息子が帰ってきた。真っ白い服で敬礼をして、「只今帰りました。」と言った。」と仏壇に線香を焚きお参りした。数日後白木の箱が届いたが、遺骨は無く、小石が一つ入っていたと聞いた。戦争はそんな悲しい父母をたくさん作った。今でもつらくて知覧に来る事の出来ない特攻隊員の親がいる。

平和憲法を持つ日本は戦後72年戦争はしていない。今からも決して戦争で人を殺さず、殺されない国で、非核三原則を守り、唯一の被爆国として核兵器禁止運動の先頭に立ち、武器輸出などせず、世界に尊敬される国になりたい。

「新安保法制」の強行採決はこれらの平和憲法の本質にも反し、決して許されるものではない。違憲な法律として即時廃棄されるべきだと思う。

私は昭和37年5月に教員として串間市立の小学校に赴任した。校庭にはモンキーバナナが自生し、プールは自然の川を仕切ったものであった。そこで私は、学校の民主的運営、職員会のあり方、学級経営のあり方等を学んだ。学校経営案作りは職員会で時間をかけ審議し、出来上がった頃には内容が皆覚えているほどであった。職員会の司会も皆順番でやっていた。校長・教頭の他は全員組合員で宴会も多く、その中での教育論だけでなく社会論や人生観やの議論が、ずいぶん私を成長させたと思う。児童会担当として出合った児童会長の男の子が、私が二度目の市木小勤務の時私のクラスで実習を受け、念願の教師となって今では仲間である。ここではすばらしい教育実践の先輩方とのお付き合いで実践を学び、民主主義の学校実践を学ばせてもらった。「教師にとって楽しい学校こそ、子どもにとっても楽しい学校である。」と今でも信じている。今若い教師が精神的に疲れ、不登校・入院の現状を憂えている。2校目は県北の僻地であったが、教職員組合が賃金要求闘争をしたら、父母の反感を買ったことがあった。私は自分の給料袋を父母に見せてその運動の必要性を訴えた。父母達は「先生たちも霞を食って生きているわけではないので、経済闘争は応援します。しかし政治闘争は止めて欲しい。」と言った。私達は「政治で私たちの給料は決まるので、切り離せない。」と説明した。

3校目の県南の南郷町の小学校に赴任した頃から「平和教育」を始めた。その学校での戦争に関する本や祖父母の体験談への児童の感想文と3年生以上の「戦争に関する児童の意識調査」をまとめ、昭和51年に「平和をもとめて」という冊子を作った。もうその頃から児童の戦争についての知識・意識がなくなりはじめていて、祖父母や親戚の戦争被害について知らない子が半数位、原爆について聞いたり読んだりしているのに唯一の被爆国であることはほとんど知らないこと等が分かった。以後平成11年に退職するまで各学校での「戦争についての児童の意識調査」をやり続け長崎で開催された教育関係者の研究集会での平和教育部会で発表した。

退職後は小泉内閣の「違憲イラク派兵反対」の独りメーデーデモ、先輩の地域の空爆を自作紙芝居にした「梅が浜」を発表してきた。昨年は教師になった教え子の「教室から学校へ地域へ」の平和教育の手伝いで熊本で開催された集会の「平和教育部門」で発表した。

私は「県南9条の会」を多くの方の協力を得て責任者として立ち上げた。

「憲法学習会」では立憲主義の大切さを、新安保法制法成立日を忘れない「19日アピール」では戦いの粘り強い継続性を学んだ。今年も先輩が作った地域の空爆の紙芝居「梅が浜」を梅が浜公民館で空爆を受けた7月16日に地域の人23名を集めて行い、日南市飢肥の小村記念館で小学生・高校生・先生方100名位の人にも見てもらうことが出来た。現職・退職後共に「教え子を再び戦場におくるな」を自分の生き様として生きてきた私にとって、憲法違反の「新安保法制」の強行採決は私の生き方の否定であり、私の存在そのものの否定ともいえる。決して認められない。許せない。

⑦ 第一次 ●●●●

私の両親は、戦時中、満州開拓団として中国に渡り、姉も満州で生まれ、終戦後に引き揚げて来た。私自身は戦後の生まれだが、両親は私の幼少時から私に対し、食べる物が無く草の葉や蔓を食べて、痩せこけながら生き延びてきたこと、母がロシア兵に襲われかけたこと、乳飲み子の多くを残留孤児として中国の人々に預けざるを得なかったこと、九死に一生を得て博多港にたどり着いたこと等々、引揚げ時の地獄のような体験談を、繰り返し繰り返し言い聞かせ続け、それが私の信条となった。

そして、私は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」及び「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」とする現憲法の前文、及び「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」とする同9条が、両親の教えに合致していると考えてきた。

かかる私にとっての新安保体制は、第二次世界大戦・太平洋戦争の戦争体験から得た教訓を踏みにじり、再び戦争の悪夢に日本を引き戻そうとするものでしかない。

核兵器禁止条約や国連での世界の平和を求める動きを見ても、憲法前文と9条による戦争放棄こそが、人類社会が21世紀の未来社会を展望するスタンダードであり、人類共通の願い・到達目標であり、それを踏みにじる新安保体制は許されないと、私は確信して止まない。

私が高校教諭として3年生の担任をしていた際、2学期の進路指導で、自衛隊に就職したいという生徒が数名いた。私が「君は、どういう気持・考えで自

衛隊を選ぶのですか？」と尋ねたところ、彼らは皆「自分は国を守るために自衛隊に行き、頑張りたいと思います」と答えた。私は、「国を守る為に頑張るという心根は立派だ」と彼らを送り出した。入隊の際の宣誓書にも「国を守る」とあることを聞き知っていた。

しかし、現在の自衛隊は、「国を守る」という目的を逸脱し、新安保体制＝戦争法によって、海外でも見ず知らずの人々と戦闘し、殺し殺される任務を負わされることになった。私は、このように教え子達の純粋な心が踏みにじられる状況になったことを憂え、彼らを自衛隊に送り出し、励ました責任を痛感し、激しく後悔している。

(2) 宗教関係者

宗教関係者である原告らは、平和のためにこそ活動をしてきており、宗教活動を通じて世界の平和に向けた努力をしてきた。新安保法制が、日本を戦争する国に転回させる事態は、許しがたく、自らの宗教的信条と心情に敵対するもので、今までの活動の成果が踏みにじられており、人格権である精神の静謐あるいは精神の平穏が大きく侵害されている。この点については、(1)で学者・教育者について述べたことと同様なことが言える。

① 第一次 ●●●●

私は仏教の僧侶を勤めてきたものであるが、仏の教えの中の最も大事な教えの一つに生けるものをむやみに殺してはならないという教えがある。戦争は人を殺すことを目的とする点でこの教えに真向から反するものである。

私は1941（昭和16）年1月、熊本市で生まれ、戦時中は熊本市で幼年期を過ごし、戦後は熊本県内を転居しながら少年期をすごした。父は熊本県庁の職員で、私の家はごく普通の平凡なサラリーマンの家庭であり兄弟が多くにぎやかで平和な生活だった。

しかし、昭和20年7月1日、熊本大空襲を体験してから生活が一変した。家屋が燃える危険があったので私たち一家は近くの竹やぶに逃げたが、その竹やぶにも火が移り、着のみ着のままで畑の方に逃げて一命をとりとめた。夜の0時ころというのに、空襲による火の手で熊本市街の方角の空は夕焼けみたいに炎で真赤になっていたのを今でも覚えている。焼夷弾は近くの川にもおちてリンが燃え、火の川のようにになっていた。この大空襲で熊本市街が燃え約400人位の人々が殺され、多くの人々が焼け出された。

その後、私達はひもじい毎日で父は食糧調達のために歩きまわり、母は7人の子育てで苦勞していた。父は復員した人の就職口をつくるために県職を辞し、慣れない製材会社等の民間会社をさまよい続け、一家は熊本県内を転々とした。栄養不足と心勞で父は肺結核にかかり仕事が出来なくなった。終戦直前の8月13日に1才の妹が栄養失調で他界した。母の母乳が出ず米のとぎ汁を乳のかわりに飲ませたが、妹は生まれた時から栄養不足だった。6人の兄弟姉妹は腹をすかせ、一家8人が8畳一間に雑魚寝の生活であった。

その後一家で延岡に転居したが、家には収入がなく、翌日からは、兄は豆腐売りのアルバイト、私と妹は寺に嫁いでいた叔母の元に預けられた。寺での掃除洗濯、冬はヒビ・あかぎれ、しもやけの生活が続いた。父は入院し、母は不自由な目で失対の仕事に通っていたので帰りたくても帰れなかった。

中学生の頃、ラジオで戦争の反省を語る大人たちの声を耳にした。寺には戦死者の供養の法事で親・兄弟の遺族が次々に訪れていた。そういう遺族が戦死者の事を想い悲しんだり泣いたりする姿をみるにつけ、私はあらためて戦争の悲惨さ残酷さを思わずにはいられなかった。

日本が米国等同盟国への攻撃を日本への攻撃と考えてその国を守ろうとすれば、相手国は日本を敵国とみなして日本を攻撃してくることは簡単に予想できる。攻撃されれば日本もまた反撃することになる。今もシリア等悲惨な戦争が起こっており、米国が主導して攻撃しているが、紛争が解決する気配も全くない。新安保法制によって、昔私たちが体験したように日本が戦場となることが再び起こり、私や私の家族、そして未来ある子供たちが戦争にまきこまれその犠牲となるのではないかという不安をぬぐえない。

② 第一次 ●●●●

私は、カトリック信者として、イエス・キリストの「互いに愛し合いなさい」（「ヨハネによる福音書」13章34節）という教えに従い、平和のうちに生きたいと心から願っている。新安保法制法が国の法律として成立し、自衛隊が武器を持って海外に派遣されることは、どのように考えても「互いに愛し合いなさい」という教えに反するものだと受けとめている。

カトリック教会は特定の政治的立場に立つものではないが、新安保法制法の成立と施行は、人間の命と尊厳に関わる問題であり、私は、信仰者としての良心から見過ごすことはできない。

すべての人々が互いに愛し合い、お互いを尊重し、調和を保つことによって築かれるのが、真の平和であるというのが、カトリック信者の考え方である。したがって、自衛隊が海外で活動するという点について、「海の向こうの活動であり、自分には関係ないこと」として見過ごすことはできない。

また、教皇フランシスコは、2017（平成29）年1月1日に「非暴力、平和を実現するための政治体制」というタイトルのメッセージを出している。その中で、福音者パウロ六世の言葉として、「（野心に満ちた国家主義の緊張でもなく、暴力による征服でもなく、間違った市民社会をもたらす抑圧でもなく）、平和こそ人類の発展のために必要な唯一の」道であるという断言、そして「次に、国際間の紛争は、人間の思慮ある方法では解決できないと信じ込む危険です。つまり人間の権利や、正義や、公平に根ざした試みでは解決できず、殺人的な力だけでしか解決できないと信じ込む危険です」という警告が引用されている。これは50年前の言葉であるが、「日本国民の命と平和な暮らしを守るため」「国際社会の平和と安定への貢献を可能にするため」という名分で新安保法制法が成立し、それを受けて自衛隊が南スーダンに派遣されているまさに今こそ、私を含め、国民は、この言葉に耳を傾けるべきではないかと身にしみて感じている。

私は、カトリック信者として、またひとりの人間として、非暴力とそのもとに行われる平和を実現するために生きたいと強く願っている。他国が攻撃された時に一緒に反撃することができるという集団的自衛権を認め、自衛隊の武器使用や活動範囲を拡大する新安保法制法が成立したことにより、非暴力による平和の実現が大きく妨げられていることは、私にとって耐え難い苦痛であり、自身の人格が日々痛めつけられ傷つけられていると感じている。新安保法制法

がある限り，武力による攻撃が認められ，非暴力による平和は実現しないという
ことを，日本における非常に悲しい現実として受けとめている。

私はすべての人が，平和のうちに幸せに生きることができる世界が実現する
ことを，心から願っている。

(3) 子を持つ母親及び孫を持つ祖父母たち

子どもを持つ母親は，1945（昭和20）年以降は育てた子どもが戦争に
連れて行かれたり，戦死させられたり，戦場で他人を殺すことになることの心
配から完全に解放されていた。平和憲法がそれを確実に保障しているからこ
そ，子育てに喜びを持つことができた。自分の子の生死を戦争という状況の下
で受け入れる母親はいない。生命を生み育てるという人間としての根源的な喜
び及び自分の子の幸せを願うことへの権利は人格権の基本にある。原告らがそ
の未来を案じるのは子どもだけではない。孫の未来も心配でならず，落ち着い
て生活ができない。新安保法制法はこの人格権を奪い，侵害するものである。
これ以前の類型に分類した原告たちの中にも，子や孫を持ち，彼らの未来に深
刻な危険を感じている者たちがいる。自分の直接の苦痛よりも子や孫の将来の
危険への心配はより大きく耐え難いものがある。

① 第一次 ●●●●

私は，2人の子を育てる母親である。「安保関連法案に反対するママの会」の
メンバーとして，活動してきた。

新安保法制が施行され、集団的自衛権が行使され、自衛隊が国の防衛とは直接関係のない戦地へ派遣されること、それをきっかけに、日本が自国の防衛とは関係なく、あらゆる戦争に積極的に加担していくのではないかと思うと、日々不安で、安心して子供を育てられない。

どんな理由があろうと、理屈を述べようと、戦争はただの理不尽でしかないと私は思っており、それは歴史的にも証明されている事実である。戦争は、個人の意思とは関係なく有無を言わず、国民を巻き込み、国民は巻き込まれるのであって、戦争は過去の出来事ではない。新安保法制法が制定されてしまったので、今の自衛官であったり、この日本国で暮らす全ての人が、戦争に巻き込まれる状況に陥っても不思議ではない。実際、南スーダンでは、自衛官の人間が武力の行使の真ただ中で大変危険な状況に置かれた。

次に「戦争体験」するのは、自分達や自分達の子供達ではないかと、日々大変不安に思っている。沖縄をはじめ全国各地での日米共同訓練や米軍機事故、自衛隊機事故などが報道されるたび、次は自分達の住むところで何があってもおかしくないと不安でたまらない。保育園や小学校でさえ安全ではない現実に恐怖や腹立たしさを抑えられない。

「誰の子どもも殺させない」という「安保関連法案に反対するママの会」のスローガンは、世界中の母親の願いだと思う。どんなに勇ましい掛け声や大義名分もごまかしでしかなく、この願いを打ち砕くことは許されないと思う。無邪気に遊ぶ子供達を見るたび、祈るような泣きたいような毎日を送っている。

② 第一次 ●●●●

私は、日本国憲法の施行された1947（昭和22）年生まれで戦争を知らない世代であるが、戦争中の辛かった経験は両親や兄弟から良く聞かされて育った。私の家族は洋服店をしていた。母親から聞いた「戦争中は空襲が頻繁にあり、ある夜に爆撃によって大きな石が商売道具のミシンの上に屋根を突き破って落ちてきて、屋根も家も修理が必要でミシンも一台使えなくなり、誰も怪我をしなかったのが幸いだったけど、仕事に支障をきたし、大変困った」という話、また「人ももちろん死んだり怪我したりしたけど、近くの川を牛や馬が首だけや胴体だけで流されていて、可哀そうでたまらなかった」という話や、姉から聞いた「女学校生だったけど、延岡の旭化成に仕事に行かなければならず、作業中に空襲警報がなるとみんなで防空壕に逃げ込み、しばらくして静かになるとまた作業という生活で授業は全然無かった」という話、などが大変印象に残っている。また母は「どんなことがあっても戦争だけは絶対にしてはいけない」と繰り返し口癖のように私たちに言っていた。

私は、中学生になって、社会科で日本国憲法を教わり、内容の素晴らしさに感動した。「日本人に生まれて本当に良かった」と思い、その時から日本国憲法に誇りを感じ、基本的人権と戦争のない平和な国で生きる権利が保障されている事を意識して生きてきた。しかし、高校生の時は、ベトナム戦争が起こり、沖縄からベトナムに向かって米軍の戦闘機が出撃していった。ベトナムの戦火の中で沢山の人が殺されている事実を知るとき、食事が喉を通らないほど、辛い思いをした。憲法との関係で大きな矛盾も感じた。戦争は残虐の限りを尽くし、人の幸せと真逆のものであることを強く実感した。その後も、世界では様々な争いがあったが、日本は憲法9条のあるおかげで、誰も戦争で死んだり怪我したりすることは無く、誰も戦場に行って他国の人を殺すこともな

く、という国であり続けた。この憲法をもって70年以上経った今、この大きな安心感と平和な暮らしが、脅かされそうとしていること、既に一部は壊されてしまっていることに強い恐怖を感じている。私たちの世代で、たった70年程度で、この世界の宝物のような憲法を変えることになるとすれば本当に愚かで残念なことである。

私には、20歳、13歳、4歳の孫がいる。子どもや孫達の将来を考えると、今、私が恐怖を感じる昨今の新安保法制に対して、何も言わずには居られない。孫達が、中学生・高校生・大学生と成長していく過程で、日本国憲法を学び、私たちの世代のように、日本人であることに誇りをもったり、外国に行っても平和憲法を持った日本人という一定の評価をされたりという思いをして欲しい。平和を守る思いをまた次の世代につなげて行って欲しい。将来にわたってこの子ども・孫達たちが平和な日本に住むことができなかつたら、それは今を生きる私達大人の責任放棄であり言葉にできないほどの悔いを残す。将来世代にあまりにも無責任で顔向けができない。新安保法制が、大きな権力のカで、少しずつ既成事実化されていく現状に、いたたまれない思いの日々を過ごしている。このような事が通れば、将来、「この時代に生きていた大人は、何を考えていたのだ」と叱られるであろう。子どもや孫達の事を考えると胸が押しつぶされそうになり、苦しい。

③第一次 ●●●●

私の息子は海上自衛官であった。高校を卒業して当時の防衛庁曹候補学生の試験を受け、合格して2年間の曹候補学生としての訓練を経て三曹という身分になり、護衛艦に配置された。その護衛艦でわずか7か月を過ぎたときに自ら

命を絶つことになった。この護衛艦ではわずか1年半の間に、自殺や、転落行方不明の方が続出していた。しかも、息子と同じ機関科だけのことであった。

息子は結婚して子供が生まれたばかりでプライベートでは、幸せいっぱいの暮らしをしていた。しかし、新米三曹として護衛艦の生活は、「仕事以外のことで悩む、イジメや虐待が常にある、標的になっている後輩がいる」「僕も宮崎の焼酎百年の孤独をせびられている」といった息子の話を聞くと大変な様子であった。

息子が自ら死を選ばなければならなかった理由は何だったのか、真実を知りたいという一心で、自衛隊の調査を待った。ところが、半年かけて作られた調査報告書には、息子は仕事ができないことを悩んで亡くなったということになっていた。護衛艦に乗艦するまでの1年間実習船に乗っていたが、その時の実習日誌には毎日分隊長さんが細かく感想やアドバイスを書き入れてくださっていた。1年間の実習を終えたとはいえ、別の大きな護衛艦で、しかも、同期の人は1人もいなかった。先に乗船している人は、身分は海士、海士長で息子より下級になるがこの護衛艦の仕事は数段息子より慣れている。そこに、班長という同僚先輩がいてこの新米三曹をいたぶろうと思えばどんなことでもできた。そういうことは何にも知らない息子は、この班長の餌食になってしまった。

それなのに、調査報告書では全くそれには触れず仕事ができなかったと片付けられてしまっていた。息子の命が無くなったことについてあまりにもぞんざいな内容に終始した報告書を作成し、息子の命の尊厳などこれっぽっちも念頭がないのだということが分かった時に、裏切られたという思いと息子のためにもっと調べてやればよかったと悔やまれてならなかった。

私の息子は、自衛官の試験を受けるときから、きりっとし始めた。自覚が増してきていた。昔の軍隊式のいじめの気風が残っていないか心配もあり、親戚の元自衛隊パイロットだった人に聞いたりしたが、今の自衛隊は大丈夫という言葉をうのみにし、また理不尽がこれほどまでとは考えも及ばなかった。自衛隊に子供を就職させる家族の思いなど一顧だにしない自衛隊という組織とは知らなかった。息子は、まじめに仕事を覚えようと努力しており、残された手帳にはぎっしりと機関科の仕事や機械や機器のことが書いてあった。当時曹候補学生の受験生はたいへん多く倍率も14・5倍の高さであった。そのための勉強をして自衛官の道を選ぶ子供達、その家族の思いを何一つ慮ることなく、まるで使ってしまった薬莢の如く用無しにされているとつくづく感じた。

私たち両親は自衛隊が作成した報告書に対して不信感でいっぱいであった。息子の命は帰ってこないのにこの自衛隊の対応は一体どういうことなのだろうと真剣に考えた。

日本は法治国家である。自衛隊についての憲法論議とは別に、自衛官の命は、憲法のもとに国民として大切にされるべきだと思う。

私は憲法が施行された昭和22年生まれであり、小学校でも、そして中学校では憲法のことには常に学んでいた。中学生の時、生徒手帳の規則が厳しく憲法に沿っていないとか、生徒同士で話し合ったり男子は丸坊主はいやだとか主張していた。息子を亡くして報告書を受け取ったあと、私はこれではいけない、こんなことでは息子があまりにもかわいそう、それにこういう国のやり方は憲法に反すると考え続けた。いつしか私は純粹に司法に頼まなければならないという思いが強くなっていった。幸い、立派な弁護士の先生方が大きく弁護団を組んでくださって、裁判が始まり、ご支援くださる方々がいつも法廷に

傍聴に来てくださっていた。そうして私たちは、息子の命の尊厳の為に裁判を起し、第二審福岡高裁で逆転勝訴判決を頂いた。国も間違ふことがある。そのことはこの裁判を通してはっきりと分かった。

国の間違いは正さなければならない。そうでないと同様の間違いが次々に起きて放置される危険性がある。そのために私たちには日本国憲法がある。日本国憲法ができた時の国民の歓喜がつぶさにわかる一冊の本がある。1946（昭和21）年11月に刊行された、時事通信社の「日本国憲法 解説と資料」である。この中には、新憲法がどのようにして作られたか、ということから衆議院、貴族院それぞれの国会議員の中らなる帝国憲法改正特別委員会のこと、そして憲法が発布の運びとなった日の国会での衆議院の委員長、貴族院の委員長の答弁や各政党代表者などの発言が、平和憲法ができた喜びにあふれんばかりに書き綴られている。

そこに何度も出てくる言葉は、戦争は人類最大の罪悪、明治憲法の特徴を逆行し、われらが愛する祖国と同胞を今日の境涯にみちびいたということは痛恨のきわみだということ。二度と再び、政府による戦争が起きないようにと書き綴られている。

そうして、このように憲法は書いてあるものだけでもこれから国民が民主主義と平和の憲法としてまさに命を吹き込んでいくものだということが書かれている。また、各党の代表の国会発言も総て議事録がここに記されている。憲法がいかに真摯に衆議院、貴族院、また憲法改正特別委員会で崇高ともいえる審議を重ねられたか立法機関の立法機関たる本質が伝わってくる。

息子の事件が起きたころから、国会では、憲法改正を言う人たちがはっきりしてき始めた。そして「自衛隊にいじめが多いのは戦争がないからたるんでい
るんだ。」などという声も聞こえた。

戦時中の下士官いじめはそれはひどいもので、その悪しき伝統が受け継がれ
ているから一般社会では考えもつかない幼稚ないじめが行われているというの
に……。なんとしても自衛隊を戦場に駆り出したい人たちがいるのだと悲し
さと怒りがこみあげた。

そうして、イラク戦争が始まり日本も大方の国民の反対を押し切って自衛隊
はイラクへやられた。それからはなし崩しに、武器、装備品の保有は増大し、
ついに武器輸出三原則も解かれ、新安保法制法が制定された。この時の国会の
様子をテレビで見えていたが、怒号の中で採決が行われ、これほど重大な法案が
成立できる状況ではなかった。それでも成立してしまった。立法機関が法律を
作る時は真摯に日本国憲法が作られた時のように臨むべきであって、怒号の
中で強硬に採決してはいけないと思う。

日本国憲法は国民の幸せ、世界の平和への貢献ができるようにと一生懸命に
考えて作られた。その爪の垢を煎じて飲んでも足りないくらいに今の国会や内
閣のやり方は間違っていると思う。

国民のためにならない、世界の平和にも寄与しない戦争のできる国だけの
ための新安保法制は、人類最大の罪悪法だと思えてならない。これで私たちも
未来の国民も平和な社会での生存権を奪われてしまう。このような未来の国民
までも不幸にする新安保法制法は憲法違反である。このままでは将来世代にも
亡くなった私の息子にも顔向けができないと思うと胸の張り裂ける思いであ
る。

④ 第一次 ●●●●

私は、昭和17年9月、日向市で生まれ、初めての子であり、物も十分あって大事にされていたが、昭和20年に入って事態が一変した。

日向市には軍港細島、財光寺に航空基地があり、米軍の度々の空襲を受けた。木材会社の番頭をしていた父は地域では警防団の団長をしていて、地域の警護にあたっていたところ、空襲があった日、細島港周辺で、母子が倒れているのを発見し、子どもを抱き起こしたとき、顔の前面がつぶれ、もぎ取られていた。私と同じ2才くらいの女の子であり、母親は父の顔見知りの朝鮮人ですでに死亡していたという。（「おまえと同じ年の頃であった」とその後何度も父が口にしていた。）

昭和20年、父にも召集令状がきた。出兵する前に、母1人では昭和19年に生まれた弟と私の2人を連れていくことは危険で無理だとの考えから、父は私を30km離れた叔母の家に預けた。農家も米を供出させられず米しか食べられないひもじさがあった。

終戦となり、父は復員してきたが、軍の統制品である材木を扱っていた会社は閉鎖されており、失業が長く続いた。母の実家から芋や野菜をもらって飢えをしのぐ生活だった。弟を海で亡くしたのを機に、父は、故郷の山村に帰ることにし、小学校1年生の私を母の実家に預けた。父母は、西郷村の80数戸の集落の公民館の電話番をしながらここに住み、軒に店を付け足して雑貨屋を営んだ。私は小学校2年生になって、父母と同居できたが、貧しい暮らしであった。現金収入のない村の子たちの中には図工用の画用紙一枚買えない子や弁当

がなく、昼休みにそっと外に出る子もいた。私は、田畑のある子からは私が公民館に住んでいることでいじめを受けた。

戦中戦後、父母と2度にわたり引き裂かれ、貧乏な生活の中で、私は泣いたり笑ったりしない子（会釈のない子といわれ続けた）になっており、中学校卒業後集団就職の列車で発つとき、他の子たちが泣き、また見送りにきてくれた私の母は涙ぐんでいるのに私は何で泣いているのかわからないなどの感情・情緒障害や他人と距離を置く習慣がついたのも、あの戦争によってもたらされたと考えている。

65歳の時乳がんを患ったが、孫たちを授かっており、孫の成長を見たい一心でつらい治療を続けた。2011. 3. 11津波で幼い子どもたちが大勢死に、子どもたちの放射能被爆・甲状腺がんを心配した。広島・長崎の原爆を思った。がんで自分一人が死ぬのとはちがう。戦争・核兵器は、無差別に誰をも殺す。「戦争法としか呼びよのない新安保法制法」が国会に提出されると聞いた時、この孫たちが犠牲になるかもしれない、孫たちを守るために行動しなければ何のために生きているかわからないと思った。孫は、屈託がなく、泣き、笑い、感情表現豊かに、やんちゃをし、わがままいっぱいを繰り広げる、これを豊かにまっすぐに伸ばしてやりたい。私のような抑制的、会釈のない、無感動の子にしてしまう状況・戦争だけは絶対に寄せ付けてはいけないと思う。

この70年間、朝鮮戦争、ベトナム戦争や世界の争いごとが報道されてきたが、私は、心のどこかに「日本には戦争はしないという憲法がある。」「日本は自ら攻撃はしないのだからどこの国もいきなり日本にずかずかと攻めてくることはないだろう」との思いがあり、長年、日本は戦争しない国だと信じ、安

心していた。ところが、2015（平成27）年、強行採決された新安保法制によって、「戦争する国になる、殺し殺されることになる。子どもも殺され、ひもじい思いをする。」と不安に震えた。そして、あの東日本大震災や熊本地震そのほかの災害地で、私たち国民を助けてくれた自衛隊員を、海外で死なせるようなこともしたくない。私がボランティア聞き取り活動の中で、1時間前の会話や会った人を忘れる認知症の人も、一人残らず戦争のことは忘れていないことを発見している。脳裏に刻み込まれた戦争体験は忘れようのないひどい記憶なのだ。

戦争ができる国というだけで精神の平穏を脅かされ、平和に生きる権利を侵害され続ける。絶対に許してはならない。

⑤ 第一次 ●●●●

私には息子が2人いる。今の流れのままいけば、いずれは徴兵制でも始まりそうな不安にかられる。自衛隊が命懸けの任務が増えれば、希望者は減り、徴兵制を取り入れないと自衛隊だけではすまなくなるであろう。大切な息子達が、人を殺したり、物を壊したりの訓練を、日々しなければならない時代が来るかもしれないという不安を強く感じる。

私の夫の祖母は、10歳の時に長崎で被爆している。それを夫が聞いたのは、私が聞いたのと同じ、戦後60年の時であった。それまで、祖母は、孫にも言えないほどの深くて辛い悲しみを背負っていた。戦後60年もたっているのに、涙を流しながら、辛そうに、でも何か決意したように、次のように話してくれた。

長崎に原爆が落とされた時、10歳の祖母は、兄、姉、母親と、坂の上にある親戚の家に行っていた。母親は、10歳の祖母が靴を履くのを待っている間に、兄と姉を先に家に帰らせた。ちょうどその時、原爆が投下され、母親と祖母は助かったが、先に帰った兄、姉は行方知れずになった。坂の途中にある、兄、姉の友人宅に問い合せても「来ていない」と言われていたが、数日後、その友人宅の玄関に、兄、姉がいたと連絡があった。倒壊してしまった建物の片付けが進むまで、居たことすら分からなかった。おそらく、危険を感じて友人宅の玄関に入ったところで、原爆の被害にあったのではないかということだった。母親が確認しに行くと、髪は伸びて逆立ち、爪の伸びた別人のような我が子が、立ったまま、友人宅の玄関で亡くなっていたそうだ。祖母の母親は、「私が先に帰っておけばと言わなければ」と、一生後悔し続けたと聞いた。戦争は、多くの大切な人を失うだけでなく、生き残った人のその後の人生も、生き地獄に変えてしまう。戦争で幸せになる人はいないと強く思った出来事だった。

私が、我が子や家族を何よりも大切に思うように、世界中の人に、大切な誰かがいて、その人を守りたいと思う気持ちは、皆同じである。しかし、戦う事で守るという考え方は、自分以外の誰かの大切な人の命は、平気で奪うという事であり憎しみの連鎖しか生まない。子ども達の未来をそんな世界にしたくない。今私はいたたまれないほどの不安に駆られている。

⑥ 第一次 ●●●●

私は1939（昭和14）年3月19日に富山県射水（いみず）市で生まれた。終戦の年、私は国民学校1年生だったが、当時は私達子供も立派に少国民気分で、日の丸戦勝の絵を描いて張り出されると、喜んでいた。

父は1943（昭和18）年にシンガポールに出征していたので、当時まだ20代前半だった母は3人の子どもを抱え、舅に店の一角に防空壕を掘ってもらったりして、父の留守を守っていた。そうした中、私たちの住む小さな漁師町にも機雷が落とされた。近所の民家に落とされ、あたりの10軒くらいの家が焼けてしまった。夜中に敷布団をかぶって少し離れた父のいとこのところへ逃げたことを覚えている。

母は私たち3人を母の実家のある富山県南砺（なんと）市福野町）に疎開させた。疎開後、私は福野国民学校に通った。近くのお寺には、都会からの疎開学童がいっぱいだった。

小学1年生の夏休み、福野の祖父母の家から、富山市の方角を見ると暗い夜空が真っ赤に焦がされていたのを今でもはっきり覚えている。B29は戦争という恐怖の具現だと思ってしまう。

私は結婚し、しばらくは富山で生活していたが、1972（昭和47）年頃、義母の介護などのために、子ども3人を連れて夫の地元である宮崎に移り住んだ。その後、宮崎で末っ子が生まれ、4人の子どもを育てた。宮崎で子育てをする中で、PTA活動、親子劇場の活動にかかわるようになり、教育を語る会などにも参加するようになった。母親という立場で、子どもたちの育つ環境、未来について真剣に考えるなかで、平和の問題や新安保法制についても考えてきた。

また、今から25年ほど前から、我が家の裏に高千穂の民家を移築し、NPO法人を立ち上げ文化活動を続ける中で、平和を考える集いを毎年夏の企画として開催する取り組みを続けてきた。演劇や映画上映を定期的で開催している。私達が子どもの頃は、戦争や原爆のことについて語り合うという機会自体があまりなかった。ただ、私には、小学生の頃に、「原爆の子」という映画を観て、衝撃を受けた記憶があり、自身の経験から、映画など文化作品を通じて、子どもたちに平和の問題や戦争の問題を伝えていきたいと思っている。

そして、参加される若い人たちや子供たちの感想を聞きながら、新安保法制とは絶対に相容れないもので、私の生きる意味さえ揺らがせるものだとあらためて感じている。

私の父は、1946（昭和21）年に復員した。戦争のことについて、父から話を聞いた記憶はない。父はあえて話そうとしなかったのではないかと思う。父方の叔父と、叔母2人の3家族は満州、朝鮮からの引揚者だった。叔父夫婦は京城（現在のソウル）からの引揚者で、後に私の妹を養女にした。叔母の一人は夫を現地で亡くし、子供3人を連れて日本に帰る船上で末娘を亡くして2人の幼児を連れて帰った。この叔母の苦労は並大抵のものではなく、2人の息子を成長させ、孫も5人になり、昨年96歳で亡くなった。もう一人の叔母は親子3人で引き揚げてきたが、この3家族とも当時旅館をしていた祖父母宅に身を寄せ、食べ物のない時期にそれぞれずいぶん苦労したようだった。

宮崎に来てからできた友人の中にも、3人ぐらい引揚者がいるが、苦労話を聞くたびにもう戦争はどんなことがあっても嫌だと思う。

また、私の夫は1935（昭和10）年1月24日生まれで、宮崎で生まれ育ち、終戦時は国民学校の5年生だった。1945（昭和20）年3月、宮崎

市は米軍艦載機による空襲を受け、夫らは祖父母のいた高鍋町に疎開した。しかし、高鍋町もすでに空襲を受けていて安閑とした状況ではなかった。夫が言うには、ほどなく米軍に制空権を奪われると、米軍機が飛び回っても警報がならないようになり、小学校も閉鎖となって自宅待機の日々が続いたそうである。8月の初め頃に祖父とともに田で草取りをしていたところ、突然米グラマン機が5機横一列になって機銃掃射しながら現れ、慌てふためいて近くの竹林に祖父と逃げたそうだ。祖父は足が不自由で逃げるのもやっとで、なんとか竹林に入った後も、夫は恐ろしさで体の震えが止まらなかったと言っていた。まだ小学生だった夫がどれほどの恐怖を感じたか、想像するだけで私も身が震える。

2015（平成27）年8月、東京に住む末娘が、当時2歳の孫を連れて国会前のデモに参加した。娘は、ママの会に参加している。ママの会は、新安保法制の問題がきっかけで自然発生的にできた会で、子育てをする若い方を中心に全国で活動している。

娘は、デモに参加した後、「疲れたけど楽しかった。でも、光化学スモッグが発令されていたし、とにかく暑かったので『親子でデモなんてとんでもない！』と一部の友人からは大反対された。子どもは元気で、しかもその場では母親の私から離れずずっと黙っていたのに、その日の寝る前に「デモに行きたね」と話をしたら私も忘れていたコール『ママはーチェンチョーチナイトチメタ！』（ママは戦争しないと決めた）を叫びだした。それを聞いて、びっくりしたと同時に、子どもと一緒に行ってよかったーと涙があふれてしまった。それから寝っ転がってずっとデモで発したコールを2人で繰り返しながら寝た。」と言っていた。

のちに、この日のことは『だれのこどももころさせない』という絵本になった。これから生まれてくる子供たちにこの本を読み聞かせたい。

私は、娘が自発的にこうした声をあげている姿を見て、とても勇気づけられた。そして、私も、自分にやれることをやらなければという思いからこの訴訟に参加した。子ども達、孫達に、安全な生活を送らせたい。裁判が始まった後、他の原告の意見陳述を聞いて、思いは一緒だと強く感じた。同時に、宮崎で子育てをしながら出会った周りの仲間と、声を上げることができるということ、声を上げることの大切さも知り、今回も自分で行動しなければと感じた。

また、特に若い人達に向けて、これからも映画上映会などの啓発活動、文化運動を続けていきたいと思っている。私の大切な人達、そして私自身が、戦争の加害者になることも、被害者になることも、絶対に耐えられない。私は、良心と憲法に従う裁判所だけは信頼したい。

⑦ 第一次 ●●●●

私は、昭和44年生まれで、東京で生まれ育ち、結婚後は宮城県仙台市・石巻市に住み、東日本大震災後に母子で宮崎市に移住、新聞記者の夫も4年前から宮崎に移住してきて、現在は都城に在住している。

私は、子供の頃から読書が好きで、『ひめゆりの少女たち』（那須田稔 1977 偕成社）など、自分と同じ年頃の少女が戦争に巻き込まれて命を絶たれたり、家族を失ったりするということがめずらしくなかった時代がほんの数十年前にあったということを知った。今の時代を生きる自分自身にも、同じようなことが起こるのだろうかという不安に押しつぶされそうになった時、中学校

の社会科の時間に日本国憲法を習い、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」など、先の戦争に対する真摯な反省に基づき、平和主義を強く訴える文言に、深い感銘を受けた。同時に、戦争によって自分と家族の命や健康が害されることはないのだという安心感に満たされ、平和憲法のある日本に生まれたことを誇らしく感じていた。

私は、現在9歳の息子がおり、息子も読書が大好きである。息子は「学校で『まちんと』っていう絵本を読み、すごくこわかった」と言ったことがあった。『まちんと』（松谷みよ子 1983 偕成社）は広島原爆で傷を負った女の子が、「まちんと（もうちょっと）」と言って母親にトマトをねだりながら死んでいく物語であるが、息子もかつての私と同じように、自分と同じ小さい子どもが戦争で命を奪われるということに大きなショックを受けたのである。そして、息子自身にも同じことが起こるのではないかという不安におそわれたのである。しかし現在、私は、母親として「これは72年前の話だよ、こんな悲しいことが起こらないように、日本は絶対に戦争しない国になったんだよ」と断言して息子を安心させることが出来ない。新安保法制法案の採決が強行され、施行されたことにより、「戦争放棄」という憲法の理念が言葉だけのものになったと感じているからだ。

息子は小学校4年生であるが、新聞記者の夫の影響もあって、日々のニュースに関心を持っており、社会のことを大人以上に敏感に受けとめているように見受けられる。「（南スーダンに派遣される自衛隊員の映像を見ながら）あの人は戦争をしにいくの？」「武器は人を殺すものでしょ」「僕もいつか戦争に巻き込まれて死ぬのかな」など、息子が今の時代の空気を感じ取り、疑問や

不安を口にするたびに、私は、母親として何と答えたらよいかわからず、涙ぐんでしまうことが多々ある。戦争で死んでいった小さい子どもたちに、自分の息子が重なってしまい、戦争を描いた絵本を読むことができなくなった。また、強行採決の様子を映像で見た息子は、「この人たちけんかしてるの？」と驚いていた。選挙で選ばれ、国民の代表である国会議員の怒号や野次が飛ぶ中、混乱して言葉も聞き取れないような状況で、国の重要な法律が決められたのだということを、私は、母親として息子にどう説明すればよいのかわからなくなった。

私は、新安保法制法案が審議されていた頃からずっと、深い絶望感の中で苦しんでいる。息子自身が感じている不安や疑問はそのまま、母親である私自身の不安や疑問でもある。私は、強行採決後は特に、子どもに確信を持って平和を語るができず、日本の政治や政治家についても良きものとして説明することができなくなり、無力感から考え込んだり涙ぐんだりすることがある。母親として安心して子育てをしているとは言えず、日々、子育ての喜びが損なわれていると感じ、到底平和のうちに生きている実感が持てず苦しんでいる。

(4) 障がい者

障がい者は、平時でも十分な援助を得られないのがこの社会の実態であるが、戦争の時代にはさらに差別され、存在を無視されてきたことは歴史上の事実である。社会保障費や社会福祉費は、軍事費を優先する政策の下では、切り捨てられてきた。障がい者及び彼らと共に生きている原告らは、そのような社会に向かっていることに、自分たちの命が軽視される社会の到来の危険を感じている。これら原告たちの平穏生活権という人格権がすでに侵害されている。

第一次 ●●●●

私は、1932（昭和7）年 鹿児島県知覧町で出生し、生後6ヶ月でポリオに罹り、右足麻痺の障がい者である。神である天皇を頂点に絶対服従の精神、天皇のため、国のために死ぬことが最高の生き方として叩き込まれた。知覧は特攻隊の出撃基地であり、特攻機が上空を翼を左右に振り、旋回してから飛び立つが、これを見送り、死んだら「軍神〇〇」と称えられることに何の疑問も持たなかった。スパルタ教育が当たり前で、子どもの人権なんてみじんもなく、担任が太い竹の鞭が折れる位の力で打ち、気を失った同級生もいたし、私も授業中しゃべったということで廊下に突き出され、倒れたところを革靴でけられた経験がある。空襲が激しくなると授業中でも裏の防空壕に逃げるのだが、体の一番大きな生徒が私を背負って逃げることに決められていた。「私はこの教室で死んでいいから貴女一人で逃げて」と言い、迷惑かけるので学校に行きたくなかった。家に居るときは、近くの防空壕に逃げ込むが、家から防空壕までの間の畑で米軍機B29に機銃掃射を受け、頭・体のすぐ近くに弾を打ち込まれた。

子ども達のなりたいものは、男の子は兵隊、女の子は従軍看護婦と胸を張って言っていたが、それが言えない障がい者の私は、いじめられ、馬鹿にされ、障害を恥と思い、みじめで悲しい日々を送った。

戦争中、私の家族は、それぞれの立場で不本意な生き方を強いられた。女学校の教師であった父は、戦争が始まると勉強は中止、防空壕掘りや、飛行場整備作業に生徒たちを動員させられ、米軍の機銃掃射で生徒数人が重傷を負うなどの犠牲を出したことで、戦後もずっと自分を責め続け苦悩を引きずっていた。長兄は、師範学校在学中に徴用され、海兵団に編入させられ、次兄は、旧制中学4年生で予科練に志願、特攻隊として出撃直前に終戦になった。姉は、女学校4年生

で徴用され、田舎の工場で軍服を縫わせられたが、空腹で苦しんだ。小学生たちは、固い校庭を掘り返して芋畑にしたり、「出征兵士の家」「名誉の戦死者の家」に手伝いに行かされた。子どもたちも戦争に総動員された。

日本で、アジアで、幾百千万人の人々の汗と血といのちを引き換えに戦争は終わり、「戦争は二度としない」憲法が生まれた。障がい者として「役に立たない人間」と差別され、いじめられた私は、「新しい憲法」を深い感動をもって受け止めた。障がい者を大量に産み出す最大の行為が戦争である。戦争につながる憲法違反の新安保法制は、私を不安と恐怖に陥れ、傷つけ続けている。

(5) 若者

戦争に加担する道が開かれたことで、最も被害を受けるのは、若者であろう。一旦、戦争状態に巻き込まれ、加担を強要されるとなれば、彼らは未来を失う。未来には戦争しかなく、存分に生きる未来を描けない状態は、彼らの自律的人格権を奪い、平穏生活権を奪うものである。

①第一次 ●●●●

私の祖父は、海軍の南方方面軍通信隊の通信隊長だった。真珠湾攻撃の暗号「ニイタカヤマノボレ」を中継したと聞いている。祖父は、本当は進学して学校の先生になるのが夢だったそうだが、経済的な理由で、海軍に入り、若者を指導する役職に就いたときはとても嬉しかったと祖母に語ったと聞く。

終戦後は、戦争中の話は一切せず魚の干物を加工する工場を経営していた。誰しも平和が望ましいと思うし、戦争を心から望む人などいないと思う。でも、生

活のためにお金が必要なとき、平和を願いつつも、心ならずも生活のために軍事関係の仕事に就くことが、昔も今もあると思う。

本当は学校の先生になりたかった祖父。経済的な理由で海軍に入り、憧れの「先生」にはなっただけでも、指導した教え子たちをどんな気持ちで戦場に送ったことだろうか。終戦後、戦争中の話を一切しなかった祖父の気持ちを思うと、胸が締め付けられる。

私は、高校卒業後に神戸で10年暮らして、2010（平成22）年に宮崎に帰郷した。それからいくつかの職業に就いたが、学歴もなく毎日の生活をギリギリ過ごせる額の賃金を得るために一生懸命働いて心身ともに疲れてしまった。同じ労働条件で働く家庭を持つ同僚達がどんなに大変な日常生活なのだろうとも思っていた。

今回、戦争のことをリアルに考えてみると、どこからそのお金が出ているのか解らないけれど、もし戦争に従事する職業に就けば、大学卒業の一般の企業で正社員をしている人たちと同じくらいの賃金と社会保障が得られるのなら、当時の私の祖父のように、その仕事を喜んで選択する人はたくさんいると思う。

中学生のとき、社会の授業で「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という日本国憲法の三大原則を学んだ時、素直に感動した。私たちは生活を営むために何等かの組織に所属する。中学生の日常でも成人しても1人1人の権利は強い力を持つ組織に侵されやすいところがあると思う。だからこそ、憲法によって基本的人権が守られている日本はいい国だと思った。これが約束されているから社会的に弱い立場にあっても人間の尊厳を守ることができる。

でも、新安保法制が成立してから、個人の尊厳や基本的人権を守っているはずの憲法が力のある人達によって歪められ、まるで紙くずのような扱いをされてい

ると感じる。私達国民1人1人の日常生活が脅かされていることをひしひしと感じる。最近、インターネットで太平洋戦争のときの「本土決戦」「ダウンフォール作戦」「オリンピック作戦」について調べてみて、驚いた。なぜなら、私の実家のある串間市の海岸線が、家から歩いて1分もかからない海岸が、アメリカ軍の関東上陸作戦である「コロネット作戦」の飛行場を確保するために占領される予定だったからである。あのとき、本土決戦が行われていたら、私は今存在していないかもしれない。

戦争が終わり、ずっと戦争のできない国に生まれ育ったからこそ、今の私がある。日本が戦争のできる国になってしまうことは、これから生まれるかもしれない人のいのちを奪い、危険に晒し、心ならずも戦争に関係する仕事を押しつけることになってしまう。日本を戦争のできる国にしないことは、偶然にもいのちをつなぎ、この戦争をしない国で生まれた私の、未来への責任だと感じている。戦争の時代を生きた祖父や生きてくても生きられなかったすべての人への誓いでもある。新安保法制の成立は、そのような私の生き方や思いを踏みにじり、私に耐え難い苦痛を与えている。

若い世代が世の中のことに関心を向けないと言われることがあるが、私は違うと思う。様々な理由で声を上げたくても上げられない人は沢山いるのだと思う。私はそのような立場の人達の分も今声を上げなければならないと思った。

②第二次 ●●●●

2015（平成27）年9月19日に安保法制が成立した時、私は宮崎市の路上にいた。そこには憲法違反の法律を政府が数の力で強行的に成立させることに

反対の声を上げる市民が多数集まっていた。私もその1人としてその場に立っていた。

戦後、日本の自衛隊員が他国の人を1人も殺さず、自衛隊員の戦死者も出していなかった。憲法9条は武力による紛争の解決を否定し、そのために武力を持たないと明確にしている。この憲法の条文の通り日本が武力を持たずに来たかということに対しては様々な議論があるが、これまでの政府の解釈の元でも、日本が平和だったということは事実である。それを、政府が集団的自衛権を認め、海外での武力行使を可能にすることで、日本の平和主義が壊され、自衛隊で働いている友人が戦地に行き、他国の少年兵などに銃を向け、殺し殺されることになることを想像した。また、全国で、特に国会前に大学生や主婦、若者、サラリーマン、弁護士、宗教者が集まり、反対の声を上げていたことが「平和を守る道は、武力による他国の統治や抑止論ではなく、民主主義とは何かを体現し、政府が危険な道に行こうとしていくときには声を上げ、平和を国民が作っていく」この方向なんだと強く思い、法案成立に反対した。

本当に多くの国民が法案の中身だけでなく、解釈で改憲するということを含め、反対の声を上げていた。私は、路上で意見を発信したことはそれまで無く、できれば人前に出たくないと思っていた。しかし、声を上げなければ平和は守れないと立ち上がる全国の若者に励まされ、新安保法制に反対する青年団体に加わり、デモや集会で意見を述べてきた。そこまでして平和を守りたいという人がたくさんいた。このような国民の声を無視して政府が数の力で強行したことは本当に許せない。

優れたリーダーがスピーディに物事を決めることに称賛を与える若者もいる。テレビ番組で東大生が「安倍さんは、決定力があってすごい」というような発言

をしていたのを時々思い出す。しかし、本来、民主主義が機能している国では物事はそんなに素早く進んでいくものではないと思う。どんなことを決めるにしても反対の声や不安の声はある。そういう人も納得し、理解できるよう徹底的に議論して決めようとするれば、時間がかかる。国防ということに関してはなおさらだと思う。少なくとも、新安保法制に関しては多くの人が納得していないと反対の声を上げていた。にも関わらず、納得のいく説明もせず強行採決した。「民主主義って何だ」「民主主義ってこれだ」と国民が民主主義を蘇らせ、正常な国にしようとして努力をしていたのに、民主主義を踏みにじり、解釈で憲法を変えたのは日本政府とこれに同調する国会議員達である。平和主義の理想を追求し、声を上げてきた私たちの思いを踏みにじり、勝手に決め、平和を破壊したことを許すことができず、直接訴えたいと思った。

戦時中、衣食住に乏しく、ひもじい思いをした話を多くの戦争体験者から聞いてきた。戦争になれば、あるいは向かえば、国のお金は戦争のために使われる。それは国を守るためという理由だが、現代では「国」という言葉ではなく「国民を守るため、国民の『安全』を守るため」と言われている。今、北朝鮮と韓国が歩み寄ろうとしている。北朝鮮や中国からの攻撃が心配だから、武力を強化する必要があるという意見も聞く。しかし、理由もなく他国を攻撃することがあるだろうか。そう考えた時、自分の国を他国からの視点で考えると、新安保法制が成立したこと、最近では「敵基地攻撃能力を持ちたい」などの政府の考え、憲法9条改憲、防衛予算の増額など、「他国を攻撃しない平和の国」である日本の軍事的な動きをアジアの国々はどうとらえるのだろうか。「他国の脅威に備える」という考えが日本政府だけでなく当然他国にもあるとすれば、軍事対軍事による軍事力の増大は止められない。その上で、政府は自国が与えている脅威を無視し、

他国からの脅威を煽って社会保障や教育から防衛予算へ国の金が使われていく。今、日本政府がとっている方向は私たち日本人を幸せにするものとは到底思えない。

何よりも、軍事力を背景に他国と交渉するという考えは、他国との対等で真に友好な関係を諦めていると思う。日本は外交で他国と対等な関係を築ける一番有利な立場にいたのではないだろうか。それは、国民が憲法9条を政府に守らせ、他国を攻撃することはない、平和を愛する国だという70年築き上げてきたものがあつたからではないだろうか。私たち国民が自分で考え、社会をつくっていく。国民の努力で平和と民主主義をつくり上げていくことを否定されたということ、私たちの意思決定が否定されたことは、権利を否定されたに等しく、これ以上の苦しみはない。このままでは若い世代である私は未来に希望が持てない。

③ 第二次 ●●●●

私には双子の兄がいたが、平成23年3月に病気で急死した。兄が亡くなったのは東日本大震災とその後に起こった福島原発事故の1週間ほど後のことであり、これらの出来事は大きなショックとしてないまぜとなり、私の中に記憶されている。

社会とどうかかわるかを自分なりにには考えていたが、兄の死のショックは大きく、「個人がどれほど努力しても死んでしまえば意味がないのではないか。ならば社会がよくなってほしいと思って行動することにも意味がないのではないか」という思いにとらわれることになった。

こうした考えに変化があったのは、兄が生前気にかけていた大学の後輩のAさんが実家に遊びにきてくれた際に、Aさんが平和のための運動の中で成長し、今では先輩として後輩のためにがんばっていることを聞いたことがきっかけだった。

Aさんが運動していることを聞いて、自分が死んでも他の人の人生は続いていくのだということに気づかされた。そして、「平和な社会に生きたい」「個人の尊厳が大切にされる社会になってほしい」という当たり前の願いを大事にして運動し、人間的な関係も大事にする努力を重ねていくことで、たとえ自分が何もできなくなったとしても残していけるものがあると思えるようになった。

人間は生きているからこそ他の社会や目の前にいる人に対して役割を発揮することができる。生きてさえいればこれからどのように生きていくのかを考えることはできる。

日本国憲法に反してまで新安保法制を成立させたことによって、自衛隊が戦争や武力行使に参加する可能性が高まってしまった。戦争をする主体となるのは国家であるが、その下で犠牲になるのは一人ひとりの個人であり、悲しむのは残された家族や友人である。このような新安保法制は、「平和な社会に生きたい」「個人の尊厳が大切にされる社会になってほしい」という当たり前の願いを踏みにじるものである。政府が、このように個人の尊厳をすりつぶすような法律を、勝手に決めてしまったことを私は許すことはできない。

新安保法制に反対する運動の中で、「たとえ戦争が起きて自衛官が死んでも、それは自衛官になった人の自己責任だ」という意見の男性と話す機会があった。その男性が小さい子どもをつれていたことが私を余計に困惑させた。同じ考えを大学生の男性からも聞いたこともある。戦争の影響をリアルに想像することがで

きなくなってしまう人が私を含めて多くなってしまうのではないかと考え始めた。本当に戦争が起きたときに、そのような自己責任論に染まった考え方を彼らが維持できるとは思わない。戦争の影響は私自身にも突き付けられた大きな暗雲であり、自分にもいつ降りかかるかわからない。現に今日本の上空に危険な米軍機が飛び交い、事故を起こし、子ども達の生活も脅かし、軍事費増大が私達の生活に犠牲を強いている。

自衛官の命が奪われたとき、戦争により一般市民の命が奪われる事態になったとき、また、日本の自衛隊により他国の方の命が奪われたとき、そのあとで初めて気づくのでは、あまりに犠牲が大きすぎると思う。新安保法制を廃止して憲法が守られる国に戻し、主権者として私たちが日本をどういう国にしたいのかと議論をしなければならないと思う。「自分とは関係ないことだ」という態度は、「いつのまにか戦争は始まった」「想定外だった」という言い訳に直結してしまうのではないかと思う。

私は、「違憲の法律を認めない」「平和な社会に生きたい」「個人の尊厳が大切にされる社会になってほしい」という私の気持ちが踏みにじられていることを裁判所に届けたい。それとともに、違憲の法律を認めないという若い世代が、国会前やニュースの中だけではなく、この宮崎にもいることを知らせたい。新安保法制が成立し運用されているからといってあきらめる必要はないし、「平和な国で生きたいというあなたの思いは当たり前ものだ」と多くの人に伝えたい。それが目の前の人にとって憲法や平和について考えるきっかけになるのではないかと思う。憲法や平和の問題と無関係な人は1人もいないからである。新安保法制は結局は「大量殺人」のために個人の尊厳をすりつぶすものでしかない。私は自分も誰もすりつぶされたくない。

(6) 医療関係者

医療に携わる者は、日々人々の健康と生命を預かる身であり、戦争や武力攻撃の危険に晒されることそのものが人々の生命や心身の健康をむしばむ究極の人権侵害であることを考えずにはいられない。また、新安保法制の元では自らが武力攻撃に晒される地域において医療行為提供を余儀なくされる可能性のある立場でもある。さらには日常の診療等において、新安保法制による軍事費膨張と社会福祉費の切り下げによって国民の日々の暮らしに不安とストレスのしかかっていることを肌で感じ、心から憂え、苦しんでいる。

第一次 ●●●●

私は医療従事者であるが、戦争政策は最大の健康破壊である。それがすでに始まっている。戦争のための兵器、弾薬等の様々な準備で5兆円余りのお金が積み込まれている。その一方で医療や福祉の予算は年々目減りしている状況である。国は疾病の自己責任論を大宣伝して社会保障費を減少させてきた。医師の数を増やさない政策のため医師の労働は長時間・過密となり過労死したり、精神的に病んでしまう医師が増えてきた。医師の平均寿命が60歳代と言われている。安保のための自衛装備増強に使われる予算が増額され社会保障抑制の影響が患者さんだけでなく現場の医療従事者にも出ている状況がある。勤務先病院の外来に通院されている方の中には老老介護されている方が多数おられる。一例を挙げると94歳の女性が病弱な90歳の妹の介護をしている例がある。94歳の方は認知症状もなく室内での歩行は問題ないため介護保険の適用

ならず、年金は月に数万円で同じアパートに住んでいる妹の世話をしながら生きておられる。

肺炎や憩室炎は20年前には入院治療を普通に行っていた疾患である。しかし、外来で連日点滴で加療する方が増えてきた。仕事を休めない、休むと辞めさせられる、代わりのものがない、経済的に入院費が払えないという理由である。日本経済の冷え込みの影響と社会保障費削減による様々なサービスの切り下げや廃止によって医療を受ける権利が制限されている現状だと日々感じている。

私の患者さんの中には広島で被爆された方が2人いらっしゃった。お1人は広島の看護学校に在籍されているときに被爆され、1945（昭和20）年8月6日、7日、8日は一睡もせずに患者さんの治療にあたったとのことであった。一段落付いて線路沿いに広島から宮崎まで徒歩で帰って来られたと聞いた。もう1人の方は被爆でたくさんの友人を亡くされたと聞いた。その親御さんに会うのが辛いと言っていた。大動脈弓部に大動脈瘤が発生し、徐々に拡大傾向を認めたため手術を勧めたが、被爆で亡くなった友人の親御さんに合わせる顔がないとの理由で手術を拒否され、大動脈瘤破裂で亡くなられた。

昭和8年生まれ私の父親の話では、戦争中、友達はみんなお弁当にトウモロコシを持ってきていた。父親は白米のお弁当だったが友達のお弁当が美味しそうに見えてが何度か取り替えた。戦後米軍が進駐してきて土足で家の中に入ってきた。祖父の部屋から電柱にとまっていたカラスをいきなり撃ち落とした。

戦争中に宮崎から陸軍の食料の増産対策で北海道の私の生まれ育った村に派遣された患者さんがいた。父のいところに当たるおじさんは東南アジアの戦線に

派遣された。無事帰還されたが多くを語らなかった。私の祖父は神社の空き地に集められて竹槍訓練を受けた。父の実家は木工場であったが戦時中は海軍からの注文で製材した。父は小学校の時に燃料の原料にするとのことで松ヤニ集めをさせられた。北海道の片田舎の農業や木工場、小学生や中学生までが戦争のために働かされた状況である。

戦争は、戦前・戦中・戦後も人々を不幸にする。新安保法制では自衛隊が米軍の支援を行う「米軍の武器等を守る」目的で戦闘が行われる状況が映画の様に想像できる。新安保法制法の元となる日米ガイドラインに言う「切れ目のない防衛協力」は切れ目のない戦争政策につながる。

今、日本は戦後最悪の格差社会である。資産 1 兆円を越える大富豪がいる一方で貯蓄 0 円、住居を持たないホームレス、孤独死、餓死者が出るのが日常の社会になった。会社が経営調整のために労働者を使い捨てにする社会になった。終身雇用制が破壊され、非正規雇用という不安定な労働条件の人たちが全労働者の半分以上になった。子どもに貧困が進行し、6人に1人の子どもが貧困状態と報道されている。多くの労働者が「ブラック」という色で表現される人権無視の雇用環境で働かされ、心身を病んでいる。アベノミクス、健康保険税の上昇、年金の減少、8%の消費税は家計を圧迫している。異次元の金融緩和により日銀は国債購入枠を大きく上げ、日銀の国債保有残高は戦前、戦中の状況に似ていると分析されている。

積極的平和主義という言葉の元、集団的自衛権の行使容認と新安保法制が制定され、テレビや新聞では報道されない様々な戦争準備が進められている。将来、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる状況を想像すると我が家の知的障害のある長男や中学生の次男の未来が暗いものになって行く。防衛省が武器を世

界に売り出すことの先頭に立っている、私たちの税金が人を殺す道具を「防衛設備」と名を変えて世界に売られるのに使われる。そして誰かがそれを使って殺し合う。考えるだけでも気持ちが悪くなる。

戦前の政権と軍部は「満蒙が生命線」と叫んで20万人以上の日本人を入植させて、最後は置き去りにして見捨てた。今の首相は今の憲法を「恥ずかしい」と言い、自民党の改憲草案では主権者を天皇とし、国民を臣民とする戦前の憲法に似たものを提案している。戦後70年以上他国に向かって銃弾を放っていない自衛隊を米軍の戦争に参加させようとしている。政府は空母のような戦艦を作って駆逐艦と言っていたが、最近では空母建設の意向を隠さない。事実と異なる言葉を使って憲法をないがしろにし、今の憲法は時代遅れという姿勢は、戦前の政府・軍部のように陰謀で戦争を開始する危険を感じる。専守防衛の自衛隊が米軍と共に上陸強襲訓練を行っている。普通感覚では専守防衛の立場では必要のない訓練である。しかし、戦争は何でもありの世界で、あつと驚く残酷な世界が繰り広げられる。大義のない戦争を行うアメリカの戦争を支持したり、北朝鮮の制裁に対話を第1に位置づけず、武力の行使を支持したり、日米同盟の強化を強く主張する人たちは、戦後築かれてきた日本の平和を破壊し、再び国民を戦争の中に引きずり込む可能性が高い。それに否応なく引きずられることは、人々の生命と健康と幸福のために医療従事者となった私、父親でもある私には到底耐えられない。

(7) 司法関係者

司法に携わる者は、その職業上国民の人権状況、憲法状況に無関心ではいられない。日本国憲法の根幹をなす個人の尊厳と人権擁護は日本国の政治目的で

あり、そのために国民主権のもと、政治権力の濫用を防ぐ権力分立制が取られている。恒久平和主義も個人の尊厳と人権擁護の基底をなすものであるが、日本国の場合は第二次世界大戦の痛切な反省を踏まえた特別な意義があり、世界に先駆けた徹底したものである。また、近代立憲主義の本質は政治権力の制御であり、政治に携わる権力者に向けられた縛りである。たとえ国会の多数決で議決された法律によっても奪われない個人の人権があり、これを最終的に擁護するのが三権中の司法権、違憲立法審査権の役割である。これらは法律家の常識である。

新安保法制が国会で議論されているとき、元最高裁所長官、元内閣法制局長官、日本弁護士連合会および各地弁護士会、憲法研究者といういわばオール法律家がこぞって憲法違反を叫び反対したことは記憶に新しい。

人類歴史上幾多の試練を経て現在及び将来の国民に託された人権を守り、発展させ未来に引き継ぐ責任を国民1人1人が負っているが、とりわけ司法に携わる者には特別の使命と責任があり、現在の憲法状況を許すことは人間としても職業人としても社会的に葬られるに等しく痛切な精神的痛みに苛まれている。

① 第一次 ●●●●

人は誰でも生きて行く基本となる精神を持っていると思う。空襲や集団疎開は私に恐怖と餓えと苦しみを与えた。しかし、それらの経験は私のその後の考え方や感じ方の根っこになった。成長とともに、私はいろいろな本を読み、人の話を聞き、その根っこは少しずつ大きく育って行った。

中学校2年生の昭和25年に朝鮮戦争が始まった。その時の社会科の先生は陸軍少佐だったと噂のある人物で、授業では決まって朝鮮戦争の状況の話で、宿題は新聞に載る朝鮮半島の米英等の国連軍と北朝鮮・中国軍の攻防図を写してくることであった。きれいに色鉛筆で描いて来た生徒は、「君は将来マッカーサー元帥のようになる。」などと大変褒められていたが、私は馴染めず、時々宿題をさぼっていた。

私はベンジャミン・フランクリンの「善い戦争や悪い平和などというものはひとつもあつたためしが無い。」という言葉に接したことが切っ掛けで、何故戦争は起きるのかを考えるようになり、また、戦争と知識人について関心を持つようになった。

ナチス・ドイツや大日本帝国の例を挙げるまでもなく、国が戦争を始めるとき真っ先に行くことは、国に迎合しない知識人に対する弾圧・排除である。為政者にとって、そうした知識人はいつか大衆の心を掴み、反対の狼煙を揚げ、自分たちの立場を脅かす虞のある危険人物である。そこには基本的人権はない。平和と基本的人権は切り離すことができない。

知識人である筈の裁判官も弾圧・排除の対象の例外ではない筈であったが、殆どの裁判官が弾圧・排除する側にいた。私は昭和37年頃法学セミナーに連載された数人の裁判官の記事を読み裁判官の戦争責任の問題を知った。深く考えさせられた。

私は大学で法律を学び、法制局参事官として日本国憲法の制定過程に関与した佐藤功先生の憲法の講義を受けた。講義の中心は日本国憲法制定過程と9条であった。私は憲法の前文がとても格調高いと感じた。中でも、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」という文言と「わ

れらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との言葉は、空襲・集団疎開を経験した私の胸にストーンと落ちた。

その後、私は裁判官になった。昭和45年東京地裁民事第3部に配属されたとき沖縄復帰訴訟が係属し、そこで沖縄の抱えている問題を学んだ。行政事件や労働事件、会社更生事件を担当したときに、憲法の基本原理から考える先輩裁判官や基本的人権擁護のために尽力する弁護士と出会い、沢山のものを学び、そうしたことを通して自分の生き方の根を増やし、推測する翼を広げて行った。

裁判官として、1人の人間として戦争のない平和な世の中と基本的人権を守ることが私の生き方の基本であり、私の精神の柱である。

いわゆる新安保法制法が違憲であることは疑いがない。このような法律を、本来憲法を尊重し擁護する義務がある安倍政権の閣僚と安倍政権に同調する多数の国会議員とが国会での十分な審議を殊更除けて、単に数の多数で国会で可決成立させたことは、狂気の沙汰としか言いようがない。このような法律の制定過程と内容は、子どもの頃に経験した戦争の恐怖と欠乏から芽生え育てて来た私の生き方と精神の根幹を根こそぎにし、打ち砕くもので、私には耐えがたい。

新安保法制法は条件付きとはいえ、専守防衛の範囲を超えて、武器を使用する戦いを認めている。現代の国家間・民族間の関係は複雑で、兵器や武器は多様化し、かつ、高性能化しているので新安保法制下では私たち国民が何時何処で攻撃され、被害にあうか分からない。それは単なる主観的かつ抽象的な危惧ではない。

太平洋戦争が始まった時に日本の本土が空襲されることをどれだけの人が予測したであろうか。予測していたのは極一部の軍部と政府機関の者でしかなかつ

た。その他は誰一人として想像したものさえいなかった。その時に空襲の危険を唱える人がいたら、それは特殊な人間の被害妄想，単なる主観的・抽象的危惧に過ぎないと一蹴されただろう。しかし，現実には本土空襲は起こった。同じ歴史を繰り返してはならない。私は，私の身近な人ばかりでなく，たとえ安保法制に賛成の人でも，世界中の誰にも，戦争による恐怖と欠乏を経験させたくない。誤った新安保法制法は廃止しかない。

②第一次 ●●●●

私は，1948（昭和23）年生まれで直接戦争は知らない。大正の生まれで戦争を体験した父母から聞いた心に残るエピソードがある。両親は元々東京に住んでおり私より5つ年上の姉は板橋区で生まれた。1945（昭和20）年3月10日，父の32歳の誕生日のその日に，東京大空襲があり，幼子を抱えた父は，それを契機に郷里宮崎に戻ってきた。また，身体が弱く兵隊に駆り出されずにいた父も，戦争末期には兵器製造関連の業務に引っ張りだされ，1945（昭和20）年8月9日には，北九州の小倉にいた。3日前の8月6日，原爆が広島に投下され，小倉は，長崎や新潟などとともに，次の投下先とされていた街であった。そして，8月9日に実際に小倉に2番目の原爆が投下されるころだったが，その朝小倉上空は雨模様で雲が多く米軍は小倉への投下を断念，急遽，長崎に変更され原爆が落とされた。この日，小倉に原爆が投下されていれば，私は，この世に生を受けることはなかったのかもしれない。また，父は医者であった長兄を戦争で亡くし，また，母も朝鮮半島で教員をしていた兄を戦争で亡くしていた。父母は，平和の尊さを，折に触れ，子どもの私に伝えていた。小学校に上がる前，街中に出ると，傷痍軍人が軍服を着て路傍で無心をする姿に出会った。子

どもの目にもその光景は鮮烈だった。母親は見てはいけないというように、私の手を引いてさっさと歩き、そのような場面を長くは見せないようにしていた。目が潰れていたり、片腕や両腕がなかつたり、両足がなかつたりした方々などであり、子どもに与える衝撃が大きすぎると考えたのかもしれない。思えば、それが私の戦争体験だった。

私が初めて実感した戦争はベトナム戦争であった。そのころ高校生になっていた私は、小田実さんらが組織した「ベトナムに平和を市民連合」がアメリカの著名な新聞「ワシントンポスト」に平和の象徴である鳩をあしらった意見広告を載せようと募金運動をしているのに共鳴し、全校生徒にこれを呼び掛けた。私は、子どものころから、平和の尊さ、平和のうちに生きることの大事さを、親からも教員からも教えられ、また、みずからのベトナム戦争に対する認識やささやかな運動によっても実感してきた。

私は1977（昭和52）年に弁護士になり、多くの刑事事件の弁護に力を注いできた。刑事弁護人の役割は、刑事司法手続の中で、国家と対峙せざるを得ない被疑者・被告人の権利や利益を擁護し、その言い分を徹底して展開することにある。最善の弁護活動を行い、権力からの批判に抗して国家に異議を申立て、刑事訴追手続の過程における国家による人権侵害をチェックし、国家の恣意的な身体拘束や不公平・不均衡な量刑を防止し、そして間違っても冤罪が起きないように努めることにある。そして、弁護人が国家への対抗の「よすが」とするのは、まさに、憲法であり訴訟法であり、立憲主義にほかならない。憲法は国家の基本的枠組みを定める一方で国家を縛る規範であり、また、訴訟法は国家の権限を規定すると同時にその手続によらなければ訴追できないという国家を縛る規定であ

る。これらに依拠して、何人にも認められた基本的人権を国家に守らせていくことに弁護人の存在意義がある。

刑事裁判で訴追された者の多くは、少数者、異端者といえる。しかし、異端の援助に徹することを通じて、弁護人は、民主的な国家の要請でもある「公正な裁判」を実現する役割を担っている。民主主義の理念が、「開かれた社会」、「多元主義」、「寛容」にあることを考えれば、異端を弁護する人の存在とその活動を容認する社会・国家こそ、真の民主的な社会・国家である。弁護人は、その活動が民主社会の実現に繋がると確信して、被疑者・被告人の援助者に徹する。私は、刑事弁護人の存在は、まさに立憲主義の発想であり、また、真の民主主義の重要な要素であって、刑事弁護人は民主主義の担い手であると考え、誇りを持ってその活動を担ってきた。

しかし、2015（平成27）年、立憲主義をまったく蔑ろにした新安保法制法が制定され、施行から2年、自衛隊は駆けつけ警護の新任務を帯び、戦闘行為の真っ只中の南スーダンで恐怖と危険に晒された。武器防護や日米共同軍事訓練、多発する米軍機・自衛隊機の事故、敵地攻撃能力を有する武器導入の動きなど日本全体が戦争できる国になることで国民生活に大きな犠牲を強いている。このような今日の情勢は、私が子どものころから何よりも大切な価値として尊んできた平和、そして、誰もが平和のうちに生存する権利を、著しく危ういものとしている。立憲主義に通じる弁護人の役割に関する考え、弁護人の活動からも、およそ容認しがたい事態である。まさに、わが国における「法治」が揺らいでいる。そのような状況を甘受しなければならないことは、私にとっては甚大な精神的苦痛以外の何物でもない。私は、1人の人間として、また、弁護人、法律家と

して、今日の安倍政権が作り出した憲法状況を、絶対に容認することができない。

(8) 平和を望む国民・市民

原告ら全員は、平和を望む国民・市民であり、新安保法制法の成立・施行により、平和的生存権、人格権及び憲法制定・決定権を侵害されている。人格権に関して言えば、以下のことが明らかである。

① 第一次 ●●●●

私は戦争が終わって4年後の昭和24年に生まれた。庭には防空壕があり、昭和19年生まれの長兄は母に抱かれて何度か防空壕に入ったと聞いた。お祭りの時や町角には、傷痍軍人の姿があちこちで見られ、子供心に戦争の傷あとを感じるが多々あった。私は子ども心に疑問を感じ、大人たちに「どうして戦争をしたの」と何度か聞いた。しかし、大人たちはなかなか答えてくれなかった。

直接戦争を体験していなくても戦争の傷跡から恐怖心を感じる。戦争中の子どもたちはどんなに怖かったことかと想像するだけでも身震いがする。私は、戦争でアジアで2000万人以上、日本でも300万人をこえる方々が命を失っていることを知った。それぞれの方々にそれぞれの人生があり、戦争がなければ多くの命が輝く人生を歩まれたらと思う。子どもを育てる中で「かわいそうなぞう」という絵本に出合った。戦争で犠牲になるのは人間だけではない

く、動物たち、そして多くの生き物も犠牲になることをあらためて知った。子ども共々涙を流しながら、飢えて死んだぞうたちに思いを馳せた。

戦争とは殺し、殺されること以外の何物でもない。どんな理由をつけようと、それに尽きる行為である。多くの犠牲の中で、私たち日本人は憲法9条をもつ国として戦後の出発をした。そして、この間70年間、戦争をしない国として生きてきた。

ベトナム戦争では日本が米軍の出撃基地となったが、それでも自衛隊が戦争に参加することはなかった。韓国は米韓の軍事同盟があり、ベトナム戦争に派兵し5000人以上の戦死者を出した。日本は同じく軍事同盟があっても憲法9条によって戦争への参加をくい止めてきたからこそ1人の戦死者も出さず1人の外国人も殺さないできた。歴代の自民党政府も憲法9条をふみにじることはできなかった。しかし、新安保法制は歴代の政府の努力や国民の平和に向けた強い願いを無視して、本来憲法を守る義務のある政治家が多数決の横暴で強行採決してしまった。新安保法制ができたことで、私達は日本が他国との戦争にまきこまれるのではないかという不安を常に抱えて生きていかなければならない。アメリカがシリアをミサイル攻撃したり、イランとの核合意を一方向的に破棄するというようなニュースを耳にするたびに、そのような米国と他国との戦争になるのではないか、そうなれば日本も新安保法制により、その戦争にまきこまれてゆくのではないかという不安を強くしている。

これから未来ある子どもたちに二度と再び戦争の惨禍を体験させることはあってはならない。中東でおきている内戦の様子をみれば、街中は破壊され、人々の生命と暮らしが奪われ、難民として逃げてでも生きられる保証がなく、国に残っても破壊しつくされる爆弾の下で、生きる術を奪われている。殺し、殺さ

れるのが戦争であることを事実が示している。そんな中で、戦闘機や爆弾などの兵器産業が栄え、地球を破壊しつくすような環境破壊、古代遺跡の破壊がくりひろげられている。戦争とは恐ろしい殺戮の行為であり、暴力の行きつくところである。日本があのような殺戮行為の関係国になるかと思うと人ごとではない。そのような恐怖の思いを、私は、今憲法9条をもつ日本国民の1人として味わっている。人間としての尊厳と、平和の中で生きる権利を侵害する新安保法制を身体をはってでも廃止させたいと強く思う。

② 第一次 ●●●●

新安保法制が絶対に許せないと私と夫が思った理由は、自衛隊員が戦争に参加しなくてはいけないかもしれないことと、将来に徴兵制が可能になるかもしれないことである。そのことで、新安保法制が成立してから、私達は日々辛く苦しい思いをしている。

国を武力で守るためには国防費がもっと必要になってくると思うが、そのお金はどこから出るのだろうか。おそらく、税金からである。現在でも、私達夫婦の生活は大変である。同じ税金を使うなら、今必要な事に使って欲しいと強く思う。私たちの日常生活上のこのような思いと新安保法制は、絶対に相容れない。

私達の親族が戦争に行ったが、何一つ帰って来なかったと聞いている。お墓があるだけである。親は辛かったはずである。私達は、そんな目に会いたくない。私たちが、特に裁判で新安保法制の違憲を訴えたいと考えたのは、敗戦国であり、戦争の痛みを知っている日本人だからである。戦争に行って人間を殺したり、傷つけたりする、その恐ろしい行為に、日本人は耐えられるだろう

か。その後の精神的な影響はどうかのだろうか。その後の仕事とか、身体的な補償とか、国は全員に責任を持ってくれるのだろうか。新安保法制こそ、私たちが戦争に巻き込まれる原因になる。暴力はいけないと教えられているが、戦争に行ったらその教えに反することを強いられる。ひたすら怖い。どうか戦争の無い平和な世界であって欲しい。そのような思いから、私も夫も「新安保法制反対！！」と訴えたい。

③ 第一次 ●●●●

新安保法制は、数の力だけで無理やり採決し、すべての価値を個人におき個人を大事にする憲法をないがしろにし、民主主義を踏みにじり、そして、私を含む少数意見者の人権を踏みにじった。このことは非常に腹立たしい。そして、声の届かないところで決まったことが非常に恐ろしい。

私は写真を趣味にしているが、その趣味の知り合いに92歳の方がいる。その方は1943（昭和18）年、17歳で故郷の長崎市を離れ海軍航空隊に入隊し、鹿児島で訓練生活を始めた。翌年、10日間の長崎市への帰郷が許され家族と楽しく過ごすもあっという間に時は過ぎ、再び列車で鹿児島に向かうことになった。途中、親戚の女の子が、見送りのために浦上の駅に来て立っていた。知人は、その女の子と少し世間話をしてから、手を振って別れた。知人は、鹿児島の隊に戻った後、高知に移り、1945（昭和20）年春に高熱を出して松山の海軍病院に入院した。その後、軍人として訓練を受けていた鹿児島、高知が空襲に見舞われ、間もなく広島と長崎に特殊爆弾（原爆）が投下されたということを聞いた。昭和20年8月29日、列車で長崎市に帰る途中、広島駅のホームから焼け野原を見た。その時、「長崎もだめか」と不安を抱きな

がら、翌日、長崎市に到着した。その知人の家族は無事だったものの、浦上で見送ってくれた女の子の一家は誰一人生存していなかった。

その知人は、「戦争に行ったはずの自分が助かり、見送ってくれた人が死ぬとは」と今も不条理を感じながら生きておられる。その知人は、その不条理を写真に落とし込むような数多くの写真を発表している。

戦争の惨禍を繰り返してはいけない。暴力には暴力が返ってきて、簡単には終わらないのが戦争である。日本はそのことを身をもって経験し、その後の未来に対して平和であり続けようという目的をもって存立していこうと決意したのではなかったのか。日本国憲法前文にはそのことがはっきりと謳ってあるではないか。

私は自分をありのままに受け入れ、「そこに居ていいんだ」「そこに居ることできっと誰かの役に立っているんだ」という気持ちを常々持ちたいと思っている。ありのままの自分を受け入れた時、他者も大事にしたいという気持ちが湧いてくる。日本国内だけではなく世界中のどの人に対して、間接的にでも「役に立ちたい」と思っている。そもそも他人を殺傷するような仕組みや行為は非常に許しがたく、私の信条とは絶対に相容れない。新安保法制は日本人がどこかで誰かを殺し、殺される危険を飛躍的に高めてしまった。選挙で多数を得たからと言って多数の横暴で何でも決めて良いということではないはずである。

グレーでもいい。お金による解決でもいい。仮に税金が倍になっても、外交によりいろんな国に対し喜んでもらうことで世界から戦争や紛争がなくなれば、自分の命も子供達の命も大事な人たちの命も他国の人たちの命も傷つかずにいられる。そっちの方が安上がりであるし、はるかに役に立つ。

しかし現状がそうならないことがもどかしくまた腹立たしく、自分の生命の危機を感じながら生きている毎日が精神的につらく悲しい。

相手が武器を持ったから武器を持ち、核をもったから核を持ち、軍事的圧力をかければ相手も同じだけの軍事力を持つとする。ずっとその繰り返しになることがわかっていて、なぜ日本からでもその悪循環を止めようとししないのか。ドイツがヒットラーの暴走を止められなかったのと同じ状態ではないか。

ミサイルを打ち込まれたらそれを完全に防ぐすべはない。世界有数の軍事力をもつお金があるなら、近隣の国に毎年1兆円ずつでもお世話になっている事への感謝のしるしとして、配る方がまだましだ。

日本の平和への武器となり得るのは、日本の様々な技術を駆使して世界にワクワク感与えることと、必要とされるところへの分け隔て無い援助である。武力での威嚇や核の抑止力にしがみつくと新安保法制は私の信条とは絶対に相いれない。

④第二次 ●●●●

私は農家の次男として生まれた。終戦時3歳だったので戦時中の記憶はないが、戦後貧しさの中で、思うように教育も受けられず、裸足で学校に通ったり、わら草履でしのいだこともあった。

私は、学校卒業後営林署に勤め方々を転勤でまわっていたが、とある職場で出会った忘れられない職員の方がいる。その方は、日頃から酒浸りで職場の人たちからも敬遠されがちな方だったが、職場の懇親会の席で、酔っぱらったその方が、戦争中に上官の命令を受けて、軍刀で捕虜の首を切り落としたと呟かれたのを聞いたことがある。

戦後30年が過ぎたころの話であるが、その方が、人を殺した経験を戦後ずっと心の中で引きずっておられていることを知った。戦争さえなかったら楽しい人生が過ごせはすのところ、人殺しの罪に苦しんで酒に逃げ、一生苦しみ続けることになったのだと思うと、あらためて戦争は絶対してはならないと痛感している。

安保法制は憲法違反である。平和な日本を子や孫に手渡したいという私の強い願いが踏みにじられている。

⑤第一次 ●●●●

2015（平成27）年9月19日未明、参議院本会議で新安保法制法が成立した。国会での審議を見て、率直に焦燥感と虚しさを感じた。この事実について、私は今でも「悪夢」を見ているような錯覚に陥ることがある。民主主義とは何か、何を信じていけばいいのか、政治に何を期待していいのか……。

日常、私は憲法のことを考えて生活しているわけではない。しかし、憲法は「水と空気」と同じように、私たちが生きていくうえで、なくてはならない必要不可欠なものとして存在している。

私は、1949（昭和24）年生まれのいわゆる「団塊世代」であり、幼いころ厳しい生活を強いられてきたことを今でも時々思い出す。第2次世界大戦で多くの人々が犠牲になり、荒廃・廃墟・疲弊したなかから憲法、地方自治法、教育基本法が制定され、戦後復興が始まり、その結果、経済をはじめ様々な分野で大きな発展を遂げてきたと考えている。

しかし、近年の政治状況を見ていると「数の力」で重要案件が次々と決められていく。多数決の原理といえはそれまでだが、何か虚しさを感じる。

新安保法制法の成立は、その典型的な事例である。自衛隊が海外に出て、他国の軍隊と一体となって軍事行動を行うことができるようになるなどと考えたこともなかった。

そもそも憲法は、小中学校の義務教育課程や高校で、要約すれば「戦争の反省のうえに立って作られ、その精神は国際平和主義、基本的人権の尊重、主権在民が柱となっている」と教えられてきた。その後、私自身も様々な書物を読むなかで、そのように認識してきた。

憲法前文や憲法9条の言葉は私の胸に深い感銘と確信をもたらしてきた。憲法9条と「自衛隊」の関係は長い間様々な議論がなされてきたことを知っている。素直に日本語を読めば、少なくとも自衛隊は「自衛のため」（専守防衛）であって、海外に出ていき、軍事行動に参加するなど到底考えられない。

1972（昭和47）年10月14日の参議院決算委員会で「他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」とした集団的自衛権と憲法の関係の政府見解を180度ひっくり返して、「合憲」とする2014（平成26）年7月1日の閣議決定は、学者でもない一般市民の私でも到底理解できるものではない。これが米国の意向を反映していることも隠しようもない事実である。矛盾に満ちた根拠をもって、国会で強行採決された新安保法制法は明らかに憲法違反だと素人でも分かる。法成立後、当時南スーダンに派遣されていた自衛隊が「日報」で戦闘状態にあった事実を、政府は「衝突」と言い換えた。PKO5原則違反となるのをごまかした。えびの市に在住する親戚（いとこの嫁）は、終戦当時、長崎で仕事中に被爆した。「息子

や娘が結婚するまでは体験を語ることはできなかった」と、述懐している。宮崎市に在住する義祖母（長男の嫁祖母）は、終戦前、旧満州に電話交換手として採用されたが、ここでの恐怖と苦難の話をよくしていた。その体験記も本にしているが、戦争がいかにか非人道的なものか伝わってくる。

私はこれらの親族の話から、戦争が終わった後でさえ、人々に耐えがたく長い痛みを与えることを知っている。

私は憲法9条にも拘らず海外で米国の行う戦争への加担を認める新安保法制が存在する限り、日本が他国との戦争にまきこまれ、結局は外国との本格的戦争に陥る危険は避けられないと考えている。それを考えると苦しく不安でたまらない。

⑥第一次 ●●●●

私は新安保法制が絶対に許せないと思っている。毎月のように報道される沖縄の米軍によるに沖縄県民に対する人権を蹂躪した行動。これまでどれほどの県民が泣かされ、苦渋を強いられてきたことか。また性的暴行により尊い命を奪われた女性たちも少なくない。しかし、これらを見做し日米同盟（ガイドライン）と新安保法制のもと更なる基地強化に向かっていることは何としても許し難いものがある。私は仕事で32年間沖縄と宮古、八重山に通った。特に先島諸島は美しく、世界に誇れる自然や生き物たちの宝庫である。島々の人々には平和で豊かな暮らしがあり、私にとって今までの人生の半分を過ごしたかけがいのない第二の故郷である。しかし、今、与那国や石垣、宮古では自衛隊基地が大きく増強されようとしている。島嶼防衛の名のもとに基地強化されていく島々、それ故有事には真っ先に大国の標的にされることを危惧している。

戦後以降先島には大きな基地はなく、それでも十分に平和に暮らしてきた。様々な農産物が豊富に育ち、特に宮古島は日本でも有数の葉たばこの産地でもある。広大な島の畑作地が国内で一人当たりの栽培面積をトップに押し上げている。そこで葉たばこ関連機器(主に乾燥機)の営業を生業としてきた私は、島の生産者と一緒になって汗を流しながら収穫、乾燥に長年携わってきた。また、乾燥葉たばこのJTへの販売結果に手を取り合って喜んだ。台風や干ばつなどによって不作の年もあったが、次に期待を寄せ決して落胆することはなかった。いつも彼らの表情には島の自然からの享受と日本一の葉たばこ作りの誇りを感じずにはいられなかった。そこにはただただ美しく豊かな島の自然と人の営みがあり、穏やかで平和な日々があった。そしてそれは未来永劫に続くものと思っていた。しかし昨今の島を巡る基地の増強と緊張は、そういった島の平和を一変しつつある。平和外交をおざなりにして国防のもとに際限なく装備を拡大することや米国と一緒に戦争に加担する恐れのある新安保法制法が作り出した状況は、リスクが増大するのみで平和が保たれることは決してない。時の為政者が「美しい日本」を標榜するならば、まさに南海の島々こそがそのものである。そこには自衛隊の戦闘服や物々しい装備が闊歩する姿は似つかわしくない。強い違和感を感じるだけである。それは島を訪れる多くの観光客にとっても同じだと思う。素晴らしい自然や人としての豊かな暮らしを守るためには、弛まない平和への希求を持って他国との関係を築き上げることが何よりも大切だと思う。私は何度でも言いたい。決して戦争に陥るリスクを抱えた法整備や兵器の増強では平和は築けない。私は、自然が、人々の生活が破壊されつつあることに身の置き所のないストレスを感じている。新安保法制法以来体調も悪化している。

⑦第一次 ●●●●

私は、戦後生まれなので私自身の戦争体験はない。先日、宮崎市内の居酒屋で知人と飲んでいるときに、「自衛隊の憲法への明記」の話題になった。隣りに居合わせた若い夫婦が我々の話を聞いて、話しかけてきた。若い夫婦の夫の話では、その人は昨日自衛隊を除隊してきたとのことであった。そして2人で明日、故郷の石垣島に戻るということだった。私が、「なぜ、除隊したのですか？」と尋ねても夫は戸惑ったように笑ったまま答えなかった。すると夫に代わって妻が「騙された気分です。」と口を開いた。「入隊するときは、まさかよその国に出かけて行って、戦争に行く…なんて全然知りませんでした」と言われた。私は、お二人の話を聞いてとても現実的な声だと思った。まさに、自分自身が外国で戦争をするかもしれないのである。夫は、新安保法制成立後、除隊者は増え続け、入隊者は減り続けていると話してくれた。

「自分の国は自分たちで守る」とか「守ってもらうばかりでは国際的に云々」は実際に外国に行って戦争をすることになるかもしれない若者にとっては、まやかしののではないだろうか。新安保法制の成立の経緯も、ひどいやり方で、ごり押しをした。多くの国民が反対していることを知りながら反対意見も聞かず強行したのはルール違反にしか思えない。そのうえで、中国や北朝鮮の脅威をことさらに強調して、対話によって解決しようとする道を握りつぶそうとしているように見える。このままでは、政権はこの次何をするのか、と大変怖い思いをしている。

私は、延岡市内で「こども食堂」を運営している。ここに来る中高生の中には、いわゆる「やんちゃ」な子どもも多く、親にあまり構ってもらえない、お

そらく経済的に貧しい子どもも少なからずいると感じている。彼らを見ていると、「やったらやりかえす。それが骨のある人間だ」と勘違いをしている傾向があるように見受けられる。

新安保法制を盾に政府は彼らの気持ちを利用していつ戦場へと掬い取られるか気が気ではない。こんな法律は反故にしなければならないと思う。私が個人としてふるまう社会的基盤が毀損された。自衛官が海外に派遣されたら、「殺せ」「命を投げ出せ」と命じるのは回り回って主権者である私だということに耐えられない。

⑧第一次 ●●●●

私は、戦後まもない昭和21年に生まれた。戦争を直接は知らないが、太平洋戦争のこと、日本の近現代史や世界の情勢など常に関心を持ち勉強してきた。学べば学ぶほど戦争ほど人間と地球をむしばむ害悪はないと確信するようになった。

太平洋戦争末期、日本の軍事費は国家予算の8割を超え、国民生活は困窮し、300万人余の人命が奪われ国土は焦土と化した。武力で国を守るどころか、国民の命も平和な暮らしも失われた。今回の新安保法制も武力紛争加担という泥沼への一步と考える。いわゆる「改正武力攻撃事態法」で、「存立危機事態」と称して米軍が関わる紛争に自衛隊参加を容易にする内容を盛り込み、さらに「周辺事態法」では法律名も「重要影響事態法」として従来の「日本周辺」という地理的制限を外し、自衛隊の活動を地球規模に拡大する等、「戦争法」そのものである。憲法13条等で認められる「平和的生存権」「幸福追求権」の侵害はだれにも許されまい。

南スーダンにおける陸上自衛隊のPKO活動に関する「黒塗り日報」で「宿営地付近で戦闘が起き、流れ弾に注意が必要」（詳細は黒塗り）、「武装グループによる襲撃」で「宿営地周辺より射撃音」（弾薬の使用状況は黒塗り）、さらに、関係悪化の場合、「国連の活動停止、活動の制限に追い込まれる可能性」に言及していた。今回の南スーダンにおけるPKO活動が憲法9条2項に抵触する実態を国民に知られることを恐れている。同時に「黒塗り日報」は国民主権に裏付けされた「知る権利」を侵害する。

さらに、北朝鮮の動向も国民の不安を掻き立てており、北朝鮮の度重なるミサイル発射実験実施も含めて国民の不安は増幅している。対話解決の兆しがあるが不安が解消されてはいない。北朝鮮の狙いはアメリカにあり、核保有国として米朝の「対等な交渉の場」を求めることにあるようだ。新安保法制法によって日本が積極的に米国と軍事一体化の行動をとれば無用な紛争に巻き込まれる危険が高まる。「新安保法制」の審議の過程で安倍首相が「いかなる事態でも、国民の命と平和な暮らしを守り抜いていく。私にはその大きな責任がある。万全の備えをすることが日本に戦争を仕掛けようとする企みをくじく。これが抑止力だ。」（2014・7・1）と発言したが、むしろ新安保法制法以降、国民は不安と困惑そして危機感すら抱き始めている。

日本は明治以降、富国強兵を国是として、日清、日露戦争時の軍事費は国家予算の7～8割、太平洋戦争末期には9割近くを占めていた。国民生活の困窮は想像に難くない。挙句の果てに、幾多の人命被害と、焦土と化した国土を残して軍事国家は壊滅した。日本人は「軍事力で国は守れない」ことを思い知り、同時に、「不毛な戦争を繰り返さない」という強い決意を日本国憲法に託してきた。無論、今も、紛争が世界各地にあって、武力衝突がされていること

も事実であるが、そうした紛争が武力で解決できず、憎悪が憎悪を生んでいるのが現実である。強大な軍事力で多くの紛争に介入してきたアメリカは、いずれも根本的な解決は出来なかった。日本の自衛隊は「自分の国を守る個別的自衛権」の枠内で増強され、国際的軍事力資料によれば、すでに世界有数の「実力組織」を有していると言われている。国民の多くは自衛隊の災害復旧への貢献も含めて現在の在り方を是認しているが、これ以上の強大化は望んでいないだろう。私たちが若者に伝えるべきは、日本が生き残るために必要なのは偏狭な考え方に拠る軍事力ではなく、紛争を未然に防ぎ平和的共存を確立する交渉力ではないだろうか。

新安保法制 11 法案は国民多数の反対の中、強行採決の上、可決された。

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を始めとする「立憲政治」のルール無視の暴挙と異議を唱える民意を意に介さぬ横暴には怒りしかない。私の住む地方でも波状的な反対デモが行われ、長年、平和運動に関わってきた人達に一般市民も加わり運動は高まりを見せたが、今回は、特に大都市圏を中心にこれまで政治に無関心と思われてきた若い世代が、そのエネルギーを全開し、「安保法制」反対の意志を爆発させた。さらに、国会審議等を通じて、新安保法制法が「日本の平和のための備え」の言葉とは裏腹にその本質が「対米追従の自衛隊海外派遣法」であり「集団的自衛権」が「米軍加担の集団的交戦権」であることを国民多数が理解するに至った。そんなものを国民は望んでいないはずだ。

日本国憲法前文の冒頭に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によっ

て再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とある。

しかし、新安保法制法が強行採決された前年（2014年）に実施された衆院選では自民党は定数475のうち、290議席（小選挙区222，比例区68）を得て、単独過半数を占めた。但し、全有権者に対する得票の割合を示す絶対得票率は、小選挙区で24.49%，比例区では16.99%に過ぎない。明確に支持を示した人は小選挙区で4人に1人，比例区では6人に1人だった。その自民党が全議席の6割を占めたことになる。

国民の側から見れば、自民党の多数とは多数の民意を封殺した「小選挙区制」および「重複立候補制」を導入した改正「公職選挙法」（1994年）の結果、生まれた「虚構の多数」と言っても過言ではない。議会制民主主義が形骸化する今、国民が、その意志を発現できる最良の場は「裁判所」である。言わずもがな、であるが改めて、日本国憲法76条3項には「すべて裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」とある。その裁判所に私は限りない期待をかけている。違憲の新安保法制がごり押しによって制定されたことで、私は、自分が正しいと信じて生きてきた人生が丸ごと否定されたと感じている。戦前に戻そうとする権力者の手にこの国の政府が乗っ取られたのであり、怖くて仕方がない。

⑨第一次 ●●●●

私は1954（昭和29）年に生まれ、父母そして義父から、その戦争体験を聞いている。母は1945（昭和20）年、宮崎大空襲を体験した。母は14歳、大きな爆弾の音が相次いで起き、あちこちで火災が起き、しまいには一

面の火の海となり、とても怖くて震えが止まらなかった。父の兄は徴兵されて戦死、父自身も田んぼで農作業していた時にグラマンに狙い撃ちされ、山積みされた糶わらの陰に回り、難を逃れた。他界した義父は、徴兵され、主としてニューギニアに派兵され、島から島へ異動の際、爆撃にあつて9回も船から海へと投げ出された。ニューギニアでは山間部を移動し、多くの日本兵がマラリアで死亡した。飢えと渇きで葉っぱや虫などを食べた。現地人をスパイ容疑でシャーベルにて首をはねた。あまりのひもじさで死亡した日本兵の肉を食べた。島の日本軍の飛行場が爆撃を受け、飛行機と友軍が全滅した。配備された連隊約2000名のうち、生きて日本に帰ったのは6名だけだった。この話を私にした義父の足には銃弾の傷跡があった。

私は、日本は恒久的平和を願う憲法のもとで、戦争をしない国としての明確な地位を確立し、各国の紛争の仲介役となる役割が果たせればと、願っている。

しかし、新安保法制を強引に成立させた政権の動きは、日本が世界に誇ってきた平和憲法を投げ捨て、誰もが平和のうちに生存する権利を、著しく危ういものとしている。そのような事態を甘受しなければならないことは、私にとって甚大な精神的苦痛である。

⑩第一次 ●●●●

私は1944（昭和19）年5月、宮崎県延岡市に生まれた。当時はアメリカ軍の日本本土空襲が激しくなっていた時期で、私が生まれたころの延岡市には、軍用火薬の製造がおこなわれていた民間会社の工場があり、米軍の攻撃目標となった。延岡市役所発行の延岡市史によると、「1945年6月29日午前1時1

5分頃、アメリカ空軍による大空襲が始まり、街はまたたく間に火の海と化し、無防備の市民はどうすることも出来ず、空襲なすがままで焦土と化し悲惨極まりない状態で、阿鼻叫喚(あびきょうかん)とはこのような事かとただ茫然として、軍が唱える本土決戦の悲惨さ、恐ろしさを思わずにはいられなかった」とあり、130人が即死した。生まれて間もない私は、両親や親戚の者たちと日之影町の大崩山麓に疎開して延岡大空襲の難からは逃れた。

延岡大空襲の中で25歳の日系女性教師も犠牲となったことをある書籍で知った。延岡中学校では毎年6月29日、彼女の命日に慰霊祭と平和学習会が開かれている。

1965（昭和40）年2月、アメリカが北ベトナム爆撃を開始し、沖縄の嘉手納基地では、北爆の主役となったB52爆撃機が、終日ベトナムに向け発進する基地となった。日本でもベトナム反戦運動が盛り上がり、当時の私は学生で、反戦のデモに参加した。しかし、日本国憲法の制約により自衛隊がベトナムや海外に出向くようなことはなかった。

ところが、憲法違反の新安保法制は、自衛隊が堂々と海外に出掛け戦争をすることの道を開いた。私は、このような状況が不安でならない。

⑪ 第一次 ●●●●

私は、歌人として活動しており、日本語や言葉を大切に思い、その意味、正確性、使う人の魂や誠意、責任とも一体のものだと考えている。新安保法制法案が国会で審議されているときの内閣総理大臣や国務大臣などの説明や発言を見るにつけ、言葉がねじ曲げられ、ごまかしの手段に使われていることに、許しがたい

憤りと深い悲しみを感じた。しかも平和の問題を論じているときであるのにその無責任さに、恐怖と不信を強くした。「交戦権は、これを認めない」は憲法9条第2項にある言葉であるが、無理やりルビをふって全く違った内容に変えてしまうような暴力的な言葉遣いの強引さ、その強引さによって新安保法制法が可決されて成立したということは、表現者として許しがたいことである。

言葉が言葉としての意味をなさないのであれば、それはもはや日本語の崩壊だということしかない。このように「はじめに結論ありき」で、緻密な議論がなされず、専門家の意見もないがしろにされ、つじつまを合わせるための一方的な説明ばかりが認められて強行採決に至ったということは、これ以外の意見に耳を貸さず、認めないということである。このような空気が当たり前になった時、私をはじめ、一人ひとりが自由にものを考えて発言するという、憲法21条で保障されている「表現の自由」が奪われることにも繋がっていく。私はそのことに強い危機感を覚えている。同じように考える歌人は多く、第二次安倍内閣以降の動きを見て、「戦後70年余り、今が一番危うい時期である」「ここだけは譲れない」という思いをひしひしと感じ、短歌で対峙してみる必要を叫んでいる。このような状況は、歌人である私に、大きな悲しみと苦痛、言いようのない虚しさをもたらした。このままでは日本人でいることにも希望が持てない。

私は、東日本大震災が起こった2011（平成23）年3月11日、宮城県仙台市に住んでおり、震度6弱の揺れを体験した。私の自宅からわずか7kmほど離れた場所で津波によってたくさんの命が奪われ、犠牲者数も「200人から300人」という概数でしか表すことのできない非常事態であった。さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故があり、放射性物質による子どもの健康被害を恐れ、3月19日にたまたま空いていた新潟行き的高速バスに乗り、息子と2人で

避難し、その後さまざまな経緯があって私の家族は宮崎で暮らすことになった。私の数多くの知人が東日本大震災で亡くなっており、全体の甚大な被害を考えると、東日本大震災から8年目を迎えた今でも、私は涙が出る。大切な家族や愛する人を失った人はどんなにつらいだろうと、私は想像する。多くの命が一瞬のうちに失われた。私はこの体験からも、命の尊さを訴えずにはいられない。新安保法制で集団的自衛権が認められ、自衛隊が武器を使用できる基準が拡大され、ひとりひとりの人間の命が尊重されず、「国」や「軍」のために犠牲となる人が出てくる可能性が高まった。今もなお震災の影響から苦しんでいる人たちがたくさんおり、震災後の困難にある人たちは、新安保法制をどのように思うのかと、考える。原発事故の影響もさまざまに懸念される中、被災者は置き去りにされていないだろうか。その後熊本地震や大雨災害など自然災害が続いている。私は、東日本大震災後を生きているが、この私自身の非常時の体験から、大きな災害はもちろんのこと、市民が理不尽に戦争に巻き込まれてきた歴史までも考えずにはいられなくなった。自衛隊が武器を持ち、他国の軍隊に協力できるようになったことで、日本国内でも生活の場がそのまま爆撃や殺戮の現場となる可能性が生じたことを懸念している。日本は、東京大空襲での無差別爆撃や、市民を巻き込んだ沖縄本島での地上戦、さらには人類史上初なおかつ世界で唯一核兵器が実戦使用された事例として広島・長崎への原子爆弾投下など、非常に多くの市民が戦争の犠牲になった。過去多くの市民が犠牲となったこれらの体験から、自分自身を含め、日本人は戦争の悲惨さと平和の尊さを世界に訴えていく特別な義務があるのではないかと、私は感じている。さらに、被害だけではなく、南京大虐殺や強制連行、慰安婦制度による性暴力など、加害の面を考えても、犠牲を被るのは普通の暮らしをしている市民であることは明らかである。他国の軍隊に協力した

り、武器を携行して活動したりすることが、市民の日常を守り、平和な暮らしを維持することに繋がるとは到底考えられない。将来のことを考えると憂鬱になって、私は平和のうちに生きる希望が打ち砕かれ踏みにじられていることをつねに感じずにはいられない。

第8 終わりに

以上詳述してきたように、原告らはさまざまに人格権を侵害されており、その侵害は本来原告らの人権を守るべき立法府と行政府の行為によって引き起こされたものである。本件安保法制法は国会による立法行為によるものであるが、原告らは、その立法行為が違憲であり違法であると詳細に主張している（訴状および準備書面（4））。

立法行為によって原告らの権利侵害が引き起こされるということはあるとはならないことであるが、今回はそのあってはならないことが起きたのである。三権分立の制度下では、原告ら国民・市民は三権の最後に残った司法にその救済を求めるしかない。新安保法制法の立法過程及びその後の施行において、立法府も行政府も、多くの国民・市民の連日にわたる反対の言動をすべて無視し、ほとんどの憲法学者の違憲であるとの意見も無視し、あらゆる良識ある人々の言葉にも全く聞く耳を持たなかった。原告らに残された選択肢は、司法での救済を求めることしかない。

本準備書面で主張し紹介した各原告らの被害は原告らの一部のものであるが、他の原告らの経験もこれらの類型に整理できよう。

原告らの人格権侵害は、学説によっても判例によっても不法行為として損害賠償されるべきである。軍事衝突は互いに軍事的威嚇行動を繰り返す中で、いつどこで偶発的に起こるかわからない。「漠然とした不安感」「未だ抽象的懸念にとどまる」などと過少に捉える間に突然具体的被害が生じてしまう。本質的にそのようなものである。それは過去の歴史が証明している。新安保法制施行後、日本はアメリカのアジア戦略にさらに強く組み込まれ、自動的にアメリカが関与する軍事行動に加担させられる危険性も高まっている。自衛隊と米軍との共同訓練は増え、沖縄の基地負担は軽減されず、さらに、岩国、横田など全国の基地機能は拡充されている。敵地攻撃能力を持つ武器導入や空母建設計画など日本の軍備は次々に増強され、増え続ける軍事費は国民生活を圧迫している。オスプレイを始めとする米軍機や自衛隊機による事故も多発している。生活の間近で起きる事故の危険の増加は、日本国民にとっていつ自分の身に降りかかるかわからない現実的な不安である。

原告にはならなかった多くの国民・市民も民主主義の最後の砦としての裁判所に期待を寄せている。裁判所の任務は、国民・市民らの権利救済にあるのだから、その任務を果たされることを強く望む。多くの国民・市民がこの国に生きることに希望を見出せるようにと、裁判所の決断を多くの国民・市民が期待して見守っている。裁判所におかれては、ぜひこの期待に応えてほしいと切望する次第である。

以 上